

# 美郷町地域防災計画

美郷町防災会議

令和5年3月



沿革		
平成 7 年	旧六郷町	修正
平成 14 年	旧千畑町	修正
平成 14 年	旧仙南村	修正
平成 18 年	美郷町	作成
平成 24 年	美郷町	修正
平成 26 年	美郷町	修正
平成 27 年	美郷町	修正
平成 29 年	美郷町	修正
令和 5 年	美郷町	修正

# 震 災 対 策 編

## 目 次

### 第 1 章 総則

第 1 節	計画の目的	3
第 2 節	計画の性格及び構成	6
第 3 節	美郷町防災会議	7
第 1	防災会議の目的	
第 2	防災会議の組織	
第 3	所掌事務	
第 4 節	防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱	8
第 1	防災関係機関の責務	
第 2	防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	
第 5 節	美郷町の概況	14
第 1	美郷町の概況	
第 2	既住の地震被害	
第 3	活断層調査	
第 6 節	被害想定	17
第 1	基本的な考え方	
第 2	前提条件	
第 3	被害想定	
第 7 節	地震の知識	20
第 1	震度とマグニチュード	
第 2	地震・津波情報	
第 8 節	県内の地震観測体制	21
第 1	秋田地方気象台	

第9節	積雪期における地震	22
第1節	積雪期の気象状況	
第2節	過去の積雪期の地震災害	
第3節	積雪の地震に対する影響	
第10節	震災に対する調査	24
<b>第2章 災害予防計画</b>		
第1節	防災知識の普及計画	25
第1節	計画の方針	
第2節	防災関係職員に対する防災教育	
第3節	一般住民に対する防災知識の普及	
第4節	学校等を通じての防災知識の普及	
第5節	防災上重要な施設の管理者等の教育	
第6節	災害予防に関する普及・啓発運動	
第7節	防災に関する意識調査	
第2節	自主防災意識・防災技術の啓発育成計画	29
第1節	計画の方針	
第2節	地域住民等の自主防災意識の強化	
第3節	事業所の自衛消防組織等	
第3節	防災訓練計画	31
第1節	計画の方針	
第2節	現況	
第3節	訓練の区分	
第4節	訓練の種別	
第5節	訓練の実施と事後評価	
第4節	災害情報の収集・伝達計画	34
第1節	計画の方針	
第2節	情報収集・伝達体制	
第5節	通信及び放送施設災害予防計画	36
第1節	計画の方針	
第2節	町の通信施設	
第3節	秋田県総合防災情報システム	
第6節	水害予防計画	38
第1節	計画の方針	
第2節	河川施設	
第3節	ダム施設	
第4節	ため池施設	
第5節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第6節	洪水ハザードマップの作成等	
第7節	洪水等に対する発令基準の設定等	

<b>第 7 節</b>	<b>火災予防計画</b> . . . . .	<b>4 1</b>
第 1	計画の方針	
第 2	出火防止と初期消火	
第 3	火災の延焼の防止	
第 4	消防水利の整備	
<b>第 8 節</b>	<b>危険物施設等災害予防計画</b> . . . . .	<b>4 3</b>
第 1	計画の方針	
第 2	危険物	
第 3	火薬類	
第 4	高圧ガス、都市ガス	
第 5	L P ガス	
第 6	毒物、劇物	
第 7	危険物等運搬車両	
<b>第 9 節</b>	<b>建造物等災害予防計画</b> . . . . .	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	公共建造物	
第 3	一般の建造物	
第 4	ブロックべい、石べい等	
第 5	家具等の転倒防止	
第 6	液状化対策等	
<b>第 1 0 節</b>	<b>土砂災害予防計画</b> . . . . .	<b>4 8</b>
第 1	計画の方針	
第 2	地すべり	
第 3	急傾斜地	
第 4	土石流	
第 5	土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）	
第 6	土砂災害警戒区域（通称：レッドゾーン）	
第 7	山地	
第 8	雪崩	
第 9	警戒避難体制等の整備	
第 1 0	災害危険区域からの住宅移転	
第 1 1	連絡調整体制の整備	
<b>第 1 1 節</b>	<b>公共施設災害予防計画</b> . . . . .	<b>5 4</b>
第 1	計画の方針	
第 2	道路及び橋梁	
第 3	水道施設	
第 4	下水道施設	
第 5	電気施設	
第 6	鉄道施設	

第7	社会公共施設等	
第8	その他	
<b>第12節</b>	<b>農業災害予防計画</b>	<b>60</b>
第1	計画の方針	
第2	農地及び農業用施設等	
<b>第13節</b>	<b>避難計画</b>	<b>61</b>
第1	計画の方針	
第2	指定緊急避難場所、指定避難所等	
<b>第14節</b>	<b>医療計画</b>	<b>64</b>
第1	計画の方針	
第2	初期医療体制の整備	
第3	後方医療体制の整備	
第4	搬送体制の整備	
第5	広域的救護活動	
第6	その他	
<b>第15節</b>	<b>積雪期の地震災害予防計画</b>	<b>67</b>
第1	計画の方針	
第2	交通の確保	
第3	雪に強いまちづくりの推進	
<b>第16節</b>	<b>文化財災害予防計画</b>	<b>69</b>
第1	計画の方針	
第2	文化財	
第3	史跡・名勝・天然記念物等	
第4	被災古文書等の保全	
<b>第17節</b>	<b>災害拠点の指定及び整備に関する計画</b>	<b>70</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
<b>第18節</b>	<b>要配慮者の安全確保に関する計画</b>	<b>72</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
<b>第19節</b>	<b>ボランティア活動と支援計画</b>	<b>75</b>
第1	計画の方針	
第2	災害ボランティアの活動分野	
<b>第20節</b>	<b>広域応援体制の整備</b>	<b>76</b>
第1	計画の方針	
第2	相互応援協定	
<b>第21節</b>	<b>災害時の生活関連物資等の確保に関する計画</b>	<b>78</b>
第1	計画の方針	
第2	公的備蓄の推進	

第3	生活関連物資等の確保	
第4	備蓄庫の配置	
第5	救援物資の事前準備と受入及び配分	
<b>第22節</b>	<b>緊急輸送道路に関する計画</b>	<b>81</b>
第1	計画の方針	
第2	緊急輸送	
<b>第23節</b>	<b>行政機能の維持・確保計画</b>	<b>82</b>
第1	計画の方針	
第2	業務継続計画（BCP）の策定	
第3	各種情報のバックアップ	
<b>第3章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>活動体制計画</b>	<b>83</b>
第1	計画の方針	
第2	防災活動体制	
第3	美郷町災害対策本部等	
第4	美郷町災害対策本部等の運営の基本事項	
<b>第2節</b>	<b>職員の動員体制</b>	<b>92</b>
第1	職員動員の基本事項	
第2	職員の心得	
第3	職員の動員	
第4	指定職員及び動員計画	
第5	初動活動	
第6	応援要請等	
第7	職員の派遣	
第8	応急措置の代行	
第9	応急公用負担	
<b>第3節</b>	<b>自衛隊災害派遣計画</b>	<b>98</b>
第1	計画の方針	
第2	災害派遣の対象	
第3	派遣要請の範囲	
第4	災害派遣要請の手続き	
第5	災害派遣に伴う措置	
第6	その他	
<b>第4節</b>	<b>地震情報の発表・伝達計画</b>	<b>102</b>
第1	計画の方針	
第2	地震情報の種類と発表基準	
第3	伝達方法	
<b>第5節</b>	<b>災害情報の収集・伝達計画</b>	<b>104</b>
第1	計画の方針	

第2	情報収集体制及び伝達	
第3	緊急放送の利用	
第4	異常現象発見時の措置	
第5	地震による特殊災害発生時の措置	
第6	被害報告	
第7	被害の認定基準	
<b>第6節</b>	<b>通信運用計画</b> . . . . .	<b>110</b>
第1	計画の方針	
第2	通常時における通信連絡	
第3	非常時における通信連絡	
<b>第7節</b>	<b>広報及び公聴計画</b> . . . . .	<b>112</b>
第1	計画の方針	
第2	広報の内容	
第3	広報の手段	
第4	報道機関等への広報	
第5	災害時の公聴活動	
<b>第8節</b>	<b>避難対策計画</b> . . . . .	<b>114</b>
第1	計画の方針	
第2	避難指示等及び警戒区域設定の責任者	
第3	避難指示及び緊急安全確保等の要領	
第4	避難の方法	
第5	指定避難所の開設及び運営	
第6	警戒区域の設定	
<b>第9節</b>	<b>消防・救助活動計画</b> . . . . .	<b>123</b>
第1	計画の方針	
第2	消防活動	
第3	救助活動	
<b>第10節</b>	<b>消防防災ヘリコプターの活用計画</b> . . . . .	<b>124</b>
第1	計画の方針	
第2	県消防防災ヘリコプターの緊急運航	
第3	県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続き等	
<b>第11節</b>	<b>水防活動計画</b> . . . . .	<b>127</b>
第1	計画の方針	
<b>第12節</b>	<b>災害警備計画</b> . . . . .	<b>128</b>
第1	計画の方針	
第2	災害警備	
<b>第13節</b>	<b>輸送計画</b> . . . . .	<b>129</b>
第1	計画の方針	
第2	輸送網の確保	



第3	道路の交通規制	
第4	輸送	
第5	緊急輸送	
<b>第14節</b>	<b>給食・給水計画</b>	<b>133</b>
第1	計画の方針	
第2	給食	
第3	給水	
第4	住民及び自主防災組織の給水対策	
第5	水道施設の応急復旧	
<b>第15節</b>	<b>生活必需物資等供給対策計画</b>	<b>137</b>
第1	計画の方針	
第2	生活必需品の確保と輸送	
第3	生活必需品の配分方法	
第4	救援物資の調達・輸送・供給計画	
<b>第16節</b>	<b>医療救護計画</b>	<b>139</b>
第1	計画の方針	
第2	医療救護活動	
第3	備蓄医薬品の供給確保	
第4	搬送	
第5	災害・救急医療情報システムの活用	
第6	県の対応	
<b>第17節</b>	<b>災害ボランティアの派遣・受入計画</b>	<b>142</b>
第1	計画の方針	
第2	災害発生時の体制	
第3	災害ボランティアの派遣・受入	
第4	災害ボランティアの派遣・受入にあたっての基本事項	
<b>第18節</b>	<b>公共施設等の応急復旧計画</b>	<b>144</b>
第1	計画の方針	
第2	道路及び橋梁施設	
第3	鉄道施設	
第4	社会公共施設	
<b>第19節</b>	<b>ライフライン施設応急対策計画</b>	<b>147</b>
第1	計画の方針	
第2	電気施設	
第3	水道施設	
第4	下水道等施設	
第5	電信電話施設	
<b>第20節</b>	<b>危険物施設等応急対策計画</b>	<b>150</b>
第1	計画の方針	

第2	危険物	
第3	火薬類	
第4	LPガス	
第5	毒物、劇物	
<b>第21節</b>	<b>危険物等運搬車両事故対策計画</b>	<b>153</b>
第1	計画の方針	
第2	漏えい等の防除措置	
第3	実施の要領	
<b>第22節</b>	<b>防疫・保健衛生計画</b>	<b>155</b>
第1	計画の方針	
第2	防疫	
第3	食品衛生監視	
第4	防疫用薬品、資器材等の調達等	
<b>第23節</b>	<b>動物の管理計画</b>	<b>157</b>
第1	計画の方針	
第2	災害発生時における災害応急対策	
<b>第24節</b>	<b>廃棄物処理計画</b>	<b>158</b>
第1	計画の方針	
第2	ごみ処理	
第3	し尿処理	
第4	死亡獣畜処理	
第5	廃棄物の処理、施設の応急復旧	
<b>第25節</b>	<b>遺体の搜索、処置、埋火葬計画</b>	<b>160</b>
第1	計画の方針	
第2	遺体の搜索	
第3	遺体の処置	
第4	遺体の埋葬	
第5	費用	
<b>第26節</b>	<b>文教対策計画</b>	<b>163</b>
第1	計画の方針	
第2	事前対策	
第3	応急措置	
第4	応急教育の実施	
第5	学用品の調達、支給等	
第6	文化財の保護	
<b>第27節</b>	<b>住宅応急対策計画</b>	<b>165</b>
第1	計画の方針	
第2	公営住宅等の利用	
第3	応急仮設住宅の建設	

第4	住宅の応急修理	
第5	危険度判定	
第6	罹災証明書の交付	
第7	災害時の二次災害の拡大防止対策	
<b>第28節</b>	<b>流出油等の防除対策計画</b>	<b>168</b>
第1	計画の方針	
第2	流出油等の防除措置	
<b>第29節</b>	<b>災害救助法の適用計画</b>	<b>169</b>
第1	計画の方針	
第2	災害救助法の適用基準	
第3	災害救助法の適用手続き	
第4	災害救助法による救助の種類と救助（実施権限）の委任	
第5	従事命令	
第6	救助の実施状況の記録及び報告	
<b>第4章</b>	<b>災害復旧計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>公共施設災害復旧事業計画</b>	<b>172</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
第3	国・県による復旧工事の代行	
<b>第2節</b>	<b>財政負担に関する計画</b>	<b>175</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
<b>第3節</b>	<b>被災中小企業の振興等経済復興支援計画</b>	<b>177</b>
第1	計画の方針	
第2	実施体制	
第3	復興事業の促進	
<b>第4節</b>	<b>農林漁業経営安定計画</b>	<b>178</b>
第1	計画の方針	
第2	日本政策金融公庫資金	
第3	天災融資法による災害経営資金	
<b>第5節</b>	<b>被災者の生活確保</b>	<b>179</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
<b>第6節</b>	<b>救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画</b>	<b>184</b>
第1	計画の方針	
第2	受入体制	
第3	配分	
<b>第7節</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画</b>	<b>185</b>
第1	計画の方針	

第2 対策

第3 災害復旧事業計画

第4 復旧事業の促進

# 震 災 対 策 編

## 震災対策編について

地震災害は、季節にかかわらず発生するため、災害の襲来を予測し、それに備えることが非常に困難である。さらに地震災害は、同時多発的にかつ複合的に被害をもたらすことから、地震災害への対応力を充実させることが地域の防災力を格段に強化することにつながるものと考えられる。

これらを鑑み、「美郷町地域防災計画」は、「震災対策編」を主計画とし、「一般災害対策編」は、震災対策編と異なる内容を持つもののみ記述することとした。

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

地震の予知は非常に難しい状況にあり、また、地震のもたらす被害はライフラインの被害、建物の倒壊や人的被害、道路・橋梁の損壊、地すべり、火災、堤防の決壊による水害等、広範囲、かつ同時多発する複合災害となるため、その応急対策は非常に困難なものになる。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく美郷町地域防災計画（震災対策編、一般災害対策編、資料編で構成）のうち、地震災害に係る総合的な計画であって、町、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を発揮して、美郷町の地域における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護し、又は被害の軽減に努めることを目的とする。

なお、大規模災害に至らない場合であっても、この計画を準用し対処するものとする。

### 1 地震防災知識の普及啓発

地震は、時間と場所にかかわらず突発的に発生するため、その被害は同時多発的で複合的であり、これに伴う人心の混乱が予想される。このため、地震に対する知識と美郷町が有する人的、物的防災資源をもとに適切な行動がとれるよう、過去の災害対応の教訓の共有や住民参加による防災訓練等の実施により、地震防災知識の普及に努める。

### 2 自主防災組織の育成指導の強化と住民個々の災害対応力の育成強化

地震発生の際は、広い範囲にわたり、同時に多くの被害をもたらすことが予想される。したがって、行政その他の防災機関の活動が間に合わない場合に、まず、「自助＝自分の命は自分で守る」、「共助＝近隣が助け合う」ことが必要であるため、地域における初期消火、救出救助等を迅速かつ的確に行える自主防災組織の育成強化に努めるとともに、さらに住民個々の災害対応力の育成強化に努める。

### 3 地震災害情報の収集・伝達体制の整備

地震被害による情報網、通信網の損壊等が予想されることから、地震時の応急対策の基礎となる災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、職員の動員体制の整備、情報伝達ルート多重化、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、衛星通信、携帯電話メール、インターネット、タクシー無線、アマチュア無線等の通信手段の整備に努める。

### 4 地盤災害防止施策の推進

地震の揺れによる地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害が予想されることから、地盤災害危険箇所の点検及び計画的な防止工事の実施により地盤災害防止施策の推進に努める。

## 5 公共施設の耐震化の推進

災害対策拠点となる公共建築物等の耐震診断と補強・改良を推進し、また緊急輸送拠点となる道路の耐震点検及び対策工事の推進等耐震化の推進に努め、今後新たに設置する公共施設については、その耐震化を図るものとする。

## 6 消防体制の整備

広範囲にわたる同時多発火災の発生と消火栓、防火水槽等の損壊等が予想されることから、迅速な消火活動の実施を確保するため、耐震性貯水槽の設置など消防施設の整備に努める。また、利用可能な自然水利の確保に努める。

## 7 避難体制の整備

多数の避難者が予想されることから、迅速的確な避難指示や緊急安全確保、指定緊急避難場所、避難路及び避難生活の安全確保、要配慮者への配慮を図り、避難体制の確立に努める。

## 8 災害医療救護体制の整備

多数の死傷者が予想されることから、迅速な災害・救急医療を行うため、災害・医療情報ネットワークシステムを活用し、救護班の編成・派遣、トリアージ（患者の振り分け）の実施、重症患者の緊急輸送等の災害医療救護体制の整備に努める。また、消防機関及び日本赤十字社等との連携のもとに救急救命法の普及に努める。

## 9 広域応援体制の整備

広域かつ甚大な災害により、美郷町単独の対応能力を超えることを想定し、県、他市町村、他消防本部、他公共機関相互間の広域応援体制の整備に努める。

## 10 生活関連物資等の調達体制の整備

多数の被災者が予想されることから、生活関連物資等の需要に対応し、被災者の生活確保を図るため、個人の備え、公的備蓄、協定等による流通備蓄等の調達供給体制の整備に努める。

## 11 緊急輸送体制の整備

道路等輸送施設の損壊等により交通や輸送に大きな混乱が予想されることから、救出救助、負傷者の搬送、災害対策要員及び生活必需品や応急対策資機材の搬送等応急対策の迅速な実施を確保するため、防災拠点及び防災拠点間の緊急輸送体制の整備に努める。

## 12 地震時の防災活動の体制の強化

同時多発災害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するためには初動体制の確立が不可欠であることから、職員の動員、災害対策本部等の設置基準等を明確にし、防災活動体制の整備、強化に努める。また、速やかな応急・復旧対策のため民間事業者や建設業団体との間で協定を締結し、協力体制の構築に努める。

## 13 再度災害防止の災害復旧

地震による災害は、町域に甚大な被害をもたらすことが想定されることから、災害復旧に際しては、原形復旧に止まらず、必要な施設の新設や改良復旧を旨として再度災害の防止に努める。



#### 14 男女共同参画の推進

男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策、方針決定過程及び現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。

#### 15 感染症を踏まえた防災対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策と、効果的、効率的な防災対策を行うため災害対應用務のデジタル化の推進に努める。

## 第2節 計画の性格及び構成

### 1 計画の性格

この計画は、近年の大規模な災害及び平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化や国土強靱化の観点を踏まえながら周到かつ十分な災害予防、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧、復興を基本方針として、複合的被害をもたらす地震災害に関し、本町における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互間の緊密な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を網羅しているものであり、その実施細目等については関係機関が別途定めるところによる。

美郷町地域防災計画と秋田県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が全県的な総合調整機能を中心とした基本的計画であるのに対し、町の地域防災計画は住民に直結した具体的な防災活動計画で、相互に補完関係を有しており、災害時には両者が効果的に機能されるものである。

また、地震災害のもたらす被害の突発的、同時多発的かつ複合的災害の特殊性を考え、住民自らが災害から身を守る「自助」、地域社会がお互いを守り助け合う「共助」、そして町、県、国等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の視点にたち、地震防災対策を推進する。

町が立地適正化計画を策定した場合、町内にハザードエリアが残存するときは、防災、減災対策等に係る防災指針を位置付けることで、災害に強いまちづくりの形成を図る。あわせて、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。

### 2 修正及び習熟

美郷町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、県の防災計画、町の情勢等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、地震防災対策に万全を期する。

また、町、防災関係機関は、所属職員に対し、平常時から災害時の役割を踏まえた実践的な教育・訓練等を実施し、本計画の習熟に努め、地震災害への対応力を高めることに努める。

### 3 計画の構成

美郷町地域防災計画＝震災対策編は以下により構成する。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧計画

### 第3節 美郷町防災会議

#### 第1 防災会議の目的

美郷町防災会議は、災害対策基本法第16条及び美郷町防災会議条例（平成16年11月1日条例第149号）に基づき設置する機関で、美郷町の地域防災に関する基本方針及び地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報を収集し、防災関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

#### 第2 防災会議の組織

役職	区 分	人数
会長	町 長	
委員	(1) 秋田県知事部局職員のうち町長が任命する者	5人
	(2) 秋田県警察の警察官のうち町長が任命する者	1人
	(3) 町長が美郷町職員のうちから指名する者	8人
	(4) 教育長	1人
	(5) 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防長	1人
	(6) 消防団長	1人
	(7) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者	10人
	(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	2人
	(9) その他、特に必要と認め町長が任命する者	1人
委員の総数は30人以内とする。		

#### 第3 所掌事務

所掌する事務	適用
(1) 美郷町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。	法第42条第1項
(2) 地域防災計画に毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正すること。	法第42条第1項
(3) 地域防災計画の作成又は修正について、あらかじめ知事に協議すること。	法第42条第3項
(4) 地域防災計画の作成又は修正について、要旨を公表すること。	法第42条第3項
(5) 地域防災計画の実施推進のため必要があると認めるとき、町長その他の執行機関及び町の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、会長が要請、勧告又は指示をすること。	法第45条第1項
(6) 地域防災計画の実施について、町長その他の執行機関及び町の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者に対し、会長が報告又は資料の提出を求めること。	法第45条第2項

注) 法；災害対策基本法

[資料編 1-1 美郷町防災会議条例]

## 第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱

### 第1 防災関係機関の責務

#### 1 美郷町

町は基礎的な地方公共団体として、本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、美郷町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

町長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに町の区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、町の有する全ての機能を十分発揮するように努めなければならない。

#### 2 秋田県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体並びにその他の防災機関の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ総合調整を行う責務を有する。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、県及び町の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとるよう努めなければならない。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、国、県及び町の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は町に対し協力する責務を有する。

#### 5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。また、住民は町の防災に寄与するよう努めなければならない。

### 第2 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

町及び防災関係機関並びに医療機関、商工会、農業協同組合、土地改良区等防災に関し密接な関係を有するものの処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 美郷町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
美郷町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 美郷町防災会議及び美郷町災害対策本部等に関すること</li> <li>2 災害予防に関すること</li> <li>3 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織の育成、指導に関すること</li> <li>4 その他地域防災の推進に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策に関すること</li> <li>2 災害に関する情報収集、伝達及び被害の調査報告に関すること</li> <li>3 県その他の防災関係機関との連絡、調整及び協力に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧対策に関すること</li> <li>2 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務又は知事の補助者として当該事務の実施に関すること</li> </ol>

2 大曲仙北広域市町村圏組合

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
大曲仙北広域市町村圏組合 消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水火災、その他災害の予防活動</li> <li>2 消防施設の整備、点検</li> <li>3 防災思想・知識の普及</li> <li>4 救急救命法の普及</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集伝達</li> <li>2 消防活動</li> <li>3 警戒活動</li> <li>4 水防活動</li> <li>5 救急、救護活動</li> </ol>	

3 秋田県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
総合防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防に関すること</li> <li>2 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織の育成、指導に関すること</li> <li>3 市町村防災業務の指導調整に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害応急対策に関すること</li> <li>2 災害に関する情報の収集伝達及び被害調査、報告に関すること</li> <li>3 他の防災機関との連絡調整に関すること</li> <li>4 災害時の文教対策及び警備対策に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧対策に関すること</li> <li>2 災害救助法の適用実施に関すること</li> </ol>
税務課			<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県税の徴収猶予及び減免に関すること</li> </ol>

<県地方機関>

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
仙北地域振興局 総務企画部 福祉環境部 農林部 建設部		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域災害対策部の庶務に関すること</li> <li>2 県災害対策本部等との連絡調整に関すること</li> <li>3 市町村との連絡調整に関すること</li> <li>4 災害広報に関すること</li> <li>5 庁舎・公舎等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>6 管内地方機関との連絡調整に関すること</li> <li>7 災害時緊急通行車両証明書の発行に関すること</li> <li>8 社会福祉施設の被害状況の収集・報告に関すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要望及び陳情に関すること</li> <li>2 救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること</li> <li>3 社会福祉施設の災害復旧に関すること</li> </ol>

## ＜県地方機関＞（前項の続き）

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
南福祉事務所 大仙保健所		1 要援護世帯の被災者援護に関する事 2 医療・救護に関する事 3 防疫・清掃に関する事 4 保健衛生関係の被害調査に関する事	
大仙警察署 美郷交番 美郷北駐在所 美郷南駐在所		1 災害情報の収集に関する事 2 交通情報の収集と交通規制に関する事 3 警察通信の確保と通信統制に関する事 4 被害者の救出、負傷者の救護に関する事 5 犯罪の予防・取締りに関する事 6 死体検視、身元不明死体の身元確認に関する事	

## 4 指定地方行政機関（内閣総理大臣の指定）

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
秋田労働局 大曲労働基準監督署	1 保安教育、防災教育	1 工場、事業所等における労働災害防止に関する事	1 被災者に対する職業あっせんに関する事
東北農政局 秋田県拠点	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び時世に関する事	1 災害時における応急用食糧の調達、供給に関する情報収集、連絡に関する事	1 農業災害に係る資金融資に関する事
東北森林管理局 秋田森林管理署	1 国有林野の林野火災の防止に関する事 2 国有林道その他施設の整備保全に関する事	1 国有林野内の保安林、治山施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関する事 2 災害時の応急復旧用材の供給及びその備蓄に関する事	
気象庁 仙台管区气象台 秋田地方气象台		1 気象予報・警報等の発表及び通報に関する事 2 災害発生時における気象観測資料等の提供に関する事	
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	1 水防訓練の実施	1 国の直轄土木施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 水防警報等の発表及び伝達、応急対策に関する事 3 気象情報の伝達に関する事	

## 5 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第21普通科連隊 航空自衛隊 秋田救難隊 航空自衛隊 第33警戒隊		1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関する事	

## 6 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
日本郵便株式会社 六郷郵便局 千屋郵便局 畑屋郵便局 仙南郵便局		1 災害時における郵便業務の確保に関する事	
東日本電信電話株式会社 秋田支店		1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧に関する事 2 災害時の非常通話の運用に関する事 3 気象通報の伝達に関する事	
日本赤十字社 秋田県支部		1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関する事 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関する事	1 義援金の受付、配分に関する事
東日本旅客鉄道株式会社 横手保線技術センター		1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事	
日本通運株式会社 大曲支店		1 災害時における貨物自動車による人員及び救助物資等の輸送確保に関する事	
東北電力株式会社 秋田支店 東北電力ネットワーク株式会社 秋田支社 大曲電力センター 横手電力センター		1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事 2 災害時における電力確保に関する事	
日本放送協会 秋田放送局	1 防災知識の普及に関する事	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事 2 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事	

7 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
土地改良区 秋田県仙南土地改良区 美郷町千畑土地改良区 秋田県仙北平野土地改良区 秋田県田沢疎水土地改良区 秋田県南旭川水系土地改良区	1 ため池、樋門、水門等 農業用施設の維持管 理に関する事	2 農地、農業用施設の被 害調査に関する事	1 農地、農業用施設の災 害復旧に関する事
一般社団法人秋田県LP ガス協会 大曲仙北支部	1 LPガス供給施設の防 災に関する事	1 被害地に対する燃料供 給の確保に関する事 2 LPガス供給施設の被 害調査に関する事	1 LPガス供給施設の復 旧に関する事
羽後交通株式会社 大曲営業所 公益社団法人秋田県ト ラック協会		1 被害地の人員輸送の確 保に関する事 2 災害時の応急輸送対策 に関する事	
大曲仙北医師会		1 災害時における医療救 護活動に関する事 2 防疫その他保健衛生活 動に関する事 3 トリアージに関する事	1 PTSD（心的外傷 後ストレス障害）治 療に関する事
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブル テレビ	1 防災知識の普及に関す ること	1 気象予報、災害情報等 の報道に関する事 2 放送施設の災害防護に 関すること	1 放送施設の災害防護、 災害時の施設復旧に関 すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
報道機関	1 町民に対する防災意識 の啓発、防災知識の普 及に関する事	1 災害情報等の報道に関 すること	
病院等		1 災害時における収容者 の保護対策に関する事 2 災害時における負傷者 等の医療救護活動に関 すること 3 避難用設備の整備と避 難訓練に関する事 4 医療器具及び医薬品の 調達に関する事	
秋田おぼこ農業協同組 合 仙南支店 六郷支店 千畑支店 秋田ふるさと農業協同 組合 金沢総合支店 仙北東森林組合 水面漁業協同組合 その他の農林関係団体		1 県、町が行う農林業関 係の被害調査の協力に 関すること 2 農林産物に係る災害応 急対策についての指導 に関する事 3 共同利用施設の災害応 急対策に関する事 4 災害時における食糧等 の確保に関する事	1 被災農林業者に対する 融資の斡旋に関する こと 2 共同利用施設の復旧対 策に関する事



(前頁表より続く)

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
各社会福祉施設	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること	1 災害時における収容者の保護に関すること 2 指定避難所の運営 3 要援護者の保護	
美郷町社会福祉協議会	1 要配慮者の把握 2 災害ボランティアの登録と育成	1 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること 2 災害ボランティアセンターの開設、運営に関すること	1 被災生活困窮者の援護に関すること 2 義援金品の募集、受付、配分に関すること
美郷町商工会		1 県、町が行う商工業関係者の被害調査に関すること 2 災害時における物価安定に関すること 3 応急資機材の調達に関すること 4 生活必需品の調達に関すること	1 被災商工業者に対する融資斡旋に関すること 2 援助用物資、復旧用資機材の調達斡旋に関すること
金融機関	1 火災保険、地震保険等金融知識の普及	1 緊急措置対策に関すること	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること
学校機関	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること 2 教育施設の防災管理に関すること	1 教育施設の災害復旧に関すること 2 被災時における応急教育対策に関すること	
危険物取扱所	1 石油類等危険物の防災管理に関すること	1 災害時における燃料等の供給に関すること	
団体・会社・工場・事業所等	1 会員・社員・従業員に対する防災知識の普及 2 自衛防護に関すること	1 災害対策本部への協力、支援に関すること 2 災害の応急並びに復旧資材、機器材の調達に関すること	
文化財管理者	1 文化財の防災に関すること	1 文化財の避難対策に関すること	
美郷町建設業協会		1 道路障害物の除去等の協力に関すること 2 道路・河川等公共土木施設の応急対策協力に関すること 3 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 4 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理等の協力に関すること	

## 第5節 美郷町の概況

### 第1 美郷町の概況

#### 1 位置

本町は、秋田県内陸南部にあって、町の西部及び北部は大仙市、南部は横手市、東部は奥羽山脈を隔てて岩手県西和賀町に隣接する、面積 168.32 k m<sup>2</sup>の県下有数の穀倉地帯である。町の中央部には一級河川「出川」と「丸子川」がそれぞれ東西に貫流し、雄物川に合流している。交通環境については町の中央部を国道 13 号、J R 奥羽本線が南北に走っており、国道 13 号には道の駅、J R 奥羽本線には 2 つの駅を有し、非常に良好な交通環境にある。

#### 2 地勢

本町は、東部の奥羽山脈（真昼山地）と西部の仙北平野から構成され、山地から平野にかけては扇状地が形成されている。

#### 3 気候

気候は、内陸型積雪寒冷地気候に属し、冬季には積雪も多く氷点下 15℃にもなり、夏季は 30℃以上に達する寒暖の明確な地域である。

冬期の積雪は、日本海からの雪雲が出羽丘陵を越えて奥羽山脈にぶつかるため、多積雪地帯となっており、美郷町は特別豪雪地帯に指定されている。

降雪量は平野部で 150 c m、東部山間部では 200 c mに達する。また、北西の強い季節風が時には猛吹雪となる。

#### 4 地質

東部の山地は、新第三系中新統の地層から構成され、各種の火山岩、火山砕層岩類が分布している。東部の山地西縁には、第四紀層である段丘堆積物及び扇状地堆積物が分布し、その西方の平野には沖積層が分布する。

当地域は、多くの褶曲や断層が南北に発達した複雑な地質構造を有し、これらの構造及び地形、構成地質を反映して多くの地すべりが発生している。

#### 5 人口・産業の推移

##### (1) 人口と世帯

人口はゆるやかに減少を続けているが、世帯数は増加しており、核家族化の進展がうかがえる。

人口・世帯の推移

国勢調査結果

	総数（人）	世帯数（世帯）	世帯あたり人口(人)
昭和 60 年	26,358	6,193	4.3
平成 2 年	25,987	6,190	4.2
平成 7 年	25,232	6,215	4.1
平成 12 年	24,207	6,297	3.8
平成 17 年	23,038	6,325	3.6
平成 22 年	21,674	6,291	3.5
平成 27 年	20,279	6,152	3.3
令和 2 年	18,613	5,999	3.1

(2) 年齢階層別人口

65歳以上の老年人口が増加しつつある一方で核家族化が急速に進んでおり、地域防災の経験や知恵の世代間の断絶が懸念される。高齢者だけの世帯（1503世帯）や一人暮らし高齢者世帯（711世帯）及び乳幼児がいる若い世代だけの世帯が増加しており、災害時のみだけではなく平常時からの地域ぐるみの防災対策が必要である。

(3) 産業別就業人口

産業別就業人口は第1次産業が減少し、第3次産業が増加している。また、女性の就業率が増加している。

(4) 障害者手帳所持者、特別支援学級設置状況

身体等のハンディキャップを抱えている人は、災害時の避難や指定避難所での生活において困難に直面すると考えられる。災害が発生した場合のみならず、地域での日常生活でも地域社会との相互の係わり合いが重要である。また、障がい者や高齢者は日々状態が変化していることにも留意する必要がある。

身体障害手帳所持者数 ( )内は1～3級該当者数 単位：人

視覚障害	聴覚障害	体幹	上肢・下肢 不自由	心臓機能等 内部障害	音声・言語・ そしゃく障害	合計
75 (46)	97 (39)	71 (64)	641 (379)	243 (182)	2 (2)	1,129 (712)

令和4年3月末現在 秋田県身体障害者基礎調査より

精神障害者保健福祉手帳所持者数 単位：人

1級	2級	3級	合計
29	80	40	149

令和4年3月末現在 福祉保健課調べ

療育手帳所持者数 単位：人

A	B	合計
81	74	155

令和4年3月末現在 秋田県知的障害児(者)現況調査より

小・中学校特別支援学級設置状況 学級数

区分	難聴	知的	情緒	肢体不自由
小学校	0	5	3	0
中学校	0	2	1	0

令和4年4月1日現在 教育推進課調べ

## (5) 土地利用区分別面積

本町は、総面積 16,832ha の広さを有し、全体の土地利用の形態は主に住宅、農用地、森林で構成され、住宅が 721ha(4.3%)、農用地が 6,640ha(39.5%)、森林が 7,386ha(43.9%)であり、可住地と非可住地が東西位置しているという特徴を持っている。

単位：上段 ha、下段％ 第 2 次美郷町国土利用計画（H30.3 より）企画財政課調べ

農用地	森林	水面・河川・水路	道路	住宅	その他	合計
6,640	7,386	669	1,196	721	220	16,832
39.4	43.9	4.0	7.1	4.3	1.3	100

## 第 2 既往の地震被害

## 1 美郷町に被害をもたらした地震

明治 29 年の千屋断層を震源とする陸羽地震（震度 6）では死者 22 名と大きな被害をもたらした。大正 3 年の大曲市（現大仙市）を震源とする強首地震の余震（震度 5）では死者 1 名の被害が生じている。近年では、昭和 53 年の宮城県沖地震、昭和 58 年の日本海中部地震、平成 23 年の東日本大震災などが起きている。

[資料編 21-1 明治以降の主な災害履歴]

## 2 陸域地震の長期評価

震源域	地震発生確率		
	30 年以内	50 年以内	100 年以内
能代断層帯	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
花輪東断層帯	0.6%～1%	1～2%	2～3%
北由利断層帯	2%以下	3%以下	6%以下
横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
真昼山地東縁断層帯北部（雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯）	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%

[秋田県地震被害想定調査 平成 25 年 8 月]

## 第 3 活断層調査

## 1 活断層

横手盆地東縁断層帯の長期評価によると、本町における主な起震断層として千屋断層が確認されている。この断層は明治 29 年に発生した陸羽地震（マグニチュード 7.2）により隆起したもので、地震時の変位量は千屋断層沿いで最も大きく、約 3.5m に達していた。

秋田県地震被害想定調査（平成 25 年 8 月）によると、本町においては、真昼山地東縁断層帯北部を震源とする地震が発生した場合、規模はマグニチュード 7.0、震度 5 強から震度 6 弱の地震動となり、また横手盆地、真昼山連動型にあつては、規模はマグニチュード 8.1、震度 6 強から震度 7 の地震動になるとされているほか、1 万 4 千棟余りの建物が全半壊の被害を受けるとされている。

この結果を踏まえ、住民等に適時必要な情報を提供し、減災に向けた取り組みを強化することが必要である。

## 第6節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

地域社会では都市化の進展、高齢化、核家族化、生活様式の変化、地域コミュニティ連帯の弱体化、生活利便性の向上とあいまって、危険物施設の増加などが生じており、地震災害が一度起きればその被害はかつてないほど大きくなることが予想される。

県による地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、横手盆地東縁断層帯をはじめとする27のモデルを想定し被害想定調査を実施している、その結果を参考として被害を想定する。

[資料編 20-1 秋田県地震被害想定調査結果（平成25年8月）]

### 第2 前提条件

#### 1 想定地震

秋田県が平成25年8月に発表した秋田県地震被害想定調査結果により、次の27のモデルについて想定した。

想定地震	M	
1 能代断層帯	7.1	
2 花輪東断層帯	7.0	
3 男鹿地震	7.0	
4 天長地震	7.2	
5 秋田仙北地震震源北方	7.2	
6 北由利断層	7.3	
7 秋田仙北地震	7.3	
8 横手盆地東縁断層帯北部	7.2	
9 横手盆地東縁断層帯南部	7.3	
10 真昼山地東縁断層帯北部	7.0	
11 真昼山地東縁断層帯南部	6.9	
12 象潟地震	7.3	
13 横手盆地真昼山地連動型	8.1	
14 秋田仙北地震北方、秋田仙北地震連動型	7.7	
15 天長地震 北由利断層連動	7.8	
16 津軽山地西縁断層帯南部	7.1	
17 折爪断層	7.6	
18 雫石盆地西縁断層帯	6.9	
19 北上低地西縁断層帯	7.8	
20 庄内平野東縁断層帯	7.5	
21 新庄盆地断層帯	7.1	

22 海域A（日本海中部地震を参考）	7.9	
23 海域B（佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖を参考）	7.9	
24 海域C（新潟県北部沖、山形県沖を参考）	7.5	
25 海域A+B連動	8.5	
26 海域B+C連動	8.3	
27 海域A+B+C連動	8.7	

### 第3 被害想定

地域社会では都市化の進展、高齢化、核家族化、生活様式の変化、地域コミュニティ連帯の弱体化、生活利便性の向上とあいまって、危険物施設の増加などが生じており、地震災害が一度起きればその被害はかつてないほど大きくなることが予想される。

県による地震被害想定調査報告書（平成25年度）では、横手盆地東縁断層帯をはじめとする27のモデルを想定し被害想定調査を実施している、その結果を参考として被害を想定する。

想定地震 番号	建物全壊		建物半壊		炎上出火件数			焼失棟数		
	夏	冬	夏	冬	夏10 時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2 時	冬18時
1										
2										
3										
4	3	3	1	1						
5	463	603	2,175	2,746			1			30
6	25	25	34	34						
7	605	773	2,249	2,832	1	1	2	2	15	51
8	447	581	2,433	3,153			1			107
9	1,282	1,619	3,820	4,692	1	1	4	2	39	229
10	147	202	1,333	1,603			1			109
11	104	152	1,216	1,376			1			109
12	3	3	1	1						
13	8,705	9,828	4,364	4,857	12	12	27	202	206	725
14	4,111	4,916	4,576	5,448	5	5	12	93	127	477
15	133	167	962	1,034			1			108
16										
17										
18										
19										
20										
21										

22	6	6							
23	5	5	3	3					
24									
25	57	61	226	227					
26	65	65	46	46					
27	65	70	302	322					

想定地震 番号	死者数(人)			負傷者数(人)			うち重傷者数(人)		
	夏10 時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2時	冬18時	夏10時	冬2時	冬18時
1									
2									
3									
4									
5	14	35	26	228	435	331	19	39	30
6				4	5	4			
7	20	47	35	254	474	364	27	53	41
8	13	34	27	251	487	371	18	37	29
9	43	106	81	457	839	645	61	116	90
10	3	9	9	122	229	175	4	10	8
11	1	5	7	108	194	149	2	6	5
12									
13	314	671	489	1,481	2,147	1,757	479	766	603
14	145	333	244	871	1,436	1,135	211	370	287
15	2	6	8	88	151	117	3	7	6
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23					1				
24									
25				21	32	25			
26				5	7	5			
27		1		28	45	35		1	

## 第7節 地震の知識

### 第1 震度とマグニチュード

地震の震度は、平成8年4月から震度計により計測された計測震度に移行した。マグニチュードは地震の規模を示すもので、地震のエネルギーはマグニチュードが1増えると約32倍に、2増えると約1,000倍になる。

### 第2 地震・津波情報

#### 1 地震観測

日本列島はプレート境界付近に位置しており、世界有数の地震活動の活発な地域であり、全国及び海底を含めて地震計等を配置しているほか、GPS観測や伸縮計、傾斜計等による地殻変動観測も行われている。

[資料編 20-2 地震震度階級]



## 第8節 県内の地震観測体制

### 第1 秋田地方気象台

秋田県内に設置している地震計は、津波地震早期検知網として5箇所、震度計を単独に8箇所設置し、観測している。このうち、津波地震早期検知点「秋田美郷町六郷東根」観測点が本町に設置されている。

また、気象庁が設置した震度計により観測された震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内55箇所の震度データ及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測施設17地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。

## 第9節 積雪期における地震

### 第1 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気が日本海で水蒸気を補給して強い雪雲となり、奥羽山脈にぶつかって日本海側に雪を降らせる。本町が位置する内陸の山沿い地方が多雪地帯となっており、たびたび豪雪対策本部が設置されることがある。

### 第2 過去の積雪期の地震災害

積雪期におきた地震のうち大きな被害を与えた地震として記録されているものとして、「秋田城の地震（830年、天長7年2月3日）」、「強首地震（1914年、大正3年3月15日）」がある。

強首地震は、大沢郷付近を震源とするマグニチュード7.1、震度6の地震であり、甚大な被害をもたらした。

### 第3 積雪の地震に対する影響

積雪は地震災害に対し、被害を拡大させるとともに応急対策の実施を困難にする側面を持っている。

#### 1 被害拡大の要因

##### (1) 家屋被害の拡大危険性

積雪荷重による家屋倒壊危険度が増加する。また、2階建て家屋では1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害増加が予想される。

##### (2) 地震火災の拡大危険性

地震による家屋倒壊と暖房器具の使用による出火の危険性が増加する。また、暖房用石油類の大量備蓄による延焼拡大の危険性が高いうえ、冬季における消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらす危険度が高い。

一方、屋根や周囲に雪があるため延焼速度は遅くなるものと予想されるが、火災は軒から軒へと延焼拡大していくものと予想される。

##### (3) 雪崩発生の危険性

地震動により、雪崩が同時多発する危険性が高まる。特に降雪が多く積雪が不安定の場合には表層雪崩の発生も予想される。

##### (4) 人的被害多発の危険性

積雪期の地震では、家屋や雪崩の下敷きや火災による人的被害が増加するおそれがある。また、屋根からの雪の落下、除雪等による雪壁の崩落などで道路上の歩行者等への被害も予想される。

#### 2 応急対策阻害要因

積雪が応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定される。特に情報活動、緊急輸送活動、消防救出活動、重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが予想される。

(1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断や復旧の遅延等により、被害状況の把握や連絡が困難になると予想される。

(2) 緊急輸送活動の阻害

屋根からの雪の落下や除雪による雪壁の崩落などにより道路交通が困難になることが予想され、緊急活動を阻害する要因となることが予想される。

(3) 消防活動の阻害

消防車の通行障害、消防水利の使用障害が予想される。

(4) 救出活動の阻害

倒壊家屋からの救出には、屋根や家屋周囲の積雪により、埋没者の発見や救出に困難が予想されるほか、発見や救出遅れによる凍死等も予想される。

### 3 応急対策需要増加要因

り災者や避難者の生活確保や除雪作業等で応急対策需要の増加が予想される。

(1) り災者・避難者の生活確保

り災者・避難者の収容施設での暖房設備、暖房用燃料、毛布・被服等の大量需要が予想される。また、積雪により応急仮設住宅の早期建設も困難となり、避難生活の長期化が予想される。

(2) 除雪作業

地震後も降雪が継続した場合、除雪作業は欠かせない作業となるが、除雪作業員等もり災者となるなど作業員の確保も困難になることが予想される。

### 4 積雪期の地震対策の重要性

これらのことから、積雪期における地震は、被害の拡大と長期化が予想され、積雪期の地震を想定して地震対策を確立することが必要である。

[資料編 19-2 気象 秋田気象観測所]

## 第10節 震災に関する調査

本町は、陸羽地震や強首地震、東日本大震災等の経験、また、各地での地震被害の経験等を学び、地震に強いまちづくり、災害に強いまちづくりのため、県及び関係機関と連携しつつ、基礎的調査を推進していくものとする。

- 1 建築物の耐震性に関する調査
- 2 地震時の出火、延焼に関する調査
- 3 地震時における交通確保に関する調査
- 4 人的被害及び避難に関する調査
- 5 積雪、厳冬期、大雨時の地震被害に関する調査
- 6 その他震災に関する調査

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識の普及計画

[全課・室・局、教育委員会]

#### 第1 計画の方針

町、指定地方行政機関、指定地方公共機関等災害予防責任者は、関係職員に対し防災教育を実施するとともに、住民に対して防災知識の普及啓発を図る。

#### 第2 防災関係職員に対する防災教育

##### 1 現況

防災業務に従事する防災関係機関の職員は、地震発生時には計画実行主体となって活動しなければならないことから、地震災害に関する豊富な知識と適切な判断を要求されるので、一層の資質向上に努めることが必要である。

##### 2 対策

###### (1) 教育の方法

- ア 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）等の知見を活用した講習会、研修会の実施
- イ 視察、現地調査等の実施
- ウ 防災活動の手引き、啓発等印刷物の配布
- エ 各種防災訓練の実施

###### (2) 教育の内容

- ア 美郷町、近隣市及び秋田県地域防災計画の概要
- イ 防災関係法令の運用
- ウ 非常参集、配備、情報収集及び連絡手段
- エ 被害調査の方法
- オ 防災知識と防災技術
- カ その他必要事項

#### 第3 一般住民に対する防災知識の普及

##### 1 現況

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次のとおり実施している。

###### (1) 雪害防止に関する事項

雪崩防災週間 12月 1日～12月 7日

###### (2) 風水害予防に関する事項

6月～9月

- (3) 土砂災害に関する事項
- |          |              |
|----------|--------------|
| 土砂災害防止週間 | 6月 1日～ 6月30日 |
|----------|--------------|
- (4) 火災予防に関する事項
- |          |               |
|----------|---------------|
| 春季火災予防運動 | 4月第一日曜日から一週間  |
| 秋季火災予防運動 | 11月第一日曜日から一週間 |
| 町消防訓練大会  | 7月上旬          |
- (5) 防災に関する事項
- |              |              |
|--------------|--------------|
| 県民防災の日       | 5月26日        |
| 県民防災意識高揚強調週間 | 5月20日～ 5月26日 |
| 防災訓練         | 8月下旬         |
| 防災の日         | 9月 1日        |
| 防災とボランティアの日  | 1月17日        |
| 防災ボランティア週間   | 1月15日～ 1月21日 |
- (6) その他災害に関する事項
- |            |              |
|------------|--------------|
| 水防月間       | 5月 1日～ 5月31日 |
| 水難事故防止強調運動 | 7月 1日～ 8月31日 |
| 危険物安全週間    | 6月第二日曜日から一週間 |

## 2 対策

### (1) 普及の方法

- ア 防災行政無線、広報紙、広報車等による普及
- イ 図画、作文等の募集による普及
- ウ チラシ、パンフレットの配布による普及
- エ 防災写真、資料展示、立て看板等による普及
- オ インターネットによる普及

### (2) 普及すべき内容

- ア 防災に関する知識
- イ 町地域防災計画の概要
- ウ 防災組織の活動状況
- エ 災害時の心得
  - ・災害情報等の聴取方法
  - ・停電時の備え
  - ・避難の方法、場所、時期
  - ・非常食糧、身の回り品の準備
  - ・非常時の態様に応じてとるべき手段、方法
  - ・災害危険箇所の位置、種類

## 第4 学校等を通じた防災知識の普及

### 1 現況

地震防災知識の普及については、各学校、認定子ども園において計画的に実践されており、

特に予防措置、避難方法などについては、幼児、児童、生徒の発達段階及び地域の実情に応じた指導によりその徹底に努めている。

## 2 対策

### (1) 防災計画の策定

校長等施設管理者は、年度初めに地震災害時における幼児、児童、生徒の避難、誘導等の計画を作成し、計画の徹底を図る。

### (2) 防災指導の充実

ア 防災知識の指導は、学校の教育課程に位置づけて実施する。特に避難訓練、野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等事前指導の徹底に努める。

イ 学校行事として、防災訓練の実施及び防災機関や施設の見学を行い、災害時における防災活動、避難等について習熟するよう努める。

ウ 防災上重要な施設等の管理者に対し、防災教育を実施して資質向上を図る。特に、出火防止、通報連絡、初期消火、避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。

### (3) 防災訓練の実施

ア 防災訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全教職員の共通理解と幼児、児童、生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果をおさめるよう努める。

イ 防災訓練は、学校の種別、規模等事情に応じて毎年1回以上実施する。

ウ 防災訓練実施後は、外部からの意見も加味して十分な反省を加え、計画の修正、整備を図る。

### (4) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設、設備、器具、用具等の定期的点検を実施し、常に使用できるよう整備を図る。

### (5) 連絡通報組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急連絡網を整備するとともに、休日及び夜間は委託警備会社との十分な連絡網を確立する。

## 第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

### 1 現況

防災上重要な施設の管理者に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づく講習会等への参加を積極的に呼びかけ、その資質の向上に努めている。

### 2 対策

町は消防機関の行う次の計画に対し、積極的に参加、協力する。

#### (1) 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的な査察を実施し、施設の維持管理及び地震発生時の対処要領について指導する。

#### (2) 講習会、研修会等の実施

ア 防火管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて対処能力を向上させる。指導

内容は、事業所等の防災に関する計画、地震災害の事例、施設の構造及び緊急時における連絡、通報体制とする。

(3) 防災に関する指導書、手引き、パンフレット等の作成配布

施設管理者及び職員に向けた防災に関する指導書、手引き等を作成して配布し、防災知識の習得を図る。

## 第6 災害予防に関する普及・啓発運動

### 1 普及活動

町は、防災意識の普及に当たっては、次の内容を盛り込むよう努める。

ア 避難情報の理解促進

イ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時取るべき行動

ウ 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識やタイミングを逸しない適切な行動（正常性バイアス等に係る知識を含む）

エ 指定緊急避難場所、安全な親戚、知人宅、ホテル、旅館等の避難場所と避難経路等の確認

オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

カ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識

キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動現況

## 第7 防災に関する意識調査

### 1 現況

住民の震災に対する意識を正確に把握することは、防災上極めて重要な課題である。このような意識調査はこれまで研究機関等では実施されているが、町単独では実施されていない。

### 2 対策

住民等の防災意識調査、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適宜実施するよう努める。



## 第2節 自主防災意識・防災技術の啓発育成計画

[住民生活課]

### 第1 計画の方針

災害時における防災活動は、国、地方公共団体、公共的団体等防災関係機関相互の連携を強化するとともに、住民の「自助」、「共助」の精神に基づく自主防災意識の高揚と事業所等における自衛消防組織等の充実を図る。

また、男女双方の視点に配慮した防災活動を進めるため、女性の参画を促進するよう努める。

### 第2 地域住民等の自主防災意識の強化

#### 1 現況

本町では自主防災組織、みさと地域見守りチームが組織されており、地域の防災意識は比較的高いが、災害時における初期消火に対する重要性、要配慮者等の支援体制が十分機能するか懸念される。

〔資料編 3-13 自主防災組織 3-14 みさと地域見守りチーム〕

#### 2 対策

##### (1) 組織の充実

災害対策基本法第5条の規定に基づき、公共的団体等の防災に関する組織、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、町の有する機能を十分に発揮できるよう努める。

##### (2) 活動の活性化

ア 防災活動の経験のある者、気象防災アドバイザー等の水害、土砂災害、防災気象情報に関する専門家の活用、その他専門知識と経験を有する者がそれぞれの分野におけるリーダーとなるよう、人材を発掘し組織化を図る。

イ 計画的にリーダー研修会を開催して指導能力の向上を図る。

ウ 活動の積極的推進を図り、褒章制度の導入を検討する。

エ 補助事業や助成制度等も活用し、防災資機材の整備を支援する。

オ 消防団、自主防災組織等の強化のため、防災士研修へ受講者の推薦と資格取得を支援する。

##### (3) 活動内容

###### ア 平常時

- a 情報の収集伝達体制の確立
- b 火気使用設備及び器具の点検
- c 防災用資機材備蓄及び管理
- d 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- e 地域内の安全点検の実施
- f 地域の要配慮者の把握と見守り

- イ 災害発生時
  - a 初期消火の実施
  - b 被害状況等の収集、報告、命令指示等の伝達
  - c 地域の要配慮者の安否確認と支援
  - d 救出・救護の実施
  - e 避難誘導の実施
  - f 指定避難所収容者のケア
  - g 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

### 第3 事業所の自衛消防組織等

#### 1 現況

危険物取扱事業所には、それぞれ自衛消防組織が組織されており、また、ガス取扱事業所では、LPガス協会及び高圧ガス地域防災協議会等の指導のもとに、自主保安体制が確立されている。

#### 2 対策

町は、消防機関との連携を密にして、消防署等が行う事業所等への指導に協力する。

- (1) 特定事業所に対しては、自衛消防組織等の充実を図る。
- (2) ガス取扱事業所に対しては、協会等を通じ自主保安体制の充実強化を図る。
- (3) 電気、交通機関等防災上重要な施設に対しては、実態に即した防災計画の作成について指導助言する。
- (4) 防火管理者、危険物取扱者、防災上責任を有する者に対しては消防機関が実施する講習会等への積極的参加を呼びかける。
- (5) 各事業所に対し、計画的に査察を行い現場に即した指導を行う。

## 第3節 防災訓練計画

[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

防災訓練は、地震の発生に備え、町、防災機関、地域防災・安全活動の中核となる自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び地域住民が相互に緊密な連携のもとに、救助・救護・避難誘導等を実践的かつ総合的に実施することにより、有事に即応する体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。平時から地震体験車などを活用した住民参加型の体験型防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及指導に努める。加えて、指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識の普及啓発を図る。

また、防災関係機関は相互応援協定等に基づき、行政区域や所管区域を越えて広域合同訓練の実施に努める。

なお、訓練の実施においては、高齢者、障がい者、外国人、旅行者等の一時滞在者、乳幼児、児童等の要配慮者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における指定避難所の開設及び運営、さらに女性や要配慮者の視点から捉えた指定避難所での支援訓練を実践的に実施し、地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的実施する。訓練後には評価を実施して課題等を整理し、防災体制の改善を図る。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、各訓練においては、女性の参画を促進する。

### 第2 現況

町及び防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて各種防災訓練を実施している。また、訓練後は適宜評価を行い、災害時の対応に万全を期している。

### 第3 訓練の区分

#### 1 図上訓練

各種災害を想定し、その災害に対処する関係機関、団体の予防措置、応急対策等を図上で行う。

#### 2 実動訓練

実際の災害を想定して総合的、個別的に実施する。

##### (1) 総合訓練

町は、防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施する。

例：美郷町総合防災訓練

秋田県消防協会支部主催による総合防災訓練

##### (2) 個別訓練

町は、総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

例：役場庁舎避難訓練、学校等における避難訓練等

## 第4 訓練の種別

### 1 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設を高度に活用し、総合的な通信訓練を行う。

### 2 災害防ぎょ訓練

- (1) 災害情報収集・伝達訓練
- (2) 消防訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 災害防ぎょ活動従事者訓練
- (6) 必要資材の応急調達訓練

### 3 応急復旧訓練

- (1) 道路等の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の応急輸送
- (3) 決壊堤防の応急処置
- (4) 電力・通信施設の応急復旧
- (5) 危険物等の災害防止と応急復旧

防災訓練計画表

区分	実施団体	実施期間	実施場所	実施方法	
個別訓練	消防訓練	消防分署 消防団	火災予防運動 週間	火災危険地区	図上又は実践訓練。必要に応じて避難など他の訓練と並行して実施する。
	水防訓練	消防団	入梅前	管内	図上又は実践訓練。必要に応じて国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	美郷町 消防分署 消防団 各地域団体	県民防災意識 高揚強調週間	各施設	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を利用して訓練する。必要に応じ動員訓練などと並行して実施する。
	動員訓練	美郷町 消防分署 消防団	県民防災週間	美郷町 消防分署	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるよう訓練する。必要に応じ通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設管理者	防災週間	各施設	被災のおそれのある地域内及び学校、育児施設、福祉施設、集会所などの建物からの避難訓練を実施する。必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
	炊き出し 給水訓練	美郷町	防災週間	適宜	関係機関の協力を得て炊き出し、給水等について訓練を実施する。必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
	医療救護 応急手当 訓練	美郷町	適宜	適宜	関係機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等の訓練を実施する。必要に応じ他の訓練と並行して実施する。
	広域避難 訓練	美郷町 大仙市 横手市	適宜	適宜	関係機関との連携による広域避難を想定した訓練を実施する。必要に応じ他の訓練と並行して実施する。
	避難所開設・設置 訓練	美郷町 社会福祉協議会 自主防災組織	適宜	適宜	感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練。災害ボランティアの受入訓練のほか、必要に応じ他の訓練と並行して実施する。
	総合防災訓練	美郷町	適宜	適宜	関係機関、地域住民が一体となって、予想される災害に即応できるよう総合的な訓練を実施する。
消防協会		防災週間	管内	秋田県消防協会支部が主催する総合防災訓練に積極的に参加し、防災活動能力を向上させる。	

## 第5 訓練の実施と事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容を精査するとともに、訓練実施後には事後評価を行う。

また、訓練の実施にあたっては、訓練参加者の安全対策に万全を期する。

## 第4節 災害情報の収集・伝達計画

[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧、復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

特に、震災時にはできる限り早期に的確な対策を行うことが求められ、そのためには迅速かつ確実な情報収集を行う必要がある。

### 第2 情報収集・伝達体制

#### 1 職員の動員

地震が発生した場合、職員はその所掌する事務又は業務に関して積極的に情報の収集にあたる。

#### 2 体制の整備

- (1) 町は、警報等を住民、関係機関に伝達する体制として、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、登録制メール等の整備に努める。
- (2) 町は、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 町は、避難行動要支援者名簿を作成し、活用する。
  - 1) 要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。
  - 2) 名簿の作成に際しては、必要な限度で町が保有する個人情報を利用できる。
  - 3) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、町社会福祉協議会、みさと地域見守りチーム、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供する。
  - 4) 災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
  - 5) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。
- (4) 町は、県及び防災関係機関の連携のもとに相互に連絡が迅速かつ的確に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化に努める。また、町及び関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の共通システム（総合防災情報システム等）に集約できるよう努める。その際、夜間及び休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- (5) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等での情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (6) 衛星通信、インターネット等の通信手段の整備などによる民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。

(7) 町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用するよう努める。加えて、被害情報や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析、整理、要約、検索できるよう、最新の情報通信関連技術の導入や、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに生かす。

## 第5節 通信及び放送施設災害予防計画

[住民生活課]

### 第1 計画の方針

災害時における通信の確保は防災上極めて重要であることから、計画的に通信施設の整備に努めるとともに、保有する設備の改善と保守点検、運用管理に万全を期しておく必要がある。

また、秋田県総合防災情報システム、警察、消防、N T T等の非常用無線を効率的に活用するため、平素から関係機関との円滑な協力体制の確立に努めながら、災害時の通信を確保しなければならない。

さらに、阪神淡路大震災のおり、N T T通信網が寸断され情報の混乱が生じた際、移動系無線装置の有効性が確認されており、これら設備の導入について検討する。

### 第2 町の通信施設

#### 1 現況

##### (1) 美郷町防災行政無線

防災行政無線については固定系、同報系を全域に整備しており、有事の際は住民に対して迅速に情報提供できる体制が整っている。

##### (2) 消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部及び各分署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の無線通信は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

##### (3) 緊急告知FMラジオ

町内の全世帯へ整備し、有事の際はエフエム秋田の周波数によりラジオ本体を強制起動し迅速に情報提供できる体制を図る。

##### (4) アマチュア無線、タクシー無線等の通信施設

民間無線（アマチュア無線、タクシー無線等）の活用については、災害時に円滑な情報提供が得られるよう協力協定を結んで連携を図る。

#### 2 対策

(1) 震災時における機器の倒壊、転倒防止に努め、非常電源装置を設置するなど常にその能力維持に配慮する。

(2) 定期的な点検整備、回線テストを実施し、障害の早期発見に努める。

### 第3 秋田県総合防災情報システム

#### 1 現況

県では、衛星通信を県内における防災情報の基幹通信として、秋田県庁第二庁舎に統制局を設置し、県出先機関、市町村、消防本部及び他の防災関係機関との間に、災害時における情報通信の収集伝達手段一元化を図るとともに、統制局、端末局のバックアップ機能及び現地からの映像情報の発信可能な衛星中継車を整備し、迅速かつ的確な応急対策を支援できる体制が整備されている。



## 2 対策

- (1) 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、特に降雪期前後には巡回点検を行い、機能の維持に努める。

## 第6節 水害予防計画

[住民生活課、建設課、農政課]

### 第1 計画の方針

地震の発生により、河川、ダム、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすおそれがあり、施設の管理者及び水防管理団体は、管理計画及び水防計画に基づき水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、施設の補強・改修の促進を図る。

また、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討し、防災、減災目標を設定するよう努める。

### 第2 河川施設

#### 1 現況

本町は水防管理団体に指定されており、県管理の対象河川は、矢島川・赤倉川・出川・上総川の4河川、本堂城回字吉清水、浪花字一丈木、千屋字小森、野荒町字竈林、下深井字南谷地、六郷字大町、野荒町字町ノ内の8地区に渡る。防ぎよ対象は家屋15戸、田畑192ha、水防工法は積土のう工である。また、国管理の雄物川流域は、金沢西根字中大久保及び下大久保、下万願寺の3地区に渡り、防ぎよ対象は家屋15戸、田畑50ha、水防工法は積土のう工である。

また、浸水洪水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

#### 2 対策

##### (1) 河川改修、砂防工事の促進

一級河川及び砂防指定河川は県の管理となっており、未改修区間については引き続き早期改修を働きかける。

普通河川及び小河川等については、用排水改良事業、土地改良事業、下水道事業等の関連により、体系的な改修を促進し災害防止と河川保護を図る。

##### (2) 住民への周知

重要水防箇所等危険箇所を住民に周知し、住民も含めた監視体制をもとに、迅速な避難体制がとれるように努める。

##### (3) 河川巡視

大雨や融雪等の予警報が発令された場合には、職員、消防団、土地改良区等と連携して河川のパトロールを実施するほか、定期的に河川施設、用排水路施設等の点検を行う。

[資料編 9-4 水防警報警戒区域、9-5 重要水防区域 秋田県重要水防区域一覧、  
9-11 避難指示等の発令等に着目したタイムライン]

### 第3 ダム施設

#### 1 現況

町にある利水ダム及び砂防ダム施設については、管理者が操作規則に基づき施設の防護に万全を図っている。

## 2 対策

- (1) 地震発生後には直ちにダム本体や取り付け部周辺地山、貯水池周辺地山の臨時点検を行い、異常の有無を確認する。
- (2) ダム操作により下流の水位が変化するおそれのある場合は、関係機関へ通知するとともに、一般住民に対し周知する。

## 第4 ため池施設

### 1 現況

町内における農業用ため池（受益面積 0.5ha 以上等）は 50 箇所確認されており、その多くは築造年代が古く、年々老朽化が進行しているほか、高齢化や担い手不足により管理体制が弱まっているものもあることから、決壊した場合、下流へ大きな被害をもたらすおそれのあるため池 25 箇所を「防災重点農業用ため池」として指定し、ため池の点検、維持管理体制の強化に努める。

### 2 対策

- (1) 県が実施したため池一斉点検や耐震性調査の結果を活用し、現状の把握と住民に対して適切な情報提供を図る。
- (2) 耐震性能の不足や老朽化したため池は、県又は管理団体等に対し、貯水制限や監視体制の強化、補強、改修を要望していく。
- (3) 農業用ため池の管理者は、常に施設の安全点検を行うとともに、震度 4 以上の地震が発生したときはただちに施設の緊急点検を実施し、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施し、また、被災を確認した場合は関係機関へ通報するとともに決壊防止に努める。

[資料編 7-14 決壊した場合大きな被害をもたらすおそれがあるため池(防災重点ため池)]

## 第5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項
- ③ 洪水に係る避難訓練に関する事項
- ④ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ⑤ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
  - ロ 要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
  - ハ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

町は、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

## 第6 洪水ハザードマップの作成等

住民、滞在者その他の者に周知させるため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

## 第7 洪水等に対する発令基準の設定等

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等、水位周知下水道については、雨量情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報等の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

## 第7節 火災予防計画

[住民生活課]

### 第1 計画の方針

都市化の進展、産業構造変化と就業場所の拡散、少子高齢化等のほか、自動車や冬期の石油暖房の普及等とそれにとまなう危険物の増加などもあり、地震発生時の同時多発的な出火と延焼の危険性が増加している。町は、消防施設及び設備の充実、消防団員の教育訓練等で消防能力の向上と事業所を含めた住民に対する防火思想の普及に努める。

### 第2 出火防止と初期消火

#### 1 現況

消防力の充実強化と消防団の組織化及び事業所を含めた住民に対する防火思想の普及等失火の未然防止に努めている。特に住宅用火災警報器並びに耐震安全装置付火気使用設備器具等の普及と消火器、消火用バケツの備え付け、水の汲み置き等についての指導に努めている。

#### 2 対策

消防体制を充実強化するために次の対策を推進する。

##### ア 消防力の強化

消防団員の定数充足、消防施設及び資機材を整備し消防力を強化する。震災時の交通途絶を考慮して耐震性貯水槽、防火水槽、ポンプ付き積載車、消火器等の整備に努める。

##### イ 燃料器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理について指導する。

##### ウ 出火防止及び初期消火の周知徹底

住民や既存組織、団体等に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火バケツの備え付けと水の汲み置き、浴槽への水張り等について指導し、初期消火について周知徹底を図る。

### 第3 火災の延焼の防止

#### 1 現況

地震時の火災の延焼拡大を阻止するために、消防力の強化及び建築物の不燃化等一層の充実が必要である。

#### 2 対策

##### ア 予防査察の実施

消防署と協力して平常時から関係場所への立ち入り等予防査察を実施し、震災時の対応について現場指導する。

##### イ 自主防災組織の育成強化

自主防災組織を育成強化し、火災の発生時には連携協力して活動できる体制の整備に努める。

## 第4 消防水利の整備

### 1 現況

地震発生時には、水道施設等の損壊等により消火栓の断水や水圧低下、道路や建物等の損壊によって消防用自動車の通行障害も予想されるため、耐震性貯水槽、耐震性防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施する。

### 2 対策

- (1) 耐震性貯水槽及び防火水槽は木造家屋の密集地、指定緊急避難場所及び指定避難所の周辺を優先整備する。
- (2) 防火水槽は耐震性とする。
- (3) 自然水利、プールなどを効率的に利用する。

## 第8節 危険物施設等災害予防計画

[住民生活課、総務課]

### 第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は施設の耐震性能の向上、適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立等危険物施設の安全確保を図る。

### 第2 危険物

#### 1 現況

消防法に定める危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造貯蔵取扱施設として、町内に貯蔵所、取扱所等の施設がある。また、近年家庭や事業所にもホームタンクによる少量危険物を貯蔵取り扱う形態が普及しており、地震時の施設損壊、タンクの転倒や配管損傷による危険物漏洩などが予測されることから、危険物施設はもとより事業所や一般家庭にも災害対策の周知徹底を図ることが急務である。

#### 2 対策

##### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 関係監督機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。

ウ 事業所や一般家庭でもホームタンク等の目視点検や維持管理について指導する。

##### (2) 資機材の整備

施設の管理者は、消火設備及び消火剤の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を促進する。

##### (3) 教育訓練の実施

施設の管理者は、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に関する講習会、研修会を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図る。

##### (4) 自衛消防組織の強化

自衛消防組織の充実を図るとともに、相互応援体制を整備する。

### 第3 火薬類

#### 1 現況

町内に火薬類の製造施設及び火薬庫があり、施設の保安距離は十分に確保されており、また、各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に満たしている。

地震時には衝突や落下による衝撃が起らないよう、危険物の取り扱いには常に配慮が必要である。

## 2 対策

### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態を維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 監督関係機関は定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して施設及び設備が基準に適合するように指導する。

### (2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

### (3) 消防機関による教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理、保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、地震発生時の対処能力を向上させる。

### (4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

## 第4 高圧ガス、都市ガス

町内には、高圧ガス、都市ガスの関連施設はないが、将来施設が設置されたときは、地震災害はじめ災害に対する十分な保安措置を講じ、住民の安全に配慮する。

## 第5 LPガス

### 1 現況

町内にLPガス関連事業所があり、地震等による施設破損や、タンクの転倒や配管損傷によるLPガス漏洩など災害対策に関する基準を十分に満たしている。

また、各家庭等消費者のボンベは規定の保安措置をとっているが、保管は常に最良の状態を維持するよう指導に努める。

### 2 対策

#### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態を維持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善について指導する。

#### (2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

#### (3) 教育訓練の実施

ア 業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 訓練を通じて、地震発生時における対処能力の向上を図る。

#### (4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。



### (5) 消費者の保安体制の充実

ガス漏れ警報機、S型メーター等安全器具の設置と期限管理を指導する。

チェーン等による転倒、落下防止等のほかガス放出防止装置等の設置の推進を指導するとともに、各施設の日常の安全点検を指導する。

## 第6 毒物、劇物

### 1 現況

毒物、劇物の取り扱いの多くは農薬である。医療機関や学校の理科、化学室にもある場合が多く、地震等の衝撃や落下による災害等の防止指導に努めている。

### 2 対策

#### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備を定期的に点検して、常に最良の状態を維持する。

イ 監督関係機関は、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善について指導する。

#### (2) 防災体制の確立

施設の管理者は、毒物及び劇物の管理責任を明確化するとともに、事故及び災害発生時における連絡通報、応急対策が的確に実施できるよう防災対策を確立する。

## 第7 危険物等運搬車両

### 1 現況

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物、劇物（以下「危険物等」という。）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送においても、災害発生の危険性が增大している。

高速道路の延伸や一般道路の整備に伴い、地震による事故が発生した場合、運搬容器破損等の被害が発生する可能性がある。

### 2 対策

町は、関係機関と連携協力し、輸送の安全の啓発に努める。

(1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等について指導の徹底を図る。

(2) 危険物製造業者等に対して、関係法令に基づく安全確保指導の徹底を図る。

(3) 危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及びその確保等運行管理の徹底を図る。

## 第9節 建造物等災害予防計画

[建設課、住民生活課]

### 第1 計画の方針

地震による建築物の倒壊、損壊を防止、軽減するため、建築物の耐震化や不燃化の促進を図る。特に防災業務の拠点となる公共施設の耐震化を強化するとともに、一般建築物の耐震化について指導を行う。中でも緊急輸送路沿道の家屋の倒壊は応急対応の支障になることが予想されることから、特に耐震化の指導を強化する。

### 第2 公共建造物

#### 1 現況

公共建築物の中でも、災害時における防災活動拠点は、避難や救護、備蓄等において重要な機能を果たすものであり、耐震化、不燃化の強化を促進する必要がある。

#### 2 対策

災害対策本部となる役場庁舎、指定避難所となる学校や社会教育施設や福祉施設については、耐震診断、耐震補強は完了しているが、今後建設する施設についても十分な耐震設計を行う。

### 第3 一般の建造物

#### 1 現況

建築関係法令の徹底により安全性の確保に努めており、また、既存不適格建造物の耐震性や防災性能の向上と維持保存に関する知識の普及を図っている。特に不特定多数人が利用する特殊建築物に対しては、消防機関による防災査察を実施して防災改修の促進に努めている。

#### 2 対策

- (1) 建築関係法令の普及徹底を図る。特に住宅密集地における耐震・耐火・不燃化を推進し、建築物の災害を予防する。
- (2) 特殊建築物については、定期報告制度及び維持保全計画の作成等その徹底を図り、維持保全に対する認識の向上に努める。
- (3) 防災診断及び各種融資制度の周知によって、防災改修の促進を図る。
- (4) 積雪期における建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪による事故防止のため、降雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施する。
- (5) 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

### 第4 ブロックべい、石べい等

#### 1 現況

ブロックべい、石べい等の安全性については、建築基準法施行令等に基づき審査、指導等を行い、耐震性の確保を図っているが、既存のものについては地震に対して脆弱である。

#### 2 対策

- (1) 既存のブロックべい、石べいの点検整備を図り、必要がある場合には改善を指導する。

(2) 関係業界に対して適正な設計、施工を指導し、倒壊による災害を防止する。

## 第5 家具等の転倒防止

### 1 現況

地震により、家具、冷蔵庫、テレビ、ピアノ等が移動・転倒し、また棚のものや壁に掛けられた時計や装飾品、天井からの吊り下げ照明器等が落下するなどして、人的被害や火災発生の原因となることがある。

### 2 対策

町は、住民に次のような家具等の転倒防止策の実施を呼びかける。

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具で固定、連結して転倒や移動を防止する。
- (2) ピアノや電気製品等はキャスタ金具で固定する。
- (3) 食器類の収納に留意し、フィルム等でガラスの飛散を防止する。

## 第6 液状化対策等

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成、公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 第10節 土砂災害予防計画

[建設課、農政課]

### 第1 計画の方針

地震による土砂災害の起こりやすい地形、地質、土地改変箇所を中心に、土砂災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の立地抑制及び危険区域からの住宅の移転等総合的な対策を講じて土砂災害の防止を図る。

また、町及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。

### 第2 地すべり

#### 1 現況

町東部の地域には県建設部指定及び県農林水産部指定の地すべり危険地区があり、一部は概成している。

#### 2 対策

土砂災害のおそれのある箇所における地すべり防止施設の整備等、着手中の箇所については早期完了を、また未着手箇所については早期の工事着手を要望するとともに、警戒避難対策を実施する。

### 第3 急傾斜地

#### 1 現況

本町において、急傾斜地危険地区は15箇所が指定されている。

#### 2 対策

- (1) 土砂災害のおそれのある箇所における急傾斜地崩壊防止施設の整備等、現在工事中の箇所については早期完了を図るとともに、危険度の高い区域から対策事業が実施できるよう努める。
- (2) 対策工事の促進に努めるとともに、警戒避難体制確立のため県との連携を密にし、危険箇所を周知するための看板等を設置し、住民等への情報提供を図る。

### 第4 土石流

#### 1 現況

山地から融雪や豪雨により多量の土砂を流出させ、下流域では土砂災害の危険性が高い。特に直下型の地震では荒廃斜面の崩落や地盤のゆるみにより土石流が発生しやすくなる。本町では東部の河川溪流が砂防指定地に指定され、順次対策工事が施工されている。

#### 2 対策

土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備の整備等、着手中の箇所については早期完了を、また未着手箇所については早期の工事着手を要望するとともに、警戒避難対策を実施する。

- (1) 脆弱な地盤の崩壊、又はその後の降雨等によって発生する土石流対策を次のとおり推進する。
- ア 土石流に対処するための砂防工事等の促進を要望する。
  - イ 土石流、危険溪流に関する資料を関係住民に提供するとともに、看板等を設置して周知徹底を図る。
  - ウ 土石流危険溪流周辺住民の警戒避難体制を確立する。
  - エ 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動及び降雨時の対応等について地域住民に周知徹底する。
- (2) 農地・農業用施設等に係る土石流対策を次のとおり推進する。
- ア 圃場に土砂及び濁水が流入した場合は、試験研究機関等が主体となって成分等を速やかに調査・分析する。
  - イ 圃場に土砂が堆積した場合は極力除去する。
  - ウ 圃場に土砂が流入するおそれがある場合は、水口付近に沈砂区間を設けるなどにより、圃場全体への流入防止を図る。
  - エ 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないよう水管理に徹底を図る。
  - オ 揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じた監視体制を強化する。

## 第5 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

### 1 現況

住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、次の基準に該当するもの。本町においては、62箇所が指定されている。

#### (1) 地すべり

- ア 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

#### (2) 急傾斜地の崩壊

- ア 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

#### (3) 土石流

- ア 土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

### 2 対策

- (1) 当該区域において、災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難情報の発令及び伝達などを避難指示等の判断・伝達マニュアルにより行う。
- (2) 当該区域の住民に対して、区域指定に関することや災害時の情報伝達方法、避難経路等について周知徹底を図る。

## 第6 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

### 1 現況

建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、本町においては50箇所が指定されている。

また当該区域においては、特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置が図られる。

### 2 対策

- (1) 当該区域において、災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難情報の発令及び伝達などを避難指示等の判断・伝達マニュアルにより行う。
- (2) 当該区域の住民に対して、区域指定に関することや災害時の情報伝達方法及び避難経路等に関することに加えて、建築物の構造規制等についても周知徹底を図る。
- (3) 当該区域の公共施設については、災害を防止及び軽減するための基準を満たす構造とすること、また、施設を利用する住民等の安全確保を図る。

地すべり災害予防警戒基準（雨量）

区分	前日までの総雨量が100mm以上で当日の雨量が次の場合			前日までの総雨量が40mm～100mm未満で当日の雨量が次の場合			前日までの降雨はないが当日の雨量が次の場合			対策
	1時間	3時間	24時間	1時間	3時間	24時間	1時間	3時間	24時間	
第1警戒体制	15	30	50	30	50	平地 60 山地 80	40	60	110	危険区域の警戒・巡視、住民に対する広報
第2警戒体制	30	50	80	50	80	平地 110 山地 150	60	100	150	住民の避難指示
土砂災害警戒情報、特別警報が発表されたとき										

(注) 基準雨量に達するか、又は達するおそれのある場合とする。

## 第7 山地

### 1 現況

急峻な地形と脆弱な地質のため、特に融雪、大雨等により斜面・山腹崩壊のおそれがある。崩壊した土砂は土石流となって流下し、下流に被害を与えるおそれがある。保安林機能の向上及び各種治山予防対策の推進に努めている。

### 2 対策

- (1) 重点保全区域及び土砂崩壊流出防止などの治山事業を推進する。
- (2) 保安林機能が低下した劣悪林などに対し保安林改良事業を実施するなど、その機能の向上と管理の充実を図る。

## 第8 雪崩

### 1 現況

本町は特別豪雪地帯に指定されており、冬期や春先には地震によって大きな雪崩が発生するおそれがある。

### 2 対策

- (1) 雪崩危険箇所周辺住民の警戒避難体制を確立する。
- (2) 雪崩危険箇所については、県に対し対策事業の推進を働きかける。

## 第9 警戒避難体制等の整備

### 1 土砂災害危険箇所等の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置（インターネット掲載等）を講じる。

### 2 警戒・避難に関する情報の提供及び伝達

降雨量や警戒避難基準等の情報を広く住民に提供するとともに、予兆現象等の情報を住民と関係機関が相互に通信することで情報の共有化を図る。

### 3 警戒・避難基準

地震発生により地盤がゆるみ、その後の降雨により斜面が崩壊することがある。過去の地震・大雨による土砂災害、警戒避難のための基準雨量や、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や気象情報等を参考とし、地震の規模及び降雨量に基づいて警戒・避難基準を設定するものとする。また、斜面崩壊の予兆現象が確認され、避難指示等が発令された場合には、住民が自発的に警戒避難するよう指導する。

- (1) 地すべりの予兆現象
  - ア 地面にひび割れができる
  - イ 沢や井戸の水が濁る
  - ウ 斜面から水が噴出する
- (2) がけ崩れ
  - ア がけからの湧き水が濁る

- イ がけに亀裂が入る
- ウ 小石が転がり落ちてくる

### (3) 土石流

- ア 地鳴りや木立の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえてくる
- イ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- ウ 川の水が濁り、流木が混ざりはじめる

## 4 予報、警報、避難指示等

- (1) 予報、警報、避難指示等は迅速かつ正確に住民に伝達し、周知されるようにするほか、住民自らの確に情報を収集し、避難できる体制をとるよう指導する。
- (2) 住民に対し、地域の土砂災害リスクや災害時取るべき行動等について、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車による広報で警戒を伝達するとともに、あらかじめ指定避難所・指定緊急避難場所へのルート及び代替路を把握しておくよう徹底する。

## 5 避難の方法

避難の方法については、溪流を渡らない、がけ付近は避けるなど最も安全な方法を周知しておく。

## 6 避難の場所

- (1) 土石流、がけ崩れ、地すべり等により被害を受けるおそれのない場所であること。
- (2) 避難人家からできる限り近距離にあること。

## 7 避難指示等の判断・伝達マニュアル

土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難情報の発令及び伝達などはマニュアルに基づき行う。

# 第10 災害危険区域からの住宅移転

## 1 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し、巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所に移転させなければならない。

## 2 対策

- (1) 区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。
- (2) 移転助成のための制度は次のとおり。
  - ア 防災のための集団移転促進事業
  - イ がけ地近接等危険住宅移転事業
  - ウ 秋田県災害危険住宅移転促進事業
  - エ 独立行政法人住宅金融支援機構、災害復興住宅融資
  - オ 日本政策投資銀行



## 第11 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国、県及び町等関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会に加盟し、連絡調整を図る。

[資料編 7-1～14 災害危険箇所]

## 第 11 節 公共施設災害予防計画

[総務課、建設課、福祉保健課、教育委員会]

### 第 1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、通信、鉄道及び学校、その他の公共施設は、住民の日常の生活、社会経済活動及び防災上極めて重要であり、これら施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

### 第 2 道路及び橋梁

#### 1 現況

本町において、国、県及び町が管理する道路延長は 1,071km で、橋梁は 380 橋である。

地震による道路の被害は、沖積層の分布地域では亀裂、陥没、沈下、隆起が、高盛土では地すべり、崩壊が、切土部や山裾部では土砂崩壊、落石等が予想される。

橋梁についてはほぼ永久橋であるが、交通量の増大等により損傷が激しく、架け替えを要するものもある。

#### 2 対策

##### (1) 道路の点検整備

ア 地震等に対する道路の安全性・信頼性の向上を図るため、危険箇所の継続点検及び施設の整備を計画的に実施する。さらに、地震発生時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等により、常に安全確保に配慮する。

イ 道路の整備計画に基づき、災害時における重要度を勘案した事業の推進を図る。

##### (2) 橋梁の点検整備

ア パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に保全を図る。

イ 既設橋梁の補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の道路整備計画等を調査し、長寿命化計画を策定して橋梁の保全を図る。

##### (3) 情報連絡体制の整備

道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握・伝達できる体制を構築する。

### 第 3 水道施設

#### 1 現況

水道施設の構造物の安全性は比較的高いが、管路は地震に対して比較的脆弱である。

本町の上水道給水状況は次のとおり。

(令和 3 年度決算統計より 建設課調べ)

年度	区分	行政区域内人口	計画給水人口	給水人口	普及率 (%)
令和 3 年度		18,434	11,840	10,844	91.59

## 2 対策

### (1) 施設の防災強化

ア 災害に対する安全性を向上させるため、水道敷設に際しては安全度の高い位置を選定する。

イ 各施設の設計にあたっては、災害に対して十分安全な構造とする。

### (2) 応急給水体制と資機材の整備

ア 水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ 応急給水に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

## 第4 下水道施設

### 1 現況

下水道施設は、日常生活に欠かすことのできない施設である。本町では、公共下水道が六郷地区で、他は集落密集区域で農業集落排水事業が計画的に進められており、現在、排水処理区域人口は総人口の80.2%である。

### 2 対策

#### (1) 管渠の補強整備

ア 地盤が軟弱又は不均質な地域に敷設された下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強する。

イ 新たに下水管渠を敷設する場合は、基礎地盤条件等総合的見地から検討し計画する。特に地盤の悪い場所に敷設する場合は、人孔（マンホール）と接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

ウ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

## 第5 電気施設

### 1 現況

本町で消費される電力のほとんどは、県内及び隣接地域の各発電所からの供給によるものである。これらの電力を安定供給するため、関係機関では電気施設を各種災害から保護し、施設の改修、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。

### 2 対策

電気設備に関わる関係機関は、町内各地区において電力が安定供給されるよう、次に定める対策を推進する。

#### (1) 設備の強化と安全

ア 発電電施設

a 構築物、付属設備及び防護施設を整備する。

b 耐雷遮へい、避雷器の適正更新を強化する。

c 重点系統保護継電装置を強化する。

イ 送電施設

a 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所を早期発見及び早期対策を講ずる。

b 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。

c 電線路付近における樹木、ビニールハウス等の飛来物に対する災害予防策を行う。

d 各種避雷装置等の増強により耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

ウ 通信設備

a 主要通信線のループ化に努める。

b 移動無線応援体制を強化する。

c 電源及び予備電源を強化する。

(2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施(災害発生のおそれのある場合は、その直前に実施)する。

(3) 災害復旧体制の確立

ア 情報連絡体制を確保する。

イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。

ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。

イ 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

## 第6 鉄道施設

### 1 現況

鉄道事業者においては、輸送力の確保のため各鉄道施設の耐震化、被害軽減のための諸策の実施、防災器具等の点検整備、関係社員の出勤、応急復旧のための体制の整備に努めている。本町ではJR奥羽本線が6km敷設されており、後三年及び飯詰の2駅が地域住民の交通手段として重要な役割を担っている。

### 2 対策

町は、鉄道事業者と連携して応急復旧のための協力体制を整備する。

(1) 橋梁の維持補修に努める。

(2) 河川改修及び橋梁耐震を含めた改修に努める。

(3) 法面、土留の維持補修を行う。

(4) 落石防止設備を強化する。

(5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。

(6) 建物等の耐震維持補修に努める。

(7) 線路周辺環境変化に応じた災害予防を強化する。

(8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。

(9) その他、防災上必要な設備の改良に努める。

## 第7 社会公共施設等

### 1 福祉施設

#### (1) 現況

町内の社会福祉施設等では、高齢者、心身障がい者（児）等、地震等による災害発生時に自力で避難することが困難な人たちが介護や日常生活訓練を受けるため、日々利用している。

区分	名称	所在地	電話	定員
軽費老人ホーム	ケアハウス仙南の杜	金沢西根字糠淵 3-2	87-8010	15
生活支援ハウス	高齢者生活支援ハウス 「いちょうの家」	六郷字作山 187	84-3636	7
特別養護老人ホーム	ロートピア緑泉	六郷字作山 187	84-3636	50
	ロートピア仙南	金沢西根字糠淵 3-2	87-8010	50
	真昼荘	本堂城回字若林 119	85-2203	67
老人保健施設	杏授苑	野中字下明子 214	84-4065	100
グループホーム	あじさい仙南	野荒町字街道ノ上 235-3	56-6789	18
	サンピア	六郷字熊野 118-1	84-3581	18
	美郷	六郷字本道町 57-6	84-2223	9
	きらら千畑	本堂城回字新谷尻 214-7	87-6630	9
	やすらぎの家	畑屋字狐塚 213-1	84-2887	18
	みずほ	土崎字厨川 67-2	87-6540	9
	ひらきの家	境田字下八百刈 262-1	82-1170	18
	いこいの家	六郷字遠槻 383-2	84-1511	18
障害者支援施設	後三年鴻声の里	飯詰字東西法寺 258	83-2035	52
障害福祉サービス事業所 (生活介護)	サンワーク六郷	野中字下村 55-2	84-0747	24
	さんさんクラブ	六郷字作山 30-2	88-8535	20
障害福祉サービス事業所 (就労継続支援 B型)	就労支援センター もくもく道場	六郷字熊野 121-1	84-3708	20
	湧遊家	鑓田字庚塚 38-2	73-6332	20
	WORK みさと	六郷字安楽寺 294	88-8299	20
障害福祉サービス事業所 (共同生活援助)	りんどうの家	野中字宮崎 58-1	73-6332	10
	サンワークの家	六郷字熊野 213-1	84-1208	9
	グループホームあい・あい	土崎字上野乙 185-2	73-7590	10
	グループホームあい・あい2号館	土崎字上野乙 186	88-8591	9
短期入所施設	いこいの里	六郷字遠槻 154-1	84-0703	32
	まっこいしゃショートステイセンター	六郷字馬町 43	84-7050	30
	ほっと未来ショートステイ	畑屋字街道東 201-1	84-2882	21
地域密着型 特定施設	すみれ荘	本堂城回字若林 122-2	87-6215	27
	ひらきの郷	境田字下八百刈 265	82-1165	24
小規模多機能型 居宅介護施設	さくらケアセンター	本堂城回字若林 122-2	87-6215	29
	喜楽館	六郷字熊野 118-1	84-3589	29

## (2) 対策

- ア 地震災害発生に際しては、入居等者への早期周知を図ることが災害の拡大を防ぐために有効な方法であるため、職員が迅速かつ冷静に入所者等への周知を図れるよう平素から訓練する。
- イ 施設の管理者は自衛防災組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。
- ウ 防火管理体制については定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- エ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合に応援が得られるよう、平素から地域住民の参加協力を得た災害訓練を実施する。

## (3) 要配慮者利用施設の避難確保計画等

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具合的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

## 2 医療施設

### (1) 現況

町には医療機関が 12 施設（うち歯科診療所 5 施設）あり、地域住民の健康管理を担っている。

### (2) 対策

#### ア 医療施設の自主点検

施設の耐震化不燃化を進め、火災予防について管理者が定期的に点検を実施する。

#### イ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災・地震等の災害発生時における安全管理体制を講ずる。

#### ウ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

## 第8 その他

町、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。

[資料編 11-1 町内医療機関（病院・医院）]

## 第12節 農業災害予防計画

[農政課]

### 第1 計画の方針

地震による農業被害を予防し、又は拡大を防止するために、既設の農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設にあたっては耐震性に十分配慮する。

### 第2 農地及び農業用施設等

#### 1 現況

農業人口は高齢化と兼業化が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となり、施設等老朽化が著しいものが見受けられる。

#### 2 対策

- (1) 地震によって決壊又は倒壊のおそれのある頭首工、樋門、揚排水機場、水路等は、県営又は団体営事業で補強・改修を実施する。
- (2) 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害が出た場合は、水不足等によって農作物に大きな影響を及ぼすおそれがある。この場合には亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止・軽減を図る。

[資料編 9-12 土地改良区管理施設で防災機能を有する施設一覧、  
9-13 農用地等湛水による洪水予防箇所]



## 第13節 避難計画

[住民生活課、福祉保健課、建設課、教育委員会]

### 第1 計画の方針

地震が発生した場合において、人命の安全を第一に住民を避難させるために、平常時から安全な指定緊急避難場所・避難路等を選定し、これを住民に周知させるとともに、避難指示等の伝達体制の確立を図る。

なお、避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、児童、一時滞在者等の避難行動要支援者や男女の特性に配慮する。

### 第2 指定緊急避難場所、指定避難所等

#### 1 現況

指定緊急避難場所・指定避難所を地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

#### 2 対策

指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策などを踏まえ、あらかじめ指定しておくとともに、不特定多数の住民が集まる公共施設等については、各種事業制度を活用するなどしてこれらの耐震不燃化を推進する。なお、その施設使用においては、地域やその施設の特性を考慮したうえで、誘導方法や伝達方法に留意する。また、指定緊急避難場所等に避難したホームレスなど、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努める。

#### (1) 指定緊急避難場所の選定

ア 指定緊急避難場所は、大規模な地震発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する火災から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有するものとする。

イ 指定緊急避難場所の収容可能人数は、有効避難面積の50%を一人当たり避難者2㎡で除して算定する。

ウ 指定緊急避難場所は、公園、緑地、広場その他公共空地为原則とし、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。

エ 指定緊急避難場所における安全な滞在を確保するため、防災対策を実施するとともに、必要に応じ、散水施設、飲料水、食糧、応急資機材等の備蓄施設を設ける。

オ 地域住民の集結場所として機能させるとともに、消防救護活動等の防災活動の拠点となる空地为必要に応じ配置する。

カ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚、知人宅、ホテル、旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を

行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所・福祉避難所の選定

- ア 指定避難所は、耐震診断を実施して地震災害に対処できる指定避難所を選定する。
- イ 指定避難所は、避難が長期に渡ることも想定して、各ふれあい館、学校施設等を選定する。
- ウ 指定避難所の運営に必要な設備や資機材、備蓄品の整備を図る。加えて、必要に応じ電力容量の拡大に努める。
- エ 福祉避難所として指定避難所を選定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 避難路の決定

- ア 避難路は、指定緊急避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため必要な構造を有するものとする。
- イ 避難路は、避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動等に応じた適切な構造を有するものとする。
- ウ 避難路は歩道又は自転車道を有するものとする。
- エ 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利施設その他避難者の安全を確保するために必要な施設を配備する。また、道路の占用物件については、避難の障害にならないよう十分配慮する。
- オ 降雪期は、避難路を優先して除排雪等を行い、避難の障害にならないよう十分配慮する。

(4) 避難周辺施設の耐震化

- ア 火災の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある指定緊急避難場所については、その周辺建築物の耐震不燃化を図る。
- イ 避難路の沿道における建築物については、避難者の安全を確保するためその耐震化不燃化を図る。特に住宅密集地における火災危険度の高い路線、計画利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の沿道の建築物については、積極的に耐震不燃化を図る。

(5) 指定緊急避難場所等の周知徹底

指定緊急避難場所等について平常時から次の方法等により周知を図る。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路に看板を設置する。
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の案内図や誘導標識を設置する。
- ウ 広報紙及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。
- エ 防災訓練等を通じて現場を確認させる。

(6) 避難伝達体制の確立

- ア 自主防災組織や行政区等の組織を活用した伝達系統を整備する。
- イ 防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車、携帯電話メール等による伝達方法を整備する。
- ウ 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

[資料編 10-1 避難に関する資料 指定緊急避難場所、10-2 避難に関する資料 指定避難所]

## 第14節 医療計画

[福祉保健課]

### 第1 計画の方針

大規模災害時における救急医療活動が的確に実施できるようにするため、平常時から初期医療及び後方医療の体制を整備する。

また、災害の規模が広域にわたり、一度に多数の死傷者が発生した場合に対処するため、広域的な救急医療体制を整備する。

### 第2 初期医療体制の整備

#### 1 現況

大曲仙北医師会、日本赤十字社秋田県支部等の協力を得て医療救護班の出動体制が整備されているが、交通、通信の途絶等不測の事態により救急医療体制が十分に機能しない場合に備える必要がある。

#### 2 対策

##### (1) 初期医療体制の整備

- ア 美郷町保健センターを一次救護所、周辺施設を補完施設とし、住民に周知を図る。
- イ 災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時より救護所の整備等の点検を行う。
- ウ 医療救護班の派遣要請の方法、重症患者の搬出方法を定める。
- エ 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。
- オ 災害の種類や規模に応じ、町で対応が困難な場合は、県保健医療調整本部に対し、必要な医療支援を求める。

##### (2) 透析患者、在宅難患者

- ア 近隣市町村への患者の搬送や医師会関係機関との連携による情報供給体制を整備する。
- イ 在宅難病患者は災害時には医療施設に救護する。このため、平常時から患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により災害時の搬送及び救護の体制を確立する。

#### 3 仙北地域保健医療福祉協議会への参加

町は、県、災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防機関、警察、市町村で構成される「仙北地域保健医療福祉協議会」に参加することによって、地域における災害医療対策の強化を図るとともに、平時から救急医療機関と救急搬送機関との連携強化を促進する。さらに、「秋田県災害・救急医療情報システム」を活用して、各種防災、災害医療情報の収集、提供並びに平時の救急医療の高度化を図る。

##### 《秋田県災害・救急医療情報システム》

県内の医療機関を検索できるシステムであり、救急病院、医薬品、医療スタッフなどの検索を行うことができる。

<http://www.qq.pref.akita.lg.jp/>

#### 4 医療用資器材、医薬品等の整備

災害時には、多量の医療用資器材、医薬品等の需要が見込まれるので、町は関係機関と協力して、医療用資器材、医薬品等の整備に努めるとともに、避難施設における医薬品の備蓄に努める。

### 第3 後方医療体制の整備

#### 1 現況

災害時における後方医療は、既存の病院及び診療所に依存することになる。

#### 2 対策

- (1) 平常時より災害発生時に重症患者を収容する医療施設の実態把握に努める。
- (2) 各施設・医療機関との連絡体制の確立に努める。

### 第4 搬送体制の整備

災害時における傷病者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、大曲消防署、関係各課及び保健所、医療機関、団体と連携し搬送体制を整備する。

#### 1 搬送システム

- (1) 医療機関等の保有する車両等の中で災害時に「緊急通行車両」として使用される可能性のあるものはあらかじめ「緊急通行車両登録」の事前届け出をする。
- (2) ヘリコプターの活用にあたっては、平時から緊急ヘリポートの整備を行う。

[資料編 13-1~2 臨時ヘリポート]

#### 2 トリアージ体制（患者の振り分け）

- (1) 被災患者のトリアージについては、救急隊員が医療救護班の医師からの指示及び確認を得ながら実施する。
- (2) 医療救護班は、重症患者の「災害支援病院」等への搬送指示にあたっては、「地域医療対策本部」及び「災害支援病院」との連絡体制を確保する。

### 第5 広域的救護活動

#### 1 現況

大規模災害の発生による医師等の不足又は医薬品、医療資器材の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要である。

#### 2 対策

- (1) 町内で医師、医薬品等が不足した場合に速やかに対処できるよう、近隣市町村及び県内の広域医療体制の整備に努める。
- (2) 県及び大曲仙北医師会の協力体制の整備に努める。

## 第6 その他

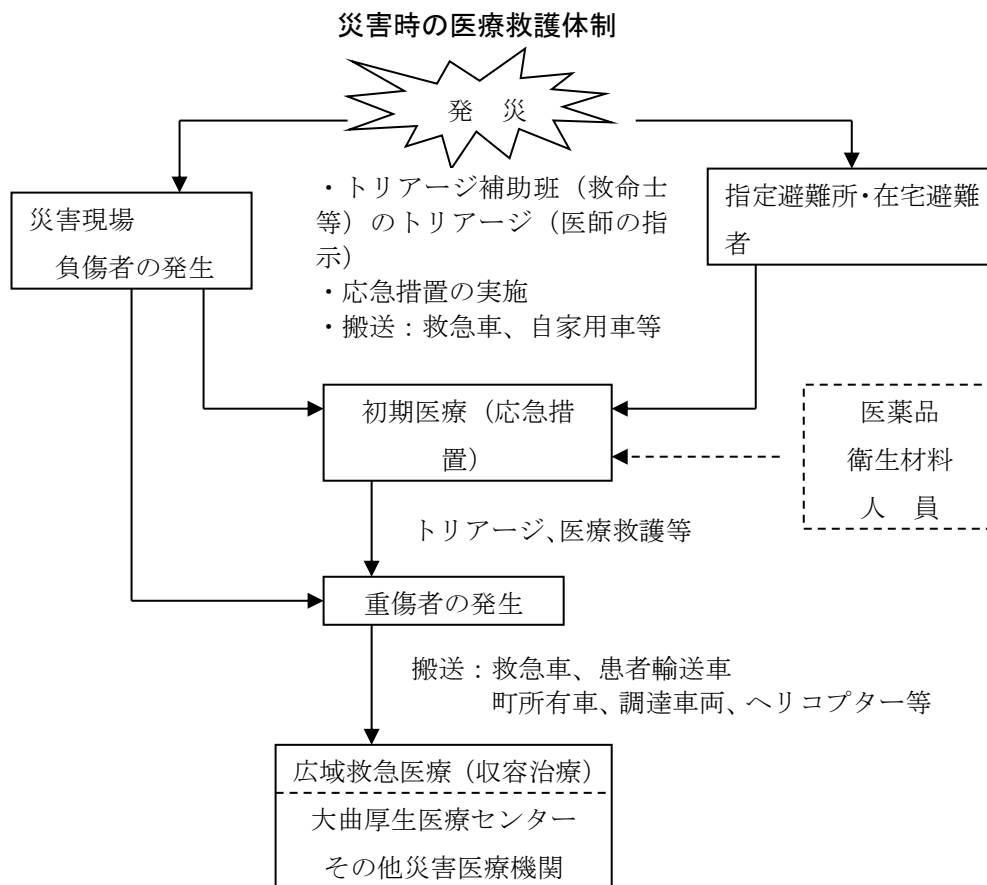
### 1 災害医療に関する調査・研修

地震災害時は、治療を必要とする者が同時に多数発生することが予想される。このため、医療機関による治療の前に、住民自らができる災害時の応急手当法や救命法、自動体外式除細動器（AED）取り扱い、介護法等の知識及び技能を普及させることに努める。

### 2 医療救護計画

町は、秋田県災害医療救護計画と整合する「市町村医療救護計画」を策定し、災害対策部の設置、町の医療拠点となる災害医療施設、指定避難所、救護所を確保し、また患者搬送体制、連絡体制、救護所の医薬品、医療器材、水、非常用電源等の供給について具体的な行動マニュアルを示し、災害時に迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

[資料編 11-1 町内医療機関（病院・医院）]



## 第15節 積雪期の地震災害予防計画

[住民生活課、建設課]

### 第1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪等による応急対策の困難さとあいまってより大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。このため、総合的な雪害対策を推進して積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第2 交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、日常生活を含めた面的な道路確保対策を推進する。

#### (1) 除雪体制の強化

ア 一般国道、県道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適した除雪機械の整備を強化する。

#### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備・通行規制等の促進

ア 冬季交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパス等の整備を促進する。

イ 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的、予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

ウ 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的、予防的な通行規制区間を設定する。

### 第3 雪に強いまちづくりの推進

#### 1 家屋倒壊防止

屋根積雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な要援護世帯に対しては、地域ボランティアを通じ、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。また、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等など、安全な除排雪作業の普及を図る。

#### 2 積雪期の指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整備し、日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝、融雪施設等の整備を促進して、指定緊急避難場所、避難路の確保を図る。

#### 3 指定避難所の空間確保

指定避難所は除雪、排雪を実施し、指定避難所としての空間確保に努める。

#### 4 美郷町豪雪対策本部の設置

町は、町内 6 箇所に配置されている積雪量メーターの平均値が 140 センチメートルに達した時点で、雪害を未然に防止するため「美郷町豪雪対策本部」を設置し、施策を講じる。

#### 5 その他

電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。

[資料編 2-1 美郷町豪雪対策本部設置規則]



## 第16節 文化財災害予防計画

[教育委員会]

### 第1 計画の方針

文化財は郷土を正しく理解するための貴重な町民の財産であり、これらの文化財を地震による災害から防護し、これを後世に伝えるために防火管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。

### 第2 文化財

#### 1 現況

文化財は災害に対して極めて弱く、特に防火、耐震対策が重要な課題となっている。

#### 2 対策

##### (1) 文化財管理者に対する指導の徹底

ア 定期的に防災診断を受ける。また、防災責任者は文化庁が作成した「防火・防犯対策チェックリスト（以下チェックリスト）」に基づいて自主的に点検を実施して、地震被害等の防止に努める。

イ 消火、警報設備等の整備に努めるとともに、自衛及び自主防災組織による消火訓練、住民や見学者等の避難・誘導訓練を加えた防災訓練を定期的に行う。

ウ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質、保全についての知識や技能を有する者をあて、あらかじめ搬出場所を定めておく。

##### (2) 保存施設等の整備

ア 災害防止のため、耐火、耐震構造施設等の設置を推進する。

イ 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

### 第3 史跡・名勝・天然記念物等

#### 1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

#### 2 対策

(1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識、説明板、図解板、境界標、囲柵等を整備する。

(2) 警報、防火、消火設備を整備する。

(3) チェックリストに基づいて定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

### 第4 被災古文書等の保全

災害により多くの古文書等が被災した場合、町民に対し、被災した貴重な資料に対する保全及び取り扱い等について周知を図る。

[資料編 17-1 指定文化財の状況]

## 第17節 災害拠点の指定及び整備に関する計画

[総務課、住民生活課]

### 第1 計画の方針

地震発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設、設備については耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修、補強を計画的に推進する。

### 第2 対策

#### 1 指定防災拠点

- (1) 地方公共団体等の庁舎 美郷町役場、六郷出張所、仙南出張所

#### 2 美郷町地域防災計画に定めるべき指定防災拠点以外の防災上重要な施設

- (1) 消防団、災害活動の拠点となる施設・設備等

防災コミュニティセンター 14 箇所 消防団ポンプ車庫 11 箇所

水防倉庫 1 箇所 備蓄倉庫 3 箇所

- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所 31 箇所

指定避難所 1次指定避難所 3 箇所 2次指定避難所 34 箇所

- (3) 地域内の医療機関、福祉施設、その他防災拠点となるべき施設等

医療機関 7 医院 福祉施設 5 団体

- (4) 地域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設(電気は町外からの送電による)

上水道及び簡易水道の水源取水施設 13 施設

LPGガス貯蔵施設 6 施設 燃料貯蔵施設 78 施設)

#### 3 地域防災拠点施設等の整備促進

地域における災害環境を把握のうえ、指定防災拠点及び防災上重要な施設について、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、指定防災拠点の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに地域の地震災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組む。

- (1) 地域防災拠点の整備

ア 災害種別や災害規模及び地形や気象の特性を考慮し、地域住民と連携協力できる防災拠点の整備に努める。

イ 大規模災害による停電等に備え非常用電源や発電機等を整備する。

ウ 避難者の生活環境改善のために必要な設備(空調やWi-Fi環境等)の拡充を図る。

- (2) 備蓄倉庫の整備

町の備蓄倉庫は、各地区に1箇所ずつ配備し、引き続き、備蓄品の整備充実に努め、防災対応力を強化する。

また、横手市赤坂総合公園内には、県の広域対応の防災備蓄倉庫が設置されているが、相互の連携を図り、備蓄品の整備充実に努める。

**4 非常用発電機等の燃料確保**

町は、保有する施設や設備において、最低3日間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。

**5 大規模停電時における情報伝達体制の整備**

町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。

[資料編 9-7 災害救助物資備蓄]

## 第18節 要配慮者の安全確保に関する計画

[住民生活課、福祉保健課]

### 第1 計画の方針

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、児童等災害への対応能力の弱い者の安全を確保するため、町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等の協力のもとに、災害時の情報の収集伝達及び避難誘導、指定避難所等での生活等援助対策の確立に努める。

### 第2 対策

#### 1 要配慮者の実態把握

同時多発的かつ広範囲にわたる災害発生時における被災者の救出・救助については、家族や地域住民等近隣の相互扶助による自主的活動が不可欠であることから、町は、地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき組織等の育成強化に引き続き努め、平常時における地域の要援護者の実態把握と災害時における支援体制の整備を推進する。

#### 2 避難に関する配慮

##### (1) 避難誘導

町は、要配慮者への支援対策と対応した高齢者等避難（要配慮者を対象とした避難）を通知する。また、要援護者の特性に基づき、避難時に予想される特別困難な事情に配慮した防災教育を行うとともに、家族の役割を啓発し、地域が平常時から近隣の要援護者の実態把握を行い、緊急時に的確な避難誘導ができる体制（みさと地域見守りチーム）の確立に努める。

##### (2) 災害情報の伝達

町及び関係機関は、避難生活にある要援護者の精神的、身体的及び社会的特性に配慮した災害情報等の的確な伝達手段の確立に努める。

##### (3) 避難生活

県、町及び関係機関は、要援護者の避難生活の安全を確保するため、避難収容施設の設備改善に努めるとともに、介護及び生活必需物資の配分等については、要援護者の特性に配慮した対応に努める。

この場合、秋田県災害医療救護計画、生活関連物資備蓄計画及び給食・給水計画との関連に配慮し、平常時から関係機関の協力体制を確保するとともに、災害時の避難収容施設における共同の避難生活にある住民の相互扶助の体制づくりに努める。

##### (4) 福祉施設等における体制の整備

ア 社会福祉施設管理者は、県、町及び関係機関と調整し、災害時における防災組織体制の整備を図るとともに、地域住民等との協力体制の確立に努める。

イ 町、警察、消防、医療機関その他の防災機関との緊急連絡体制の確立に努める。

ウ 食糧及び飲料水等、入所者の特性に応じた生活必需品及び常備薬等の確保に留意する。

### 3 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- (1) 住民生活課や福祉保健課等の関係課との連携の下、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため特に支援を要する者の避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。なお、避難行動要支援者名簿は、常時最新であるよう更新を図る。
- (2) 名簿の作成に際しては、町は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、必要な限度で町が保有する個人情報を活用する。
- (3) 地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という）に名簿情報を提供する。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できる。
- (5) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町では名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。
- (6) 避難行動要支援者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。
- (7) 名簿情報に基づき避難支援等関係者と連携し、具体的な避難支援方法等に関して避難行動要支援者と調整のうえ、個別計画を策定する。

### 4 個別避難計画の作成と活用

- (1) 住民生活課や福祉保健課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (2) 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (3) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- (4) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

- (5) 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 5 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

- (1) 町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

## 6 外国人、旅行者等の安全確保対策

町内に居住し、又は来訪する外国人や観光客等の一時滞在者の災害時の被害を最小限に止めるため、情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した指定避難所、指定緊急避難場所に外国語を付記した看板の設置や、外国語を付記した避難所パンフレットを作成するなどの防災環境づくりに努める。

### (1) 防災教育・広報

指定避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、地震に関する知識、指定緊急避難場所や指定避難所、避難路等防災上の心得等について防災教育及び広報に努める。

### (2) 地域における救援体制

国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主防災組織等の地域の協力の基に、地域ぐるみによる外国人や旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努める。また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

[資料編 10-1 避難に関する資料 指定緊急避難場所、10-2 避難に関する資料 指定避難所]

## 第19節 ボランティア活動と支援計画

[住民生活課、福祉保健課]

### 第1 計画の方針

大規模地震発生時には、防災行政機関はもとより地域住民等の自主防災組織が災害応急活動に従事することとなるが、避難生活の支援や被災者個人の生活の維持及び再建のためには、各種ボランティアの組織的活動に依拠することが大きい場合がある。

このため、関係機関と連携して、災害時において、住民、支援団体等と連携、協働してボランティア活動を効果的に行うことができるよう環境の整備に努める。

### 第2 災害ボランティアの活動分野

#### 1 ボランティア登録

災害ボランティアの登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類、連絡先及び方法、活動可能な時期、ボランティア保険加入の有無及び所属団体等について行うものとし、美郷町社会福祉協議会が窓口となる。

#### 2 教育及び相互の連携

町は、ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織構成を整備するとともに、ボランティア相互間のネットワーク化の推進を図る。

また、町は、ボランティア保険制度の周知、県との連携のもと消防学校等の機能を活用した災害に関する知識、消火や救急活動のための基本技能の習得など必要な研修・講習を実施し、ボランティアの実践力の向上に努める。

さらに、町は、災害ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともにそのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

#### 3 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次の事項が想定される。

- (1) 炊き出しその他の災害救助活動の支援
- (2) 清掃及び防疫の補助及び支援
- (3) 災害支援物資、資材の集配作業
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (5) 災害救助活動に関して資格や技能を要する専門業務
- (6) 指定避難所、指定緊急避難場所における要援護者に対する介護、看護の補助
- (7) 外国人に対する通訳等

## 第20節 広域応援体制の整備

[住民生活課、総務課]

### 第1 計画の方針

大規模地震災害発生時においては、被災が広範囲にわたるほか、単独では十分な対応が困難になることが想定されるため、広域応援活動が行えるようあらかじめ相互応援協定等を締結するなど、広域的な応援体制の確立に努める。

### 第2 相互応援協定

#### 1 北海道・東北8道県相互応援協定、全国都道府県広域応援協定

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（平成26年10月21日）、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（令和3年11月22日）を締結し、この協定に基づく役割を果たすとともに、県の地域が被災したときはこの協定による各都道府県の応援を得ながら応急活動を行う。

このため、県及び市町村は災害支援を行うために必要な人的、物的支援体制を充実させるとともに、被災時に支援を受けられるよう災害情報の受発信施設整備その他の地域の防災拠点となるべき施設・設備等災害支援の受け入れ体制の整備に努める。

#### 2 秋田県及び市町村相互の応援体制の確立

町は、災害対策基本法に基づき、秋田県内で大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に応援活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、県及び市町村相互の応援協定の締結をしている。

#### 3 県内消防機関相互応援協定

県内の13常備消防機関は、消防組織法の規定に基づく全県の消防機関が加入する「秋田県広域消防相互応援協定」（平成29年3月27日締結）に基づき、広域的な支援が円滑に行われるよう、消防力の基準に従い消防防災施設設備の充実に努めることとしている。

#### 4 緊急消防援助隊

大規模災害等が発生した場合で、情報収集の結果県内の消防力をもってしても災害に対処できないと認められる場合、知事は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を求めることとしている。

#### 5 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

町は、電気、電話、ガス、水道等のいわゆるライフライン関係事業者及び大型重機等を所有している建設関係事業者と大規模災害発生時において迅速かつ的確な応急対応を行うことができるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援体制の充実に努めるとともに、町の範囲を超える支援体制について必要な応援協定等を締結している。

#### 6 東京都大田区との相互応援協定

本町と東京都大田区は災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互応援協定を締結している。



## 相互の応援内容

- (1) 食糧及び飲料水の供給
- (2) 応急物資（生活必需品）の供給
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣
- (4) 被災者及び被災児童の一時受入

**7 長野県東御市との相互応援協定**

本町と長野県東御市は災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互応援協定を締結している。

- (1) 応急物資（食糧、生活必需品）の供給
- (2) 被災者及び被災児童の一時受入
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣

**8 栃木県那珂川町との相互応援協定**

本町と栃木県那珂川町は災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互応援協定を締結している。

- (1) 応急物資（食料、飲料水及び生活必需物資）の供給並びにその供給に必要な資機材等の提供
- (2) 応急対策等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者及び被災児童生徒の一時受入
- (4) 応急対策等に要する職員の派遣

**9 ささつな自治体協議会加入自治体との相互応援協定**

本町とささつな自治体協議会加入自治体は災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互応援協定を締結している。

- (1) 応急物資（食糧、生活必需品）の供給
- (2) 被災者及び被災児童の一時受入
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣

[資料編 4-1 各団体との応援協定等]

## 第 21 節 災害時の生活関連物資等の確保に関する計画

[住民生活課、総務課、建設課、商工観光交流課、農政課、福祉保健課]

### 第 1 計画の方針

大規模地震災害時における被災者の生活の安定を確保するための生活関連物資等の確保対策については、住民の日頃の備え、事業所・団体等における備蓄を推進するとともに、日本赤十字社秋田県支部、県、市町村及び関係機関が防災上の責務に応じた備蓄を計画的に推進するほか、生産・流通・販売業者等からの調達体制を確立する。また、応援協定の支援を得ながら生活関連物資等の適切な確保に努める。

### 第 2 公的備蓄の推進

県では、大規模地震を想定した秋田県地震被害想定調査による県内最大被害見積り想定被災者数 139,193 人に対し、公的備蓄としての約 7 割に相当する 97,000 人分を当面の目標としており、残りの 3 割については個人の備え、民間からの支援、日本赤十字社秋田県支部の支援及び業者等の協定に基づく支援体制で補完することとしている。

県及び町は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない 19 品目を「共同備蓄品目」と定め備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、19 品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

#### 1 公的備蓄目標

(1) 町は、東日本大震災を踏まえ、県と市町村との「共同備蓄指定品目」を指定し、320 人分を目標として備蓄に努める。

算定根拠 県目標 32,000 人（県 16,000 人 市町村 16,000 人）

県人口 959,502 人 ÷ 町人口 18,613 ≒ 2.00%

市町村目標 16,000 人 × 2.00% = 320 人 320 人を想定

(2) 町は、共同備蓄指定品目以外に 600 人分（人口の約 3%）を目標として備蓄に努める。

#### 2 備蓄品目

被災者の生活支援のため、被災直後から必要となる物資等について次のとおり備蓄に努める。

(1) 県と市町村との共同備蓄指定品目

(2) その他共同備蓄指定品目以外に必要と認めるもの

[資料編 9-8 美郷町防災備蓄品 9-9 県と市町村との共同備蓄品]

### 第 3 生活関連物資等の確保

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与は町が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の物資の確保及び町当局までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は町が行う。

#### 1 食糧等の確保

非常時に備え、非常用食糧・飲料水それぞれ 3 日分の備蓄に努めるよう住民に啓発するとともに、緊急時には町内の給食センター、仕出し業者・弁当業者等と連携した供給体制の確立に努める。

#### (1) 米穀

米穀は、町内小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達並びに確保に努めるが、それらで不足する場合は知事へ要請する。

また、被災地の孤立等知事への要請が困難である場合については、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に緊急要請し、確保する。

#### (2) 副食等

塩、味噌、醤油等の調味料及び副食等は、町内小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達並びに確保に努める。

#### (3) 飲料水

飲料水は、採水施設から災害の状況等を的確に判断して採水する。また、震災により水道施設に被害が生じた場合は、水道事業者の協力を得て応急対応することとするが、被災地以外の水源からの搬送も考慮し、飲料水供給に必要なポリバック・給水用タンクの整備に努める。

### 2 生活関連物資等の確保

被災者に供給する生活関連物資は、次に掲げるもののうち必要と認められた最小限のものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、釜、包丁等）
- (6) 食器（茶碗、箸等）
- (7) 日用品（石けん、生理用品、ちり紙、歯ブラシ・歯磨き粉、ごご等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ろうそく、暖房器具等）
- (9) その他（その他必要な物資）

### 3 医薬品等の確保

医薬品については、医療機関及び薬局等と連携し供給体制の確立に努める。また、指定避難所又は救護所等における応急手当等に必要な救急セット等の整備に努める。

### 4 物資の確保先

食糧、生活関連物資、医薬品等の確保については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等や、美郷町商工会を通じ町内の小売業者、卸売業者より調達・確保に努めるが、大規模震災による多数の避難者発生に備え、町内大規模ショッピングセンター等と協定の締結を進め、優先的確保及び発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認するように努める。

調達先	住所	電話番号	調達物資
ミサトフーズ（有）	美郷町六郷字安楽寺 298-1	86-7770	食糧品一般
イオンスーパーセンター（株）美郷店	美郷町南町字南高野 34	87-8860	食糧品・日用品・資材等 一般

食糧品の備蓄については、賞味期限による廃棄、更新等が伴うことから極力増やさず、協定を有効に活用し、速やかな供給体制を平時に整えることとする。

#### 第4 備蓄庫の配置

町は、備蓄品を速やかに供給できる体制と被災リスクの分散の観点から、次の施設の一部を備蓄庫として分散管理とする。

- (1) 北備蓄庫（北ふれあい館）
- (2) 中央備蓄庫（旧六郷プール管理棟）
- (3) 南備蓄庫（南ふれあい館）

#### 第5 救援物資の事前準備と受入及び配分

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

また、大規模災害発生後、国内外からの救援物資が送られてきた場合、可及的速やかに物資の分別と配分を決定しなければならない。このため、集積所を即座に決定し、輸送機関等に周知する必要がある。集積所は、天候等考慮すると屋内であることが条件でかつ、無期限収納できるスペースが求められる。また、大型トレーラー等で輸送されることや主要道路からのアクセス等を考慮し、町内3地区の除雪センターを集積所とする。

## 第 22 節 緊急輸送道路に関する計画

[住民生活課、建設課]

### 第 1 計画の方針

地震災害時における緊急輸送を迅速かつ的確に実施することが、被害状況の把握及び被災者等の救出に不可欠であることから、町は、県、国等の道路管理者との緊密な連携を図り、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

### 第 2 緊急輸送

#### 1 緊急輸送道路

災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策緊急道路として次の順位により確保する。

#### 緊急輸送道路

区 分	管理区分	路 線 名
第一次緊急輸送道路	国道	国道 13 号
第二次緊急輸送道路	県道(主要地方道)	角館六郷線、大曲田沢湖線
第三次緊急輸送道路	県道(一般県道)	千畑大曲線、川西六郷線
	町道(千畑地区)	一丈木・茨島線、下畑屋・外川原線
	町道(六郷地区)	坪立線、安楽寺・小婦気線
	町道(仙南地区)	都野・東君堂線、米ノロ・老形線

#### 2 臨時着陸場の整備

町では、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの着陸可能な空き地を把握し、臨時着陸場を設けるとともに、安全な離着陸のため周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

[資料編 13-1～2 臨時ヘリポート]

#### 3 広域指定緊急避難場所

道の駅：美郷

道の駅は、駐車場、男女別トイレ、給水、給食、道路情報施設が整備されているほか、施設案内板が道路上下方向に設置され、場所の特定が容易など防災拠点的功能を有している。また、地震災害時においても被害は比較的軽微であると見込まれ、かつ早急な復旧が期待される国道 13 号沿道にあり、災害救援の拠点として有効である。

## 第23節 行政機能の維持、確保計画

[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

大規模な地震災害発生時においても適切な業務遂行をするため、業務継続計画（BCP）を策定して、利用できる資源に制約が生じた場合でも、非常時の優先業務について災害発生直後から実施できる体制を構築するとともに、災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報について、必要に応じて複数のバックアップデータを作成し保管する。

### 第2 美郷町業務継続計画（BCP）の策定

町及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育、訓練、点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。

特に、町は、災害時に、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策活動や復旧、復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

### 第3 各種情報のバックアップ

町は、行政をはじめ、医療、教育等の地域社会を支える分野のデータが東日本大震災により滅失したことを踏まえ、町独自に管理していた電算システムを、秋田県町村電算システム共同事業組合による自治体クラウド方式に移行している。このことにより、より堅牢で高い設備を備え、高度なセキュリティレベルが確保されたデータセンターで情報を適切に管理する。

また、自治体クラウドで対応できない電算システムや住民票等については、必要に応じて複数のバックアップデータを作成するとともに、情報の一層のデジタル化と庁舎外への保管を検討する。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 活動体制計画

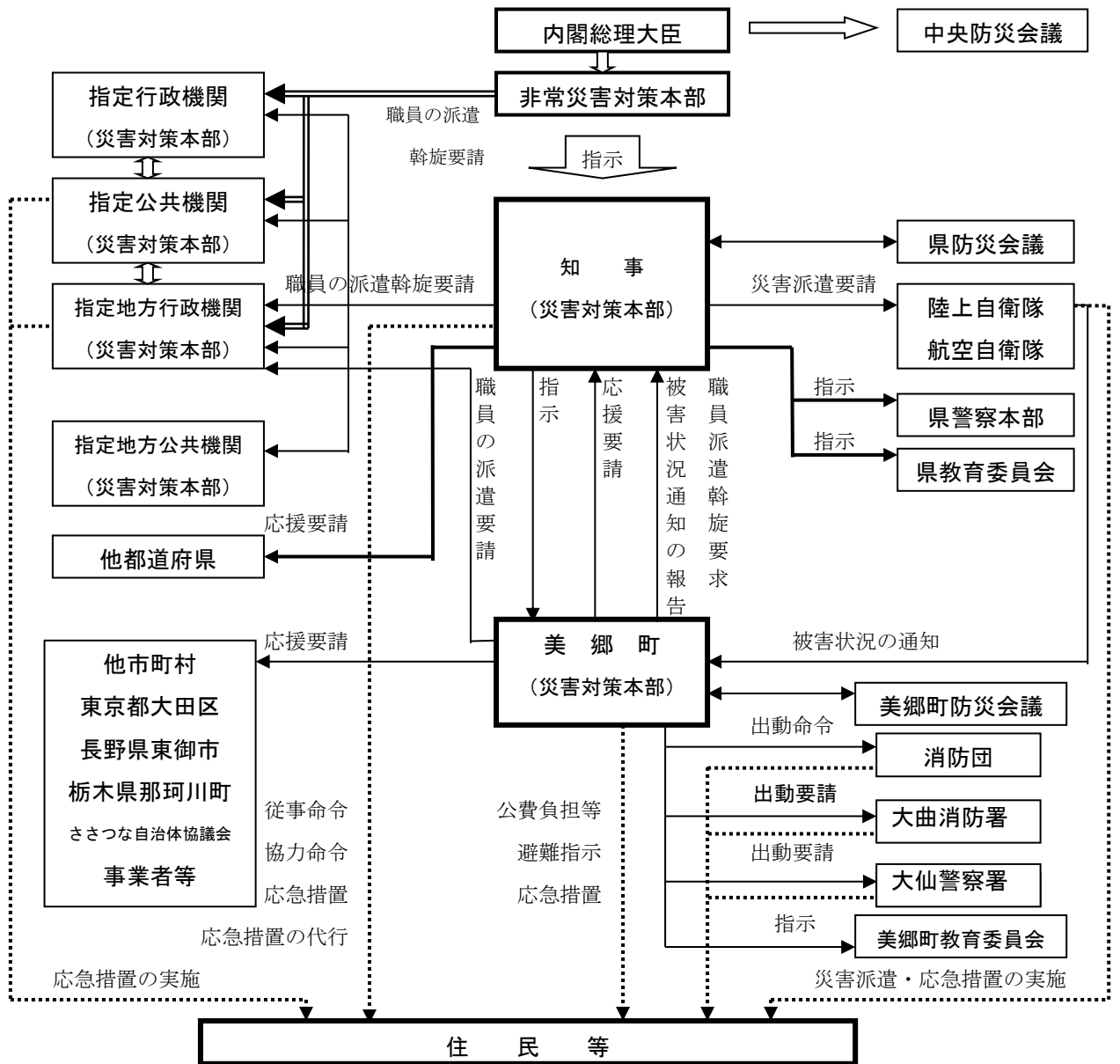
[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

地震が発生し又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等の防災活動を推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制を確立する。

### 第2 防災活動体制

防災活動のための体制は次のとおりとする。



### 第3 美郷町災害対策本部等

#### 1 地震時における災害対策本部等の設置等

(1) 町長は、町の広範な地域に甚大な地震災害が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため必要と認めた場合は、災害対策本部等を設置する。

災害対策本部を設置したときは、県及び出先機関、その他関係公共機関、近隣市町村に対し電話・無線等で報告し、また住民に対しては防災行政無線、広報紙、広報車等によりその周知徹底を図る。

(2) 町は、国の「現地対策本部」、県の「災害対策本部」が設置された場合は、各対策本部等と連携して対策に当たる。

なお、国が、現地において、関係省庁、県、市町村、ライフライン事業者等の代表者を集めた連絡会議や調整会議を開催する場合、町は把握した被災地の状況や、防災対策の状況などについて共有を図る。また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、町は必要となる連携に努める。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
美郷町災害対策本部	役場庁舎 84-1111 (総務課)	1 震度5強以上の地震が発生した場合(自動設置) 2 広域(全町)停電や自然災害等が複合的に発生し、被害が甚大になると予想され、町長の指示があった場合 3 災害救助法を適用する程度の震災が発生した場合 4 その他町長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の連絡伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡調整 5 災害予防及び応急対策の実施	本部長 町長 副本部長 副町長、教育長 本部付 消防団長 総務課長 本部員 各対策部長
美郷町災害対策部	役場庁舎 84-1111 (総務課)	1 震度5弱の地震が発生した場合(自動設置) 2 被害が発生し、防災上特に必要と認められた場合 3 その他副町長が必要と認めた場合		部長 副町長 部員 消防団長 各課室局長
美郷町災害警戒部	役場庁舎 84-1111 (総務課)	1 震度4の地震が発生した場合(自動設置) 2 局地的に小規模災害が発生した場合 3 その他総務課長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 関係機関との連絡調整	部長 総務課長 部員 指定職員

#### 2 災害対策本部の編成及び事務分掌

##### (1) 業務内容

- ・災害に関する情報の収集伝達及び被害報告に関すること。
- ・指示事項の伝達に関すること。
- ・防災会議との連絡調整に関すること。



- ・他の防災機関との連絡調整に関すること。
- ・災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

(2) 災害対策本部編成

災害対策本部組織

本部	本部長 町長 副本部長 副町長、教育長
本部会議	総務課長、企画財政課長、税務課長、住民生活課長、福祉保健課長、商工観光交流課長、農政課長、建設課長、出納室長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育推進監、教育推進課長、生涯学習課長、消防団長、大曲消防署長

災害対策本部 部班編成

所属部	本部員		班	班員所属課・室・局
	部長	副部長		
総務部	総務課長	企画財政課長、 出納室長、 議会事務局長	総務班	総務課、議会事務局
			調査班	税務課、住民生活課
			広報班	総務課、住民生活課
			連絡班	企画財政課
			経理班	出納室
民生部	住民生活課長	福祉保健課長	救助班	福祉保健課
			医療班	福祉保健課
			福祉班	福祉保健課
			衛生班	住民生活課
			清掃班	住民生活課
産業部	農政課長	商工観光交流課長、 農業委員会事務局長	農林班	農政課、農業委員会事務局
			商工班	商工観光交流課
建設部	建設課長	税務課長	建築班	建設課
			土木班	建設課
			輸送班	税務課、建設課、住民生活課
			給水班	税務課、建設課
文教部	教育推進課長	生涯学習課長	学校教育班	教育推進課
			社会教育班	生涯学習課
			幼児教育班	教育推進課
警防部	大曲消防署長 消防団長	大曲消防署南分署長 消防団副団長	指揮班	南分署
			調査班	東分署
			防ぎょ班	消防団

### 3 災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部の廃止

本部長（災害対策本部）及び部長（災害対策部・災害警戒部）は、応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるときは、以後の体制を定めたうえで災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止する。

災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止したときは、県及び出先機関、その他関係公共機関、近隣市町村に対し、電話、無線等で報告し、また住民に対しては防災行政無線、広報紙、広報車等によりその周知徹底を図る。

### 4 他の都道府県等における地震災害に対する支援体制

町は、東京都大田区、長野県東御市、栃木県那珂川町、ささつな自治体協議会参加自治体と応援協定を締結しており、これら締結先から災害応急対策の応援要請がある場合に備え、あらかじめ応援隊の編成を整えておく。また、町備蓄品等の援助物資を提供する体制を用意しておく。

また、町の責務として他市町村長からの応援要請があった場合又は知事からの指示があった場合にも対応できるよう、町備蓄品等の援助物資の提供体制を準備しておく。

なお、町社会福祉協議会自ら又はボランティア団体あるいは登録災害ボランティアへも応援を働きかけるものとする。

[資料編 1-3 美郷町災害対策本部条例]

## 第4 美郷町災害対策本部等の運営の基本事項

### 1 災害対策本部の設置場所

名称	設置場所	適用	電話	ファックス
災害対策本部	役場庁舎 土崎字上野乙 170-10	総務課	84-1111	85-2107
災害対策部			(災害時直通電話は	
災害警戒部			85-3884、85-2114)	

### 2 災害対策本部長の職務代行

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

### 3 災害対策部長の職務代行

- 第1順位 教育長
- 第2順位 総務課長
- 第3順位 住民生活課長

### 4 災害警戒部長の職務代行

- 第1順位 住民生活課長
- 第2順位 企画財政課長
- 第3順位 税務課長

### 5 災害対策本部会議

災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示、総合調整を行うため、本部会議を招集する。また、災害対策本部会議の議題はおおよそ次のとおりとする。

(1) 報告事項

- ア 地震情報及び被害情報
- イ 配備体制
- ウ 避難指示及び指示事項
- エ 職員の応援事項
- オ 各対策部の措置事項

(2) 協議事項

- ア 応急対策への指示
- イ 各対策部間の調整事項についての指示
- ウ 他市町村に対する応援要請の要否
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請の要否
- オ 災害救助法適用申請の要否
- カ 被害状況視察隊編成の決定
- キ 被害者に対する見舞金品給付の決定
- ク 次回本部会議開催予定日時の決定



(前頁表より続く)

民生部	医療班	1 救護班の編成に関する事	○
		2 救護所の開設に関する事	
		3 医療器具並びに医療品の調達配分に関する事	
		4 傷病者の医療措置に関する事	
		5 感染症患者の収容に関する事	
		6 検疫に関する事	
		7 遺体の検視に関する事	
		8 協力医療機関との連絡調整に関する事	
		9 その他医療全般に関する事	
	福祉班	1 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事	○
		2 福祉施設の保全及び復旧に関する事	
		3 福祉施設入居者の避難、救護に関する事	
4 福祉施設への高齢者や障がい者等の要配慮者の受入に関する事			
5 要援護者世帯のり災者援護に関する事			
6 要配慮者の避難支援、指定避難所介護等に関する事			
7 要配慮者の安否確認に関する事			
8 その他福祉全般に関する事			
衛生班	1 衛生施設の被害調査及び災害対策に関する事		
	2 被災地及び指定避難所等の食品衛生・生活衛生・防疫に関する事		
	3 防疫資機材及び薬品の調達に関する事		
	4 遺体の処理に関する事		
	5 埋火葬及び慰霊に関する事		
	6 へい獣処理に関する事		
	7 危険動物・ペット等の管理に関する事		
	8 その他衛生全般に関する事		
清掃班	1 被災地の清掃に関する事		
	2 被災地のし尿・ごみ処理に関する事		
	3 清掃施設及び火葬場等施設の復旧に関する事		
	4 清掃車両及び従事者の確保に関する事		
	5 がれきの撤去に関する事		
	6 その他衛生全般に関する事		
産業部	農林班	1 農地及び農業用施設の応急対策並びに被害調査に関する事	○
		2 農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関する事	
		3 農薬、肥料及び家畜飼料の確保、あっせんに関する事	
		4 家畜伝染病予防対策並びに施設の復旧に関する事	
		5 応急用米穀、そ菜の調達、あっせんに関する事	
		6 林業被害対策、復旧用木材のあっせんに関する事	
		7 農林畜産関係の補助、融資、起債等に関する事	
		8 農産物及び森林り災証明に関する事	
		9 その他農林全般に関する事	
	商工班	1 商工業関係・観光施設の被害調査に関する事	○
		2 被害時における労働力の確保及び被災失業者の就業相談に関する事	
		3 災害対策に要する資材、物資の把握及び調達に関する事	
		4 金融に関する調査及び対策に関する事	
		5 物資流通並びに物価安定対策に関する事	
		6 電気関係機関並びに業者の協力要請に関する事	
		7 旅行者・観光施設利用者等・一時滞在者の保護等に関する事	
		8 その他商工全般に関する事	

(前頁表より続く)

建設部	建築班	1 指定避難所及び救護所の設置、補修に関すること	○
		2 町有建築物並びに施設、設備の応急復旧に関すること	○
		3 応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理に関すること	
		4 建築技術者及び従事者の確保に関すること	
		5 住宅建設の融資に関すること	
		6 建築物の被害調査に関すること	○
		7 建築物のり災証明に関すること	
		8 被災建築物の危険度判定に関すること	
		9 その他建築全般に関すること	
	土木班	1 交通確保及び人命救助のための障害物の除去に関すること	○
		2 河川・道路災害の応急対策及び復旧対策に関すること	○
		3 河川・道路被害の調査に関すること	○
4 土木技術者及び従事者の確保に関すること			
5 道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関すること			
6 その他土木全般に関すること			
輸送班	1 避難者及び傷病者の輸送に関すること	○	
	2 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること		
	3 遺体の輸送に関すること		
	4 救助物資の輸送に関すること		
	5 応急及び復旧のための資機材の輸送に関すること		
	6 輸送車両の調達に関すること		
7 指定避難所への機器、備蓄品の輸送及び配置に関すること	○		
8 その他輸送全般に関すること			
給水班	1 飲料水の確保及び供給に関すること	○	
	2 給水車両の調達に関すること	○	
	3 水道施設の応急及び復旧対策に関すること	○	
	4 下水道施設の応急及び復旧対策に関すること		
	5 上下水道技術者及び従事者の確保		
	6 その他、給水、上下水道施設全般に関すること		
文教部	学校教育班・ 幼児教育班	1 町立学校施設の被害調査に関すること	○
		2 町立学校施設の保全及び復旧に関すること	○
		3 被災園児・児童・生徒・教職員の避難及び救護に関すること	○
		4 臨時校舎の開設及び応急教育に関すること	
		5 保健衛生及び学校給食保全措置に関すること	
		6 教科書及び学用品の調達、配分に関すること	
		7 学校施設への集団避難の受入対策に関すること	
		8 その他災害時における学校教育全般に関すること	
社会教育班	1 社会教育施設及び文化財の被害調査に関すること	○	
	2 社会教育施設及び文化財の保全、復旧措置に関すること	○	
	3 社会教育施設への集団避難の受入対策に関すること		
	4 その他災害時における社会教育全般に関すること		
警防部	指揮班	1 第一次動員及びその訓練計画に関すること	
		2 消防職員、消防団員の指揮運用に関すること	○
		3 災害現場の連絡調整に関すること	
		4 消防応援要請に関すること	
		5 その他警防活動全般に関すること	
	調査班	1 被害調査に関すること（他の部に属するものを除く）	○
		2 被災者の調査に関すること	
		3 被災原因の調査に関すること	
		4 被災現場の情報収集に関すること	
		5 その他警防活動全般に関すること	

(前頁表より続く)

警防部	防ぎよ 班	1	災害の予防、警戒並びに防ぎよに関すること	○
		2	避難誘導に関すること	○
		3	被災者の救出並びに行方不明者の捜索に関すること	
		4	警防資機材の整備点検、調達及び輸送に関すること	
		5	犯罪の予防に関すること	
		6	一般住民への警報並びに指令等の伝達に関すること	
		7	分団管轄区域の被害等状況調査に関すること	○

※初動対応の○印は、災害（地震）発生初動マニュアルによる初動対応業務である。

## 第2節 職員の動員体制

[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 職員動員の基本事項

#### 1 自主登庁による参集

震度等の客観的な基準により登庁すべきことを災害（地震）発生初動マニュアルで指定されている職員は、防災行政無線、ラジオ、テレビその他の方法又は自らの体感により基準震度の発表を知ったときは、直ちに指定された庁舎へ参集する。

また、町内で震度5以上の地震が発生したときは、参集を免除されている職員を除き全員参集する。

#### 2 職員参集装置の招集指示による参集

携帯電話の所持を義務付けられた指定職員は、指示に基づき指定施設又は指示された施設等に指示された方法で参集する。

#### 3 動員指示伝達による参集

動員の指示があった場合は、指定された施設又は指定された場所に参集する。

[資料編 23-1 災害（地震）発生初動マニュアル]

### 第2 職員の心得

- 1 職員は携帯電話、ラジオ等を備え、常に気象情報・地震情報が得られるようにする。
- 2 地震が発生したときは、防災行政無線、ラジオ、テレビ等の地震に関する情報に注意し、職員自身の被災等やむを得ない事情がある場合を除き、別に定める動員計画により参集する。
- 3 動員計画の第2動員の場合には、交通途絶等を考慮し、原則として徒歩、自転車、バイクで参集する。
- 4 指定された施設以外に参集した場合は、所属長に報告して指示を受ける。
- 5 参集した職員は自己（家族を含む）の被害及び参集途中で見聞き、また収集した災害の状況等を所属長に報告する。
- 6 所属長は、職員の報告をもとに、災害状況及び職員の被災については災害対策本部総務部に直ちに報告する。

### 第3 職員の動員

区分	動員基準・参集基準	動員職員
第1動員	町内で震度4の地震が発生したとき	指定職員
第2動員	町内で震度5以上の地震が発生したとき	全職員（動員免除者を除く）



## 第4 指定職員及び動員計画

- 1 第1動員及び第2動員の指定職員参集基準は、別表職員動員計画表による。
- 2 指定職員の指定は、定期人事異動に伴い毎年所属長が行い総務課長に報告する。年度途中で変更した場合も同様とする。
- 3 指定職員の指定にあたっては、勤務場所と居住地の距離等交通手段途絶の場合を考慮する。
- 4 指定職員名簿は、職員に公表後、住民生活課長及び総務課長が保管する。
- 5 町は、災害時に応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとする。また、併せて、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保、育成を支援する。

### 動員基準

	第1動員 (災害警戒部)	第2動員	
		(災害対策部)	(災害対策本部)
部長	総務課長	副町長	町長
動員基準	1 震度4の地震が発生した場合（自動設置） 2 局地的に小規模災害が発生した場合 3 その他総務課長が必要と認めた場合	1 震度5弱の地震が発生した場合（自動設置） 2 被害が発生し、防災上特に必要と認められた場合 3 その他副町長が必要と認めた場合	1 震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置） 2 広域（全町）停電や自然災害等が複合的に発生し、被害が甚大になると予想され、町長の指示があった場合 3 災害救助法を適用する程度の震災が発生した場合 4 その他町長が必要と認めた場合
動員内容	事態に対処するため、災害予防の措置を強化し、災害発生に備える。 特に情報の把握、連絡活動が円滑に行える体制とする。	全職員をもって当たる体制とし、状況により直ちに救助・応急対策活動ができる体制とする。	

職員動員計画表

		職員数	第1動員	第2動員	
			災害警戒部 【部長：総務課長】	災害対策部 【部長：副町長】	災害対策本部 【本部長：町長】
町長			—	—	町長
副町長			—	副町長	副町長
教育長			—	教育長	教育長
総務課	総務班	6	総務課長 総務班長 総務班職員	全職員 (参集免除職員を除く)	
	秘書広報班	4			
	管財班	4			
企画財政課	企画財政班	4	企画財政課長		
	情報統計班	3			
税務課	住民税班	6	税務課長		
	固定資産税班	5			
住民生活課	環境安全班	5	住民生活課長 環境安全班長 環境安全班職員		
	戸籍年金班	6			
福祉保健課	福祉班	7	福祉保健課長		
	健康対策班	9			
	地域包括支援班	9			
	医療保険班	7			
	新型コロナウイルス感染症対策推進室	3			
商工観光交流課	交流・商工班	4	商工観光交流課長		
	観光班	4			
農政課	農業振興班	7	農政課長		
	農林整備班	3			
建設課	建設管理班	11	建設課長		
	上下水道班	7			
出納室	出納班	3	出納室長		
議会事務局	庶務班	1	議会事務局長		
	議事班	1			
農業委員会事務局	庶務班	2	農業委員会事務局長		
	農地調整班	1			
教育推進課	教育総務・指導班	14	教育推進監 教育推進課長 教育推進課参事		
	幼児総務班	3			
	幼児教育班	37			
生涯学習課	社会教育班	6	生涯学習課長 生涯学習課参事		
	スポーツ振興班	3			
	歴史文化財班	5			

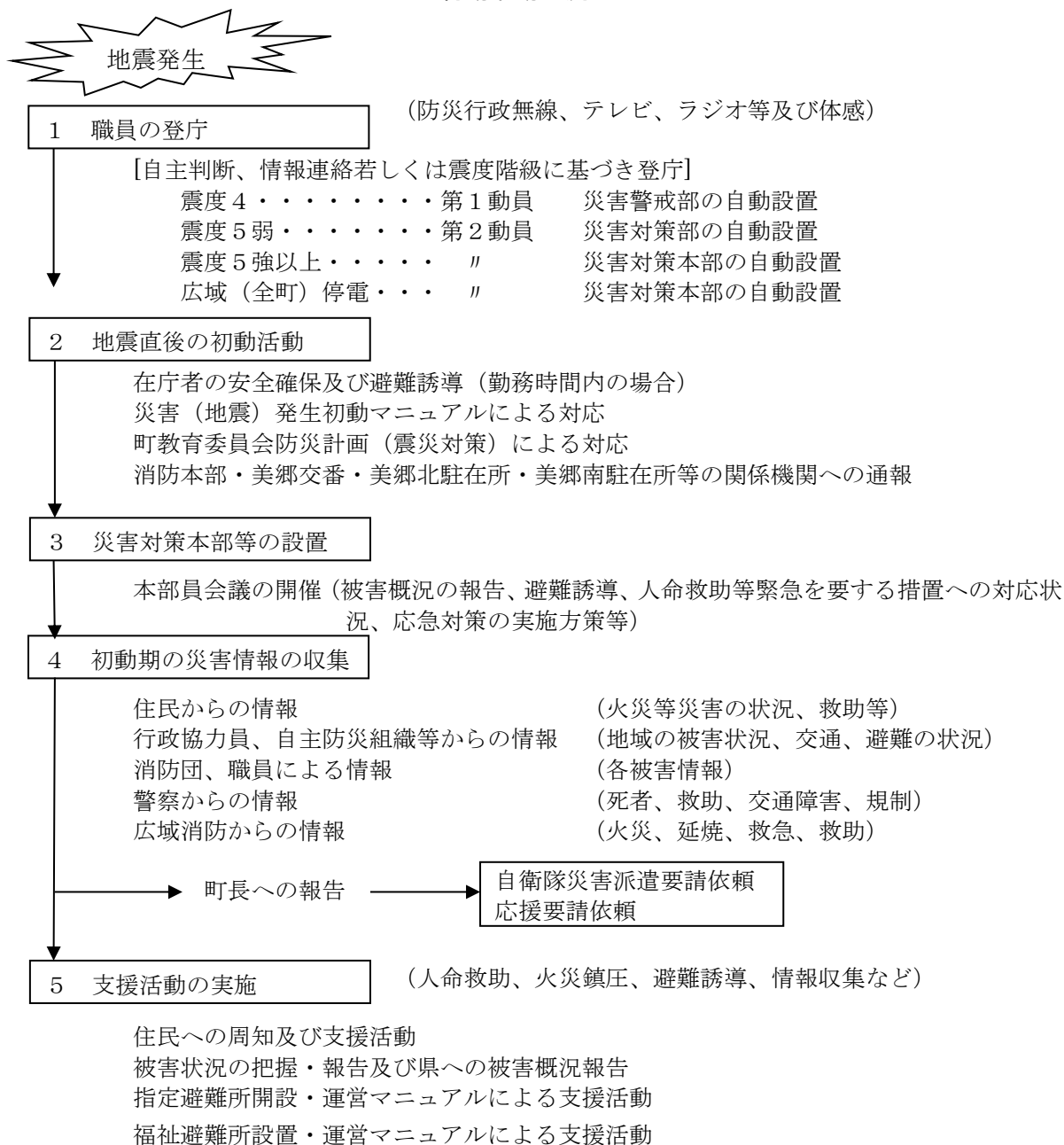
※管理職、会計年度職員は含まない

## 第5 初動活動

地震災害発生時における職員の初動時の対応は、災害（地震）発生初動マニュアルのとおりとする。

[資料編 23-1 災害（地震）発生初動マニュアル]

### 初動活動の流れ



- 資料編 23-2 指定避難所開設・運営マニュアル  
 23-3 福祉避難所設置・運営マニュアル  
 23-4 町教育委員会防災計画(震災対策)  
 23-6 美郷町防災行政無線局管理運用規則

## 第6 応援要請等

### 1 応援要請

町長は、災害が発生した場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長、知事（災害対策基本法第67～68条）及び協定がなされた関係団体、相互応援協定を締結している東京都大田区長、長野県東御市長、栃木県那珂川町長、さきつな自治体協議会長に対して応援を要請する。

### 2 要請手続き等

応援要請の手続きは、応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣や、相互応援協定に基づき文書で行う。ただし、事態が急迫している場合は上記によらないことができる。

また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

### 3 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他必要な事項

### 4 応援の要領等

- (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動するが、その身分の異動は行わない
- (2) 応援のために要した費用は、美郷町が負担する

## 第7 職員の派遣

### 1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 町長及び知事は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

加えて、町及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。

## 2 派遣要請手続き

派遣要請は文書で行う。(災害対策基本法施行令第15条)

## 3 派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

## 4 身分取扱等

- (1) 派遣先に分類され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての意味合いが強い場合は派遣先で負担する

## 第8 応急措置の代行

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定し、同地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退却を命ずる。
- 2 他人の土地・建物その他工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- 4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

## 第9 応急公用負担

### 1 要件

町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

### 2 公用負担の内容

#### (1) 物的公用負担【災害対策基本法第64条】

- ア 土地・建物その他の工作物の一時使用
- イ 土石・竹木その他の物件の使用又は収用
- ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置

#### (2) 人的公用負担【災害対策基本法第65条】

町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

### 3 公用負担の手続き等

災害対策基本法施行令で定めるところによる。

### 4 損失補償及び損害賠償

災害対策基本法第82条第1項、第84条第1項の規定による。

## 第3節 自衛隊災害派遣計画

[住民生活課、総務課]

### 第1 計画の方針

大規模な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 第2 災害派遣の対象

#### 1 要請による災害派遣

- (1) 天災地変その他の災害に際して、町長は、人命又は財産の保護のため、必要があると認めて要請したとき。
- (2) 災害に際し、被害が発生する可能性が大きく、町長は、予防のため要請し、事情やむを得ないと認めたとき。

#### 2 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

天災地変その他の災害に際して、町長は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるとき。

#### 3 航空救難等のための要請があったとき

### 第3 派遣要請の範囲

自衛隊の実施機関及び任務は次のとおりである。

#### 1 実施機関

- (1) 陸上自衛隊（第21普通科連隊）
- (2) 航空自衛隊（秋田救難隊・第33警戒隊）

#### 2 任務

- (1) 被害情報の把握（被災地の偵察）
- (2) 避難の援助
- (3) 救急医療、救護、防疫
- (4) 人員、物資の緊急輸送
- (5) 給水・炊き出し
- (6) 遭難者の搜索活動
- (7) 通路・水路の応急啓開
- (8) 水防活動
- (9) 消防活動
- (10) 危険物の除去、保安
- (11) 救援物資の無償貸付、譲与
- (12) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

## 第4 災害派遣要請の手続き

- 1 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「自衛隊の災害派遣要請について（依頼）」により、知事等に災害派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- 2 町長は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請ができない場合は、直接その旨及び災害の状況等を自衛隊へ通知する。この通知をした場合には、その旨を速やかに知事に通知する。
- 3 町長は、事態が急迫し、知事等に自衛隊の災害派遣要請を依頼するいとまがない場合は、直接、自衛隊に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

[資料編 4-6 自衛隊災害派遣要請（依頼）様式]

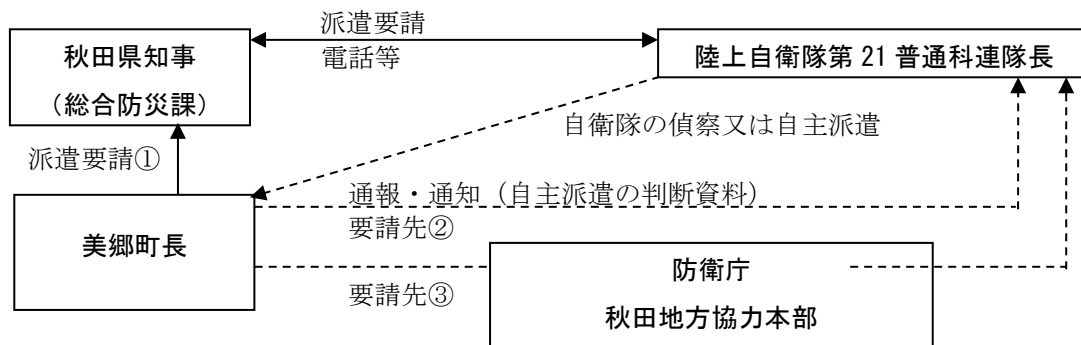
## 第5 災害派遣に伴う措置

### 1 派遣を受ける体制

町は、派遣部隊等が現地到着後、迅速かつ効果的な派遣業務の遂行に資するため、次の措置をとる。

- (1) 県及び部隊等指揮官との連絡責任者を定めること。
- (2) 派遣部隊誘導のための要員を派遣すること。
- (3) 作業計画を立て、部隊到着後、直ちに県及び指揮官と連絡調整ができる体制を整えること。
- (4) 作業に必要な資機材を整備すること。
- (5) 必要により、災害地の区域、災害の程度を示した地図、又は略図を提供すること。
- (6) 派遣部隊の宿舎及び給水に関すること。
- (7) 必要に応じて、ヘリポートを設置すること。

災害派遣系統



派遣要請連絡先

要請先①

名 称	時間内
秋田県 総合防災課 (県庁第二庁舎 4階)	一般公衆 電話 018-860-4580
	018-860-4563
	ファックス 018-824-1190
	衛 星 電話 100-507
	ファックス 100-590
仙北地域振興局 総務企画部地域企画課	一般公衆 電話 0187-63-5223
	ファックス 0187-63-6369
	衛 星 電話 105-59
	ファックス 105-50

要請先②、③ (緊急を要する場合)

名 称	時間内	時間外	電話番号
陸上自衛隊 第21普通科連隊	第3科長	当直	一般公衆 電話 018-845-0125 (内 235、238)
			ファックス 018-845-0125
			衛 星 電話 197-59
			ファックス 197-50
航空自衛隊 秋田救難隊	総括班	当直	一般公衆 電話 018-886-3320
			018-886-3321
			ファックス 018-886-3320
			衛 星 電話 198-59
			ファックス 198-50
航空自衛隊 第33警戒隊	運用班	当直	一般公衆 電話 0185-33-3030
			ファックス 0185-33-3030
秋田県地方協力本部	部長	部長	一般公衆 電話 018-823-5404
			ファックス 018-823-5405

2 災害情報の通報

町長は、自衛隊に対し災害に関する情報を積極的に提供する。

3 連絡員の派遣

- (1) 自衛隊は、町長からの災害情報を検討し、必要と認めるときは、役場庁舎に連絡員を派遣し、迅速な情報収集に当たる。
- (2) 町長は、連絡員に対し、情報の収集及び連絡に必要な便宜を図る。



#### 4 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びに立入制限、禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用禁止
- (3) 現場の被災工作物等の除去
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

#### 5 災害派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、町長の撤収要請があった場合、又は自衛隊が派遣の必要がなくなると認めた場合に協議して行う。

#### 6 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定する。

- (1) 部隊等が負担する経費
  - ア 部隊等の輸送費
  - イ 隊員の給与
  - ウ 隊員の食糧費
  - エ その他部隊等に直接必要な経費
- (2) 町が負担する経費  
上記に掲げた経費以外の経費について負担する。

### 第6 その他

本計画の実施にあたっては、自衛隊、県、町の各機関が緊密な連携を保持する。

## 第4節 地震情報の発表・伝達計画

[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

地震情報について、町は各関係機関と連携のもとに、迅速かつ正確に伝達できる体制の確立を図る。

### 第2 地震情報の種類と発表基準

#### 1 情報の種類

##### (1) 震源・震度に関する情報

地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況

##### (2) 各地の震度に関する情報

災害復旧活動支援のための情報及び住民等に対する安否情報を目的とした各地点の震度。

##### (3) その他の情報

観測地点無感、現地有感の場合（震央付近で揺れを感じたが、気象官署や震度観測点の震度計の震度が0であった地震で、付近の住民等から電話問い合わせがあった場合）で、次の事項を満たすもの

ア 震度3相当の揺れを感じた場合

イ 震度2以下であっても、地震が連続して発生している場合

ウ その他、地震情報の発表が必要と判断される場合

#### 2 秋田地方気象台における地震資料の発表

##### (1) 県内で震度4以上の地震が観測された場合、又は地震が頻発する場合

##### (2) 県内が無感であっても、報道関係から頻繁に問い合わせがあるような地震が発生した場合

### 第3 伝達方法

#### 1 地震情報の伝達

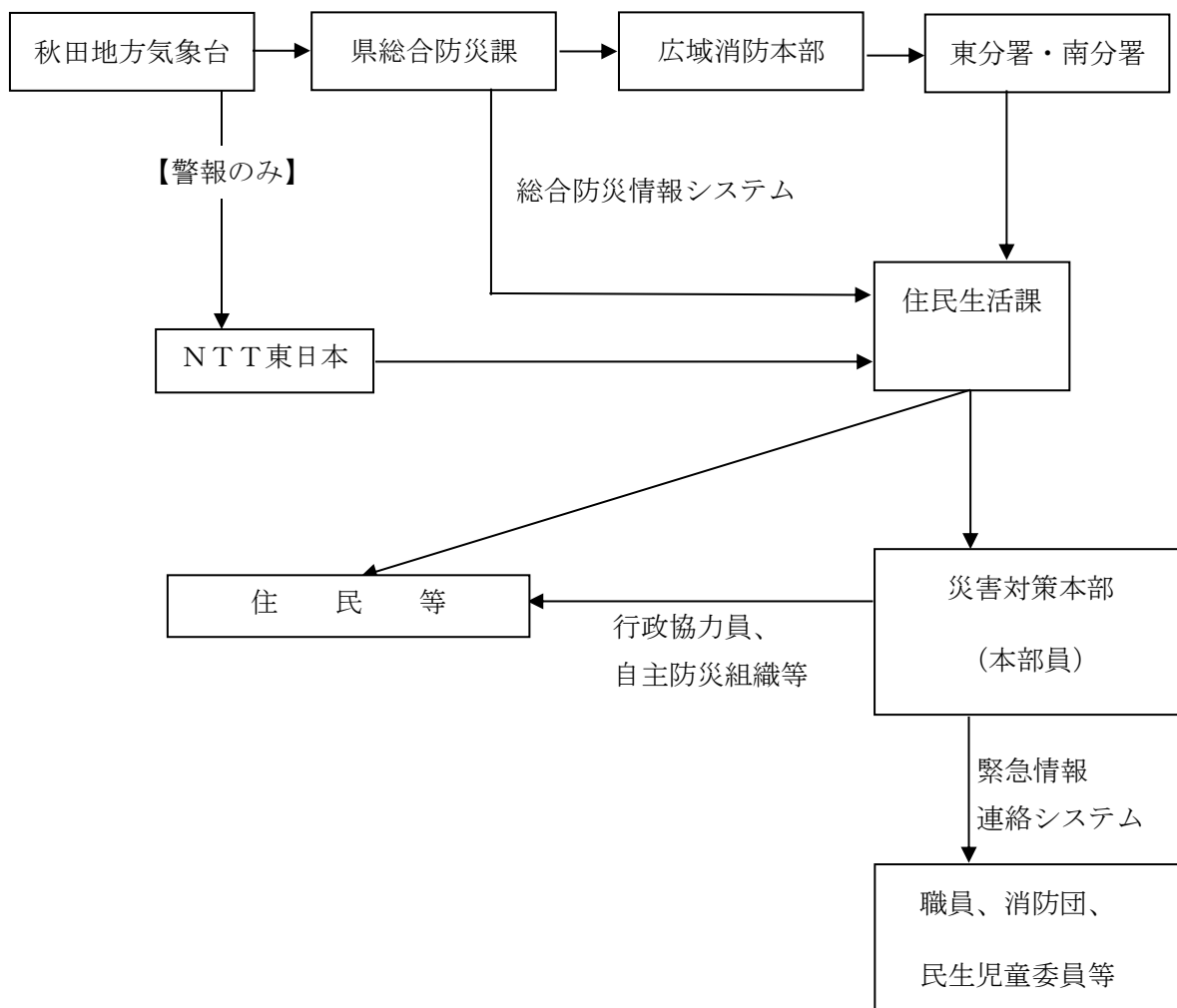
地震情報を必要に応じて迅速かつ正確に住民に伝達するとともに、速やかに避難勧告、指示を行い安全かつ効率的な避難誘導を行う。

##### (1) 町長は、情報の受領にあたっては、関係各課に周知徹底できるようあらかじめ情報等の内容伝達組織を整備しておく。

##### (2) 町長は、地震情報等の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係団体等に周知を徹底する。

2 伝達系統

地震情報等の伝達系統は次のとおりとする。



## 第5節 災害情報の収集・伝達計画

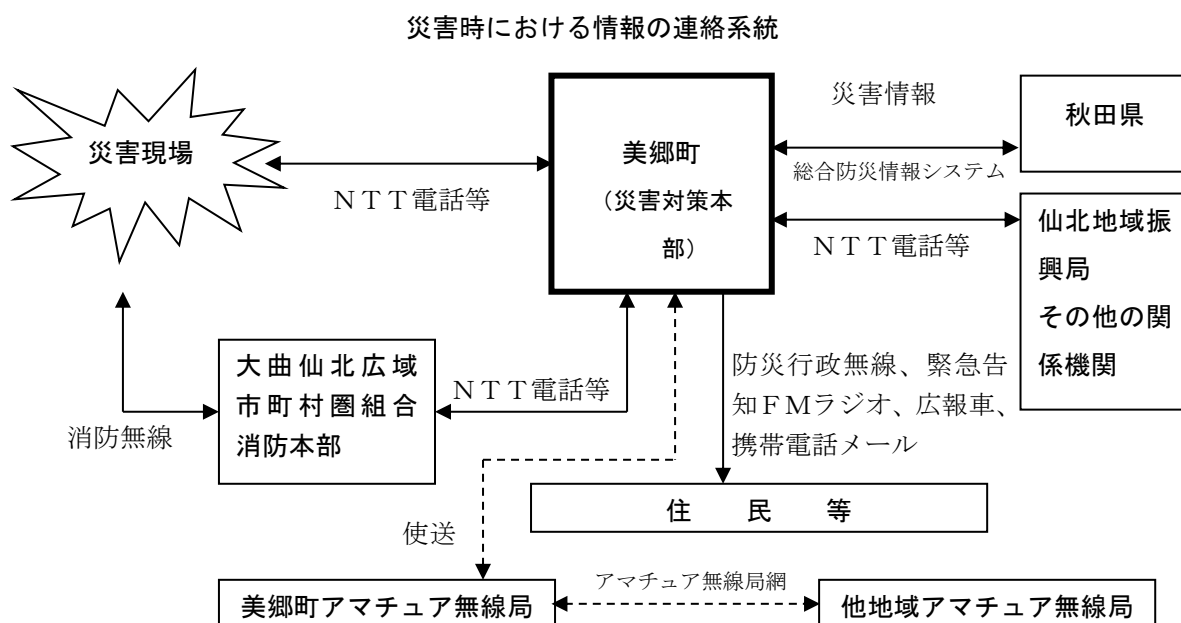
[全課、室、局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

災害応急対策を円滑に実施するため、迅速かつ正確な情報を収集するとともに、的確に関係機関へ伝達することが必要である。また、これらを一元的にとりまとめて組織的・機能的に応急対策を推進する。

### 第2 情報収集体制及び伝達

- 1 地震が発生した場合には、県、町並びに防災関係機関は、その所掌事務又は業務に関して積極的に職員を動員して情報収集にあたる。
- 2 地震発生直後において概括的被害情報、ライフラインの被害範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推測するため関連情報の収集にあたる。
- 3 関係機関は被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告する。
- 4 地震情報を必要に応じて迅速かつ正確に住民に伝達するとともに、速やかに避難勧告、指示を行い安全かつ効率的な避難誘導を行う。



### 第3 緊急放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される事態並びにこれに対してとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で、特に必要があると認めたときは、各放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、これらの要請を行う場合、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で、特に緊急を要する場合は直接要請することができる。

1 放送要請事項

- (1) 放送を求める事項
- (2) 放送内容
- (3) 放送範囲
- (4) 放送希望時間
- (5) その他必要な事項

2 要請責任者

町において要請を行う場合には、責任者の職氏名を告げて行う。

第4 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町又は交番、駐在所、消防分署に通報する。また、通報を受けたときは速やかに県その他関係機関に通報する。

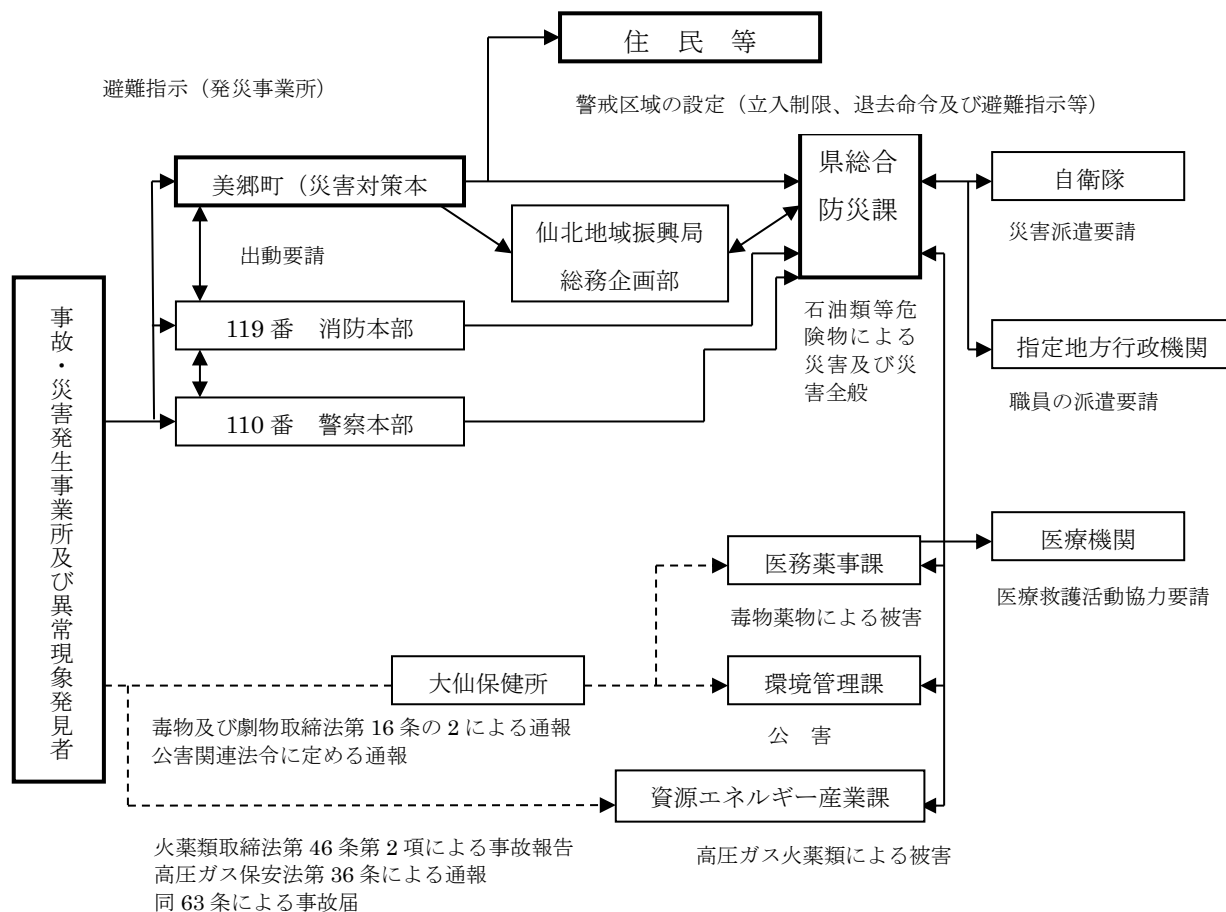
通報を要する異常現象はおおむね次のとおりである。

市外局番 (0187)

事項	異常現象等	連絡先
気象	著しく異常な気象現象 (竜巻、強い降ひょう等)	○美郷町 住民生活課 84-4903 総務課 84-1111
地象 (火山関係)	○噴火現象及びこれに伴う降灰砂等 ○火山地域での地震の群発、鳴動の発生、 顕著な地形変化、顕著な湧水の変化、顕 著な地温の上昇及びこれに伴う草木の 立枯等 ○噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化 ○火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異 常現象	○大仙警察署 美郷交番 84-2004 美郷北駐在所 85-3110 美郷南駐在所 82-1100
(地震関係ほか)	○群発地震 ○地すべり、山崩れ、地鳴り等	○大曲消防署 東分署 88-2119 南分署 87-8119
水象	○顕著な増水	
その他	○火災、ガス漏れ ○その他災害が発生するおそれがある異 常な現象又は災害の発生を知ったとき	

## 第5 地震による特殊災害発生時の措置

地震災害により大規模な災害、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次による。



## 第6 被害報告

### 1 町（消防機関）

町は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部）へ報告する。

ただし、県総合防災課へ報告できないときは、直接消防庁へ報告するものとする。

なお、町の区域で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）は、県総合防災課及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。

消防庁連絡先

回線別	区分	平日（9：30～17：45）	左記以外
		※防災情報室	※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7526	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7536	03-5253-7553
地域通信ネットワーク	電話	TN-048-500-7526	TN-048-500-7782
	FAX	TN-048-500-7536	TN-048-500-7789

注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

## (1) 被害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死者の有無、火災、津波の発生有無等を報告する場合）には1号様式を用いて報告する。

## ア 災害の概況

災害の発生した具体的場所（地域名）、発生日時を記入する。

## イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際に、人的被害及び住家の被害に重点を置く。

## ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、町（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記入する。特に住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。

## (2) 災害即報

災害状況が判明次第その状況を第2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

## (3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式（確定）により報告する。

## (4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により翌年の4月30日まで報告する。ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

## (5) 掌握した災害の状況を、次により県関係部局主管課に報告する。

## ◎報告事項

- ア 災害の原因
- イ 災害発生の日時
- ウ 災害発生場所又は地域
- エ 災害の程度（事項内訳、被害程度）
- オ 応急措置（事前措置を含む）の概要
- カ 復旧状況
- キ 今後の措置、方針
- ク 災害対策本部設置の有無
- ケ その他必要と認める事項

[資料編 5-1～3 被害概況報告の様式]

## 第7 被害の認定基準

報告書へ記入する被害の認定は、被害程度の認定基準により記入する。

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家	現実にその居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。	
	全壊、全焼 又は流出	住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により従来通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧相当額）がその住家の再建築価格の50%以上のものとする。	
	半壊又は半焼	住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば従来通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧相当額）がその住家の再建築価格の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のものを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したものと及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水程度にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。		
その他	田	流失 ・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不可能となったものとする。
		冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失 ・埋没	田の例に準じて取扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸とする。	
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。		



(前頁表より続く)

その他	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 によって規定される同法が準用される天然の河岸とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 67 号）第 2 条第 2 項に規定する施設とする。	
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	電車等の運行が不能になった程度の被害をいう。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。	
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。	
	電気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止となっている戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。	
	水道、電話、電気、ガスについては、速報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。		
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。		
り災者	り災世帯の構成員をいう。		
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。		
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 22 年法律第 247 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第 1 条に規定する施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
		災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害をいい、例えば工業原材料、商品、生産機械機具等とする。	

## 第6節 通信運用計画

[住民生活課、総務課]

### 第1 計画の方針

通信は災害時における情報の収集、伝達及び応急対策に必要な命令、指示等の伝達のためきわめて重要であり、災害時における非常通信の確保とともに、災害情報の収集その他の災害応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、通信連絡体制の整備に努める。

### 第2 通常時における通信連絡

県及び町その他の防災関係機関が行う災害に対する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、県総合防災情報システム、各防災機関所有の無線設備、電気通信事業用通信設備、又はそれぞれの専用の通信設備をもって迅速に行う。

### 第3 非常時における通信連絡

#### 1 通信連絡体制

- (1) 災害時における通信連絡は、秋田県総合防災情報システム及び災害時非常電話を利用する。
- (2) 災害対策本部の各部においては、情報の収集・伝達に係る事務に従事させるため、通信連絡事務従事者を指名する。
- (3) 通信連絡責任者は各部長とする。
- (4) 災害に関する通信の送受信者は通信事項の要点を正確に記録し、速やかに通信責任者に報告する。

#### 2 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。なお、防災関係機関は、非常、緊急通話に使用するため、あらかじめ既設の電話を指定し承認を受けておくものとする。

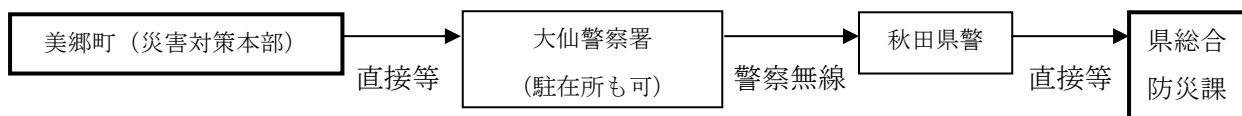
- (1) 電気通信事業法に基づいて承認を受けた非常電話及び緊急電話
- (2) 災害地の指定避難所等に設置された有線、又は可搬型無線機による特設電話

#### 3 他の機関の通信設備の利用（非常通信）

災害応急措置の実施に際し、特に必要があるときは、災害対策基本法その他関係法令の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用してその通信を確保する。その場合は、次の事項を管理者に申し出て行う。

- (1) 利用又は使用しようとする通信施設
- (2) 利用又は使用しようとする理由
- (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者
- (5) 利用又は使用を希望する時間
- (6) その他必要な事項

非常通信連絡系統図（他の機関の通信設備を利用する場合）



4 防災相互通信用無線機の使用（158.35MHz）

非常災害時に、県及び町が現地で防災関係機関と直接無線連絡を必要とする場合に使用する。なお、使用の際は関係機関相互と協議する。

## 第7節 広報及び公聴計画

[総務課、住民生活課]

### 第1 計画の方針

地震による災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況等、被災者のニーズを十分把握し効果的な広報活動を行う。

災害発生時の広報は町の行うもののほか、報道機関との密接な連携のもとに、災害の状況及び災害対策の実施状況等を的確に広報し、民生の安定と秩序の回復を図る。

広報にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、児童等いわゆる要配慮者に配慮するほか、住民からの問合せに対する体制の整備を図る。

### 第2 広報の内容

災害時の広報の内容は、災害の規模、態様に応じて次の事項に重点をおいて行う。

なお、災害応急実施責任者は、あらかじめその所掌する災害広報に関し、広報文を定めておく。

- 1 災害対策本部の設置状況
- 2 災害情報及び被害状況
- 3 避難措置、その他の住民の保護措置
- 4 交通、通信その他公共施設等の状況
- 5 治安、警備その他住民の不安解消、相互扶助の高揚に関する事務
- 6 災害応急対策の実施状況及び住民の生活確保に関する措置
- 7 ライフラインの復旧状況及び見通し
- 8 物資等の供給状況
- 9 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関すること
- 10 二次災害等被害防止の情報
- 11 その他必要な事項

### 第3 広報の手段

広報は、情報の出所を明確にして、災害の規模、態様に応じて最も有効と見られる方法によって行う。特に、停電や通信障害が発生した場合は、住民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供する。

各機関が行う広報手段は、おおむね次のとおり。

- 1 防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車、サイレン吹鳴装置等による広報
- 2 臨時広報紙、チラシ等による広報
- 3 携帯電話メールやインターネットによる広報
- 4 報道機関への定時発表
- 5 テレビ・ラジオによる広報

### 第4 報道機関等への広報

- 1 報道機関に対する情報の提供は総務部広報班において行うが、内容についてはあらかじめ

災害対策本部長の承認を得ておく。

- 2 公共機関、団体及び重要な施設の管理者に対する広報は、住民に対する広報と同様にあらゆる機会を捉えて行う。

## 第5 災害時の公聴活動

災害・事故により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民心及び民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

### 1 実施体制

災害・事故の態様により公聴活動が必要と認めるときは、指定緊急避難場所に職員及び連絡員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

### 2 通信回線の確保

被災地からの情報を迅速に処理するために、町に公聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保するとともに、メールによる問合せに対する対応や情報伝達を図る。

### 3 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員及び公聴電話回線等の実施責任者は、聴取内容を迅速に整理し、町（災害対策本部）に報告する。

## 第8節 避難対策計画

[住民生活課、福祉保健課、教育委員会]

### 第1 計画の方針

災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、人命の安全を第一に危険区域の居住者、観光客等一時滞在者その他の者に対し避難指示等を的確に実施し、人的被害の防止を図る。

なお、避難誘導、指定緊急避難場所及び指定避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、外国人及び乳幼児、児童等いわゆる要配慮者や男女の特性に配慮する。

国では、高齢者等の避難の実行性を確保する必要があることや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、災害対策基本法を一部改正し、令和3年5月から、避難情報を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害情報発生→緊急安全確保」）、運用を開始したことから、町では、確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずる。

### 第2 避難指示等及び警戒区域設定の責任者

避難指示等は町長が行い、必要に応じて警察署長及び消防機関、消防団に住民の避難誘導への協力を要請する。

#### 1 避難指示等の実施責任者

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は町長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた水防管理者（町長）	洪水（ただちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する）	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべり（ただちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する）	地すべり等防止法第25条

#### 2 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般 （災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき）	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 （ただし、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 （ただし、町長又は警察官がその場にはい	災害対策基本法第63条

	いとき)	
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般 (災害の現場において、活動を確保する必要があるとき)	消防法第 28 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水 (水防上緊急の必要がある場合)	水防法第 21 条

### 3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準、居住者等が取るべき行動及び報告

#### (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の者における必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために提供する。また、個別避難計画に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車、福祉車両等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（指定避難所、福祉避難所、社会福祉施設、医療機関等）へ誘導・搬送する。なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

「避難指示」は、災害発生危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災する恐れがある区域の住民や観光客等に対し、地域防災計画で指定した指定緊急避難場所又は指定避難所への避難を促すために通知する。

「緊急安全確保」は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

種 別	基 準
	発令される状況と居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 災害発生のおそれがある状況で、災害リスクのある区域等の避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）が、避難する必要があると認められるとき。 2 大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ、土砂災害警戒情報が発令される可能性が高いと判断したとき。 3 水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達又は大雨警報（浸水害）が発令され、かつ、上流域において予想雨量や実況雨量から水位の上昇が見込まれるとき。  <b>●発令される状況： 災害のおそれあり</b> <b>●居住者等が取るべき行動： 危険な場所から高齢者等は避難</b> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

【警戒 レベル4】 避難指示	1 災害発生のおそれが高い状況で、災害リスクのある区域等の居住者等が、避難する必要があると認められるとき。 2 土砂災害警戒情報が発令されたとき。 3 水位観測所で避難判断水位を超えた状態で、上流域における予想雨量や実況雨量から急激な水位上昇による氾濫のおそれが見込まれるとき。
	●発令される状況： 災害のおそれ高い ●居住者等が取るべき行動： 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒 レベル5】 緊急安全確保	1 災害が発生又は切迫している状況で、当該地域の住民に命を守る最善の行動を求めるとき。 2 大雨特別警報（土砂災害）又は大雨特別警報（浸水害）、土砂災害警戒情報が発令され、かつ、記録的短時間大雨情報が発令されたとき。 3 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。
	●発令される状況： 災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等が取るべき行動： 命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に当たっては、季節や気象条件、対象地域の条件、避難路の条件、対象避難者の条件等に配慮して実施する。

## (2) 報告

町長は、避難指示等を発令したときは、速やかにその旨を知事へ報告する。また、警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。

報告者	報告先	内 容 (要件)
町 長	知 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示等を発令したとき。</li> <li>・警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき。</li> <li>・避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。</li> </ul>
町長（水防 管理者）	大仙警察 署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難のための立退きを指示したとき。</li> </ul>

## 第3 避難指示及び緊急安全確保等の要領

### 1 避難指示及び緊急安全確保等の内容

町長が避難指示等を発令する場合は、次の内容を明らかにする。また、緊急安全確保については、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す

- (1) 避難の対象先
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示等の明確かつ具体的な理由
- (5) 避難指示等の期間
- (6) 避難の方法その他必要な具体的な事項

### 2 住民への周知等

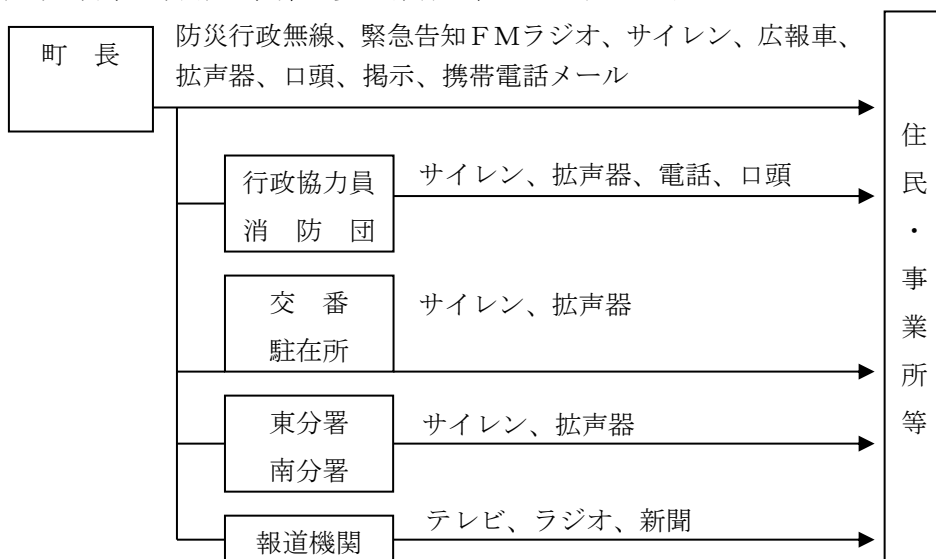


- (1) 住民生活課長は、地区担当者がまとめた情報等により、避難指示等の発令が必要と認めるときは町長に報告し、その命令により直ちに防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車、携帯電話メール等により地区住民に伝達するとともに、防災関係機関へ連絡する。
- (2) 消防団長は、(1)の伝達を受けたときは、消防団幹部に連絡し、サイレン、警鐘及び個別伝達により住民に周知する。
- (3) 避難指示等の発令があった場合は、避難時間、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び避難方法等を示さなければならない。

### 3 報告

町長は避難の措置を実施したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

<高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の住民への周知方法>



## 第4 避難の方法

災害の種別や規模、季節等により、適切な指定緊急避難場所、避難方法を選定し、避難を確実に実施する。加えて、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

- 1 指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、防災訓練には徒歩による避難訓練を実施する。
- 2 避難誘導には、職員、消防団員、交通指導隊員等をもってあたることとし、災害の状況により誘導できないときは、各地域、各職場、自主防災組織等のリーダーがこの任務に当たる。
- 3 避難経路の要所にできるだけ誘導員を配置する。
- 4 避難はできるだけ行政区、集落単位で行い、特に高齢者、障がい者、外国人及び乳幼児、児童等の要配慮者を優先して安全に避難させる。
- 5 避難する場合には、電気のブレーカーを切断し、ガスは元栓を閉める。
- 6 職員、消防団等は避難させた地域をパトロールし、逃げ遅れた者がいないかを確認する。
- 7 在宅療養者等は適切な指定緊急避難場所へ自動車で搬送する。
- 8 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度にとどめるよう指導する。

- 9 避難時の混乱を防止し、円滑に避難させるため、警察や消防機関等に連絡して協力を得る。
- 10 避難者の二次指定避難所等への移送は原則としてバス等による大量移送とする。
- 11 町長は、車両等による移送の必要があるとき、県へ必要な応援又は派遣を要請する。

## 第5 指定避難所の開設及び運営

- 1 町は、被災者を一時的に各ふれあい館に開設した仮設収容施設等に収容し保護する。
- 2 指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知し、収容すべき者を誘導する。
- 3 災害の様相が深刻で、町内に指定避難所を開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、隣接の市に収容を委託し、あるいは建物を借上げて開設する。  
また、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 4 指定避難所には担当職員を置き、収容人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受給配分、所内の秩序の維持に当たる。あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性等の視点を取り入れた対策も行う。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針（第2版）（令和2年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努める。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
  - (1) 指定避難所開設、運営の記録
  - (2) 避難人員の名簿作成、実態把握
  - (3) 町災害対策本部との連絡
  - (4) 食糧、飲料水、生活関連物資等の供給
  - (5) 非常用電源とその燃料、情報機器、通信機器、仮設トイレ、冷暖房機器等の必要な設備、備品の調達
  - (6) プライバシーの保護、避難者の相談、ニーズの把握（女性、乳幼児、要配慮者への配慮等）
  - (7) 指定避難所周辺の情報収集
  - (8) 感染症の拡大防止等に配慮した避難所環境整備と清掃の徹底
  - (9) 所内の秩序の維持
  - (10) その他必要な事項
- 5 町長は指定避難所を開設したとき、開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見通し等を知事に報告する。
- 6 災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。
- 7 指定避難所の開設

- (1) 開設に先立って、指定緊急避難場所やそこへ至る経路が被害を受けていないか、安全であるか確認する。
- (2) 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全の確認を行う。
- (3) 町長は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が決定されたとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、ただちに各指定避難所を開設する。
- (4) 避難者の収容にあたっては、収容対象者数、指定避難所の収容能力、収容期間を考慮し収容を割り当てるとともに、指定避難所ごとの収容者の情報の把握に努める。なお、学校が指定避難所に割り当てられた場合、学校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。
- (5) 町は、次により指定避難所の適切な運営を行う。
  - ア 指定避難所開設・運営マニュアルによる対応とする。
  - イ 指定避難所における情報の伝達、食糧、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、ボランティア団体、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。
  - ウ 指定緊急避難場所におけるプライバシーに配慮し良好な生活環境の確保に努める。
  - エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努める。
  - オ 女性や子供等に対する性暴力、DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配付するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
  - カ 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うよう努める。
    - ・ 肢体不自由者
      - 車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えやトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等
    - ・ 聴覚障害者
      - 手話等によるコミュニケーション支援やブラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等
    - ・ 視覚障害者
      - 放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等
    - ・ 知的障害児者
      - 簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等
    - ・ 精神障害者
      - 状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、

医療機関、保健所等につなげる等

- ・発達障害児者

本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等

- ・高次脳機能障害者

記憶障害や社会行動障害等、外見から判別しにくい症状もあるため、声かけや簡潔な説明を行う等

- ・医療的ケアを必要とする人

人工呼吸器、吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等

- ・人工肛門・人工膀胱保有者

同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等

## (6) 避難生活の長期化への対応

町は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させる。

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施す。

また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

## (7) 広域避難

### 1 体制の構築

町は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 2 広域避難の要請

町は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。なお、協定の相手方を持たない市町村や、相手方を持つ市町村であっても状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によっては、次により受入れを要請する。

(災害対策基本法第 61 条の 4～7 関係)

- (1) 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

(2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(3) 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

### 3 関係機関における連携

町、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを充分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

### 4 広域避難の受入に係る準備

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

8 町は、上記指定避難所での生活が困難な要援護者がいるときは、「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき福祉避難所を開設する。この時、必要に応じて「福祉避難所に対する介助員等の派遣に係る協定」を締結している事業所に対し介助員等の派遣を要請するものとする。

9 企画財政課は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における企画財政課と男女共同参画拠点施設の役割について、住民生活課、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努める。また、企画財政課は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努める。

10 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、保健所及び住民生活課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行う県の取組に協力する。また、併せて、住民生活課と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う県の取組に協力する。

## 第6 警戒区域の設定

町長は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

- 1 時期を失することのないように迅速に実施する。
- 2 円滑な交通を確保するため、交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- 3 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

- 4 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の看板、ロープ等で明示する。
- 5 警戒区域設定にあたり、次により周知を徹底する。
  - (1) 警戒区域設定の理由  
警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を周知する。
  - (2) 設定の範囲  
範囲を具体的に、地名、目印、道路名、町名、集落名等をわかりやすく周知する。

[資料編 10-1 避難に関する資料 指定緊急避難場所、10-2 避難に関する資料 指定避難所  
資料編 11-1 町内医療機関（病院・医院）]

## 第9節 消防・救助活動計画

[住民生活課、総務課、建設課、福祉保健課]

### 第1 計画の方針

大地震発生時には、建物等の倒壊や火災の同時多発、延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

町は、大地震発生時において、町の全防災能力及び防災資源を投入して町区域内の火災予防、消火活動等を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助活動を行う。

### 第2 消防活動

- 1 町は、地震時に町内で火災等が発生したときは、迅速に消火活動等の必要な応急措置を行い、住民に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。また、要救助者の救出と傷病者に対する応急措置を行うとともに、医療機関への搬送を行う。
- 2 町は、地震災害の規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、町の消防力だけでは対処できない場合には、県及び他市町村等に対し応援を要請する。また、「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

### 第3 救助活動

大地震発生時には、建物の倒壊、がけ崩れ等のため多数の要救助者の発生が予想される。町、消防本部をはじめ防災関係機関は、相互に協力して迅速かつ的確な救助活動を行う。

#### 1 町の活動

- (1) 町は、地震時に町内で要救助者が発生したときは、迅速に必要な応急活動に当たる。活動にあたっては、住民や事業所等と連携して効果的な活動実施を図るとともに、救急救助の初期活動についての普及啓発を推進する。
- (2) 町は、町の救助力だけでは十分な活動ができない場合には、県、他市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。また、「秋田県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請や緊急消防援助隊の要請を知事に行う。さらに県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

#### 2 関係機関の活動

- (1) 警察は、町長や知事から救助活動の応援を求められた場合、又は警察が自ら必要と判断した場合には、速やかに救助活動を実施する。
- (2) 自衛隊は、知事の派遣要請に基づき救助活動を実施する。

## 第10節 消防防災ヘリコプターの活用計画

[住民生活課]

### 第1 計画の方針

地震発生時には、陸上交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の搬送、火災防ぎょ活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

### 第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

#### 1 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に運航する。

区分	内容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動が行われなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等、差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

#### 2 緊急運航の要請基準

緊急運航は上記の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

##### (1) 救急活動

- ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の輸送
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送
- エ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

##### (2) 救助活動

- ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
- イ 高層建築物火災における救助
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
- エ 高速道路等での事故における救助
- オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

##### (3) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害調査
- ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送
- エ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

##### (4) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集
- イ ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集



- ウ 被災地への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
  - エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- (5) 広域航空消防防災応援に関する活動
- 他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

### 第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続き等

#### 1 緊急運航の要請

町長及び大曲仙北広域市町村圏組合消防本部消防長は、県消防防災ヘリコプターの要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対し電話等により速報後、「秋田県消防航空隊出動要請書」（様式第1号）によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を通じて町長等に回答する。

#### 2 受入体制の整備

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他必要な事項

#### 3 報告等

町長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第2号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

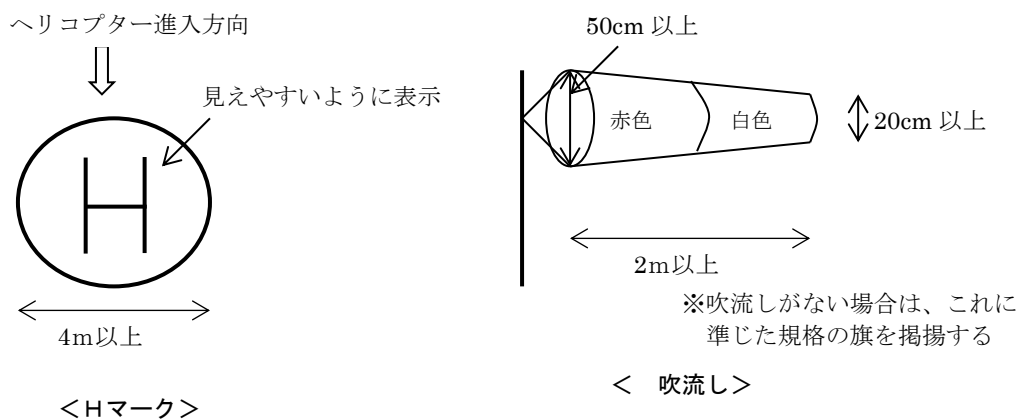
連絡先	電話番号等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	電話 018-886-8103 FAX 018-886-8105 衛星電話 110-59	秋田市雄和椿川字山籠 40-1

県消防防災ヘリコプターの運航体制

- (1) 出動日数 365日（土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制）
- (2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。  
ただし、災害が発生し緊急運航をする場合は日の出から日没までとする。
- (3) 夜間搬送 秋田県消防防災ヘリコプター夜間緊急搬送取扱要領による。

[資料編 4-8 秋田県消防防災航空隊出動要請書、様式第2号 緊急活動速報]

着陸地点の表示



防災対応基準による広さ（33.03m×33.03m以上）、周囲に15m以上の高さの障害物（電柱や電線、建物など）が無いことが必要条件となる。また、進入、進出方向は2つ確保し、砂塵が発生しやすい場所では、ヘリコプターの進入方向に留意しながら散水等の措置を講ずる。

## 第11節 水防活動計画

[住民生活課、建設課、農政課]

### 第1 計画の方針

#### 1 目的

堤防等河川施設の崩壊等による水災害の警戒及び防御、河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策は、「美郷町水防計画書」による。

#### 2 水防活動

堤防等河川施設の崩壊等による水災害の警戒及び防御、河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策は、「美郷町水防計画書」による。

## 第12節 災害警備計画

[住民生活課]

### 第1 計画の方針

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警戒体制を確立し情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を図る。

### 第2 災害警備

#### 1 災害発生等の警備活動

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、警察の行う警備活動はおおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難勧告、誘導及び危険箇所の警戒
- (4) 被災地、指定緊急避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防、取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引き渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) ボランティア団体等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

#### 2 警備体制

警察の災害に対処する警備体制はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害警備連絡室の設置  
災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、これらの規模が災害警備対策室又は災害警備対策本部の設置に至らない程度のものである場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。
- (2) 災害警備対策室の設置  
災害の発生を認知したとき、及び発生が予想される場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。
- (3) 災害警備対策本部の設置  
災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部に災害警備対策本部を設置する。
- (4) 現地警察署（大仙警察署）警備対策本部等の設置  
現地警察署（大仙警察署）においては、県警察警備対策本部の設置に準じて所要の警備体制をとる。

## 第13節 輸送計画

[住民生活課、総務課、建設課]

### 第1 計画の方針

大地震時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。関係機関は輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

### 第2 輸送網の確保

#### 1 道路橋梁等

道路管理者は、道路橋梁が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事を実施するにあたっては、緊急輸送道路及び幹線道路を優先する。ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、町のみでは迅速な対応が困難な場合には、国、県等と合同会議又は調整会議などにおける対応方針に基づいて、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。

※緊急輸送道路：災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう地震後又は事前に指定され通行規制が実施される道路

#### 2 鉄道

鉄軌道管理者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、巡回運転等により交通を確保する。

### 第3 道路の交通規制

#### 1 道路管理者の措置

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁等の交通施設を巡回調査し、災害によって交通施設が危険な状況にあると予想されたとき又は知ったときは、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。
- (2) 道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

#### 2 交通規制措置の実施

##### (1) 災害時における交通規制の実施

- ア 県警察及び公安委員会は、緊急交通路の円滑な運航を図るため、交通要所において緊急車両以外の車両の通行を禁止する。
- イ この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させる措置をとる。

##### (2) 交通規制が実施された区間における車両の運転手のとるべき措置

- ア 速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動する。
- イ 移動が困難な場合は道路の左側端に沿って駐車し、鍵はつけたままドアのロックは

しない。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従う。

(3) 交通規制が実施された区間における路上放置車両等に対する措置

災害対策基本法第 76 条第 1 項により交通規制が実施された区間においては次の措置をとる。

ア 警察官

必要な場合は放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運航を確保するため運転手等に対して車両移動の措置命令を行う。

イ 自衛官

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

### 3 緊急通行車両の確認等

(1) 車両を使用する者は、大仙警察署に対し緊急車両（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策を実施するために必要な車両）であることの確認を求める。

(2) 交付を受けた標章は、当該車両の全面の見やすい箇所に掲示し、車両に証明書を備えつける。

(3) 町等防災関係機関は、緊急通行車両の事前届出制により緊急通行車両として使用される車両について、事前に大仙警察署に届出をする。

### 4 運転者のとるべき措置の周知徹底

(1) 走行中の運転者に対する措置

ア 出来る限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を放置して避難するときは、できるだけ道路以外の場所に移動すること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

ア 車両を速やかに次の場所に移動させる。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両等の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ 通行禁止区域内においては警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わない、或いは運転者が現場にいないため措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

## 第4 輸送

### 1 輸送の確保

町長は、関係事業者（鉄道事業者、自動車運送事業者等）に対して輸送の確保について協力を要請するとともに、特に必要があると認められる場合は他の市町村又は県、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努める。

### 2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 飲料水及び食糧品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

### 3 輸送の手段

- (1) 自動車による輸送  
災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。
- (2) 鉄道による輸送  
自動車輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。
- (3) 航空機による輸送  
緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。
- (4) その他  
上記による輸送が不可能である場合は、人力等による輸送を行う。

### 4 車両の確保

- (1) 町有車両
  - ア 町所有車両の把握、配車については災害対策本部輸送班が担当する。
  - イ 各部班において車両等を必要とするときは、輸送班に配車の要請をする。
  - ウ 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。
- (2) 町有車両以外
  - ア 町有以外の車両を確保する必要がある場合は、輸送班が関係機関又は陸上運送業者等の協力を得て確保する。
  - イ 町内で車両の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村内で車両を確保することが効率的な場合は、業務の目的、積載内容、台数、使用場所等を明らかにして当該市町村又は県に協力を依頼する。

**(3) 燃料の確保**

町内の自動車燃料取扱業者と密接に連携し、必要な燃料を確保する。

**第5 緊急輸送**

傷病者、医師、避難者等又は救難物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のある航空機等の利用も考慮に入れた輸送を確保する。

輸送体制の想定は次のとおりとする。

**1 第1段階・・・避難期**

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

**2 第2段階・・・輸送機能確保期**

- (1) 上記1の続行
- (2) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

**3 第3段階・・・応急復旧期**

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品



## 第14節 給食・給水計画

[住民生活課、農政課、建設課、福祉保健課]

### 第1 計画の方針

震災時における応急的な給食及び給水活動を迅速かつ円滑に実施し、民生の安定を図る。

### 第2 給食

#### 1 実施機関

被災者に対する主食等の給与及び炊き出しは町長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補助者として町長が実施する。

#### 2 応急供給の基準

(1) 震災その他の非常災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、町長が給食の必要があると認めたとき。

(2) 炊き出し等による食品の給与

ア 指定避難所に収容された者、住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者。

イ 被災者が直ちに食することができる現物とする。

ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(3) 供給数量

供給数量は、一人あたりの目安供給量に受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

一人あたりの供給量

品目	対象	供給量	
米穀	被災者	一食あたり	精米 200g 以内
	応急供給受給者	一人1日あたり	精米 400g 以内
	災害救助従事者	一食あたり	精米 300g 以内
乾パン	全て	一食あたり	1包み (100g)
食パン	全て	一食あたり	185g 以内
調整粉乳	乳児	1日あたり	200g 以内

#### 3 米穀の調達

小規模の災害時には、小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達するが、これら所有の米穀のみで不足する場合は知事へ要請する。

#### 4 副食の調達

必要に応じて、町内の小売業者又は卸売業者から調達する。

## 5 食糧の応急供給

### (1) 通常の場合

炊き出し等の給食を行う必要があり、応急用米穀、乾パン、めん類の供給を受ける必要が生じた場合は、知事に対し給食を必要とする事情及び給食に必要な食糧の数量を報告し、配給を受ける。

### (2) 緊急措置による場合

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用米穀の供給に関する知事の指示を受けることができない事由が生じた場合は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に対し、文書により応急用米穀の緊急引き渡しの要請を行う。

## 第3 給水

### 1 実施機関

町長は、被災者に対する飲料水の供給を行うが、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて行うか又は知事の補助機関として行う。

### 2 対象者

災害のため、水道、井戸等の供給施設が破損し、飲料水が汚染され、又は枯渇のため現に飲料水を得ることのできない者に対し供給する。

### 3 応急飲料水の確保

災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合には、次の方法等により応急飲料水を確保する。

- (1) 配水池等構築物の貯留水を利用
- (2) 近隣市町村の水道を利用
- (3) 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒して利用

### 4 応急飲料水の供給方法

町長は、被災地区の道路事情を勘案し、指定緊急避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

### 5 災害時の協力体制の確立

- (1) 水道事業者である町長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき応援を要請する。
- (2) 上記(1)によっても処理できない場合は、町長は知事に対して災害派遣の要請を求める。

### 6 応急給水時の広報

応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。

### 7 飲料水以外の生活用水の確保及び供給

応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。

## 8 その他

町及び県は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努める。

## 第4 住民及び自主防災組織の給水対策

### 1 住民における貯水

- (1) 貯水すべき水量は1人1日30を基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は衛生的で安全性が高く、地震動による水漏れや破損等しないものとする。

### 2 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (1) 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。
- (2) 災害発生時に利用予定の井戸、湧水、河川、貯水槽の水の水質検査を実施し、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (3) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

## 第5 水道施設の応急復旧

### 1 被害状況の把握

地震が発生し、水道施設に被害が生じ給水が不能となった場合は、ただちに職員を派遣して被害状況を調査する。

### 2 施設の応急復旧

- (1) 応急復旧工事は、町指定水道工事業者を要請し、被災後直ちに復旧する。
- (2) 被害の規模によっては、隣接市町村に応援を要請するとともに、日本水道協会秋田県支部に応援を要請する。

#### 応援要請事項

- ア 応急給水
- イ 応急復旧
- ウ 応急復旧用資機材の提供
- エ 漏水調査
- オ 工事業者等の斡旋
- カ その他必要と認められる応援活動

### 3 水道施設復旧順位

- 第一位 取水、導水、浄水施設
- 第二位 送配水施設
- 第三位 給水装置

### 4 配水管路の応急復旧順位

- 第一位 配水場及び給水拠点までの配水管
- 第二位 医療機関等の緊急利水施設への配管
- 第三位 その他の配管

## 第 15 節 生活必需物資等供給対策計画

[住民生活課、商工観光交流課、福祉保健課]

### 第 1 計画の方針

震災時において被災者が日常生活に欠くことのできない衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速かつ確実に実施して、民生の安定を図る。

#### 1 実施機関

町長が主体となり実施するが、災害救助法が適用されたときは、物資の調達及び町までの搬送を知事が行い、支給については知事の補助機関として町長が行う。

- (1) 町は、単独又は共同で緊急に必要な物資を主要な指定避難所に順次備蓄していく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、職員、消防団、日赤秋田県支部、地域住民及びボランティア団体等と連携して計画を策定する。
- (3) 住民は、7日間程度の最低限の生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の世帯人数分の非常食を含む非常持出品を準備するよう啓発・指導を行う。

#### 2 生活必需物資の範囲

給与又は貸与の範囲は、被害の程度に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 被服、寝具及び肌着、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

#### 3 生活必需物資の給与及び貸与の対象者

住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）又は床上浸水で生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。

### 第 2 生活必需品の確保と輸送

町及び県は、災害救助用物資を放出するとともに、関係事業者と協議のうえ、生活必需物資を確保する。

物資の購入必要物資の種類、数量等を勘案のうえ、町内又は近隣市町村の業者から購入する。この場合、なるべく同一規格、同一価格のものの一括購入に努めるとともに、調達先をあらかじめ指定しておく。

なお、輸送については、第 13 節「輸送計画」による。

### 第 3 生活必需品の配分方法

調達された生活必需品の配分方法は、指定避難所の被災住民、指定避難所以外の一般被災住民別に配分する。

### 1 配分計画

町は、被害報告をとりまとめて知事に報告するとともに、救援物資の概算交付を受け又は現地調達し、知事により示される配給基準に基づき配分計画を作成して配分を実施する。

### 2 給与又は貸与の限度

生活必需品の給与又は貸与の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。なお、夏季、冬季の季別は災害発生の日をもって決定する。

### 3 救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設及び災害時協力協定先から選定する。

救護物資集積地（公共施設）

施設名	所在地	電話	管理責任者
美郷町役場	土崎字上野乙 170-10	84-1111	総務課長
美郷町学友館	六郷字安楽寺 122	84-4040	生涯学習課長
美郷町公民館	飯詰字北中島 37-1	84-4915	生涯学習課長

## 第 4 救援物資の調達・輸送・供給計画

### 1 被災状況にある場合における政府への要請

町は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は政府本部に対し、物資の調達を要請する。

[資料編 6-1 災害救助法による救助の程度等早見表]

## 第16節 医療救護計画

[福祉保健課]

### 第1 計画の方針

町は、県、大曲仙北医師会、災害拠点病院等の医療機関との緊密な連携により、災害の状況に応じ適切な医療救護活動を行う。

### 第2 医療救護活動

#### 1 救護所の設置

救護所は、災害の発生により医療機関の機能が停止又は不足した場合、あるいは交通の途絶等により医療処置を受けることが困難となった場合、応急的な医療を行うために設置する。

#### 2 医療救護班の派遣要請

町は、被害の程度に応じて、仙北地域災害医療対策本部に医療救護班の派遣を要請する。

##### (1) 医療救護班の活動

- ア 傷病者の傷病程度判定（患者の振り分け業務＝トリアージ）
- イ 重傷者の応急手当及び中等傷者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者への医療処置
- オ 助産活動
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況の報告

##### (2) 救護所支援

- ア 大曲仙北医師会との情報連絡体制の確立
- イ 患者搬送体制の確立
- ウ 災害医療施設との情報連絡体制の確立
- エ 救護所等への医薬品、医療器材、水、非常用電源の供給等

#### 3 災害医療機関との連携

医療救護班で対処できない重傷者及び中等傷者は、災害協力医療機関、災害拠点病院、災害支援病院等に収容し、次の活動を行う。

- (1) 重傷者及び中等傷者の収容と処置
- (2) 助産
- (3) 遺体の検案
- (4) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への状況等の報告

### 第3 備蓄医薬品の供給確保

医薬品等の供給・調達は、必要に応じて医療機関及び薬剤師会が備蓄している物資について支援を要請するほか、秋田県医薬品卸商協同組合等から調達又は斡旋を依頼する。

## 第4 搬送

災害時の負傷者又は療養者の搬送は道路交通状況に左右されるため、道路交通が不能な場合、又は遠隔孤立地がある場合は、ヘリコプターによる空輸を行うほか、状況に応じた輸送を行う。

## 第5 災害・救急医療情報システムの活用

### 1 災害・救急医療情報システムの運用

医療機関、保健所、消防本部、市町村及び郡医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の関係団体等がインターネットで接続された「災害・救急医療情報システム」を活用する。

### 2 災害・救急医療情報システムの内容

災害規模により「広域災害・救急医療情報ネットワーク」で、全国都道府県や国の機関等に対する支援要請等の連絡体制が確保されている。主な医療情報は次のとおりである。

- (1) 被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況
- (2) 災害支援病院及び災害協力医療機関の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等の救急医療応需情報
- (3) 常用備蓄及び流通備蓄に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報

## 第6 県の対応

### 1 災害医療対策本部

災害発生時には、県の「災害対策本部」に直結した「災害医療対策本部」の設置により、二次医療圏間の相互支援・補完体制を確立するなど、全県的な災害医療救護に関する指令等の一元化を図ることとしている。

### 2 災害医療機関の役割

#### (1) 基幹災害医療センター

「基幹災害医療センター」である秋田大学医学部附属病院は、重傷患者に対する救命救急医療の提供、患者の収容に努めるものとし、災害規模によっては複数の医療救護班の派遣を行うこととしている。

#### (2) 災害拠点病院

「災害拠点病院」は、市町村での対応を超える広域的な災害に対処するため、被災地への医療救護班の派遣、救命救急医療の提供、備蓄医薬品及び医療器材の後方支援など、災害医療救護の中核的な役割を担うこととしている。

#### (3) 災害先遣病院

「災害先遣病院」は、大規模災害発生時には即時に被災地に「先遣救護班」を派遣して、被災地での初動医療活動に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を「災害医療対策本部」に提供することとしている。

#### (4) 災害支援病院

「災害支援病院」である秋田赤十字病院救急部及び秋田県成人病医療センターは、それぞれ外傷及び心疾患の重傷患者への救命救急医療の提供、患者の収容に努めることとし、



また、県立脳血管研究センターは、脳血管系疾患等の重症患者に対する救命救急医療の提供、患者の収容に努めることとしている。

(5) 災害協力医療機関

災害医療機関以外の医療機関は「災害協力医療機関」として被災地域内の医療救護にあたり、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力を行うこととしている。

[資料編 11-1 町内医療機関（病院・医院）]

## 第17節 災害ボランティアの派遣・受入計画

[住民生活課、福祉保健課]

### 第1 計画の方針

大規模な地震が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合は、町内の災害ボランティアをはじめ各地からの災害ボランティアの派遣、受入について、町及び県は関係機関と連携して、効果的な活動が行えるように体制の整備に努める。

### 第2 災害発生時の体制

大規模な地震が発生した場合、町は美郷町社会福祉協議会と協力して社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置するなど、ボランティア活動に対する支援体制の整備に努める。

災害ボランティアセンターは、災害対策本部設置庁舎に近接して開設し、関係機関やボランティア団体等が相互に緊密な連携がとれるよう調整する。(町は、県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。)

### 第3 災害ボランティアの派遣・受入

#### 1 県による専門ボランティアの派遣

県は、町からの要請あるいは必要があると認めるときは、登録しているボランティアコーディネーターを派遣する。

ボランティアコーディネーターの主な活動分野

- (1) 救急、救助活動
- (2) 医療、救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) その他、輸送や無線などの専門技術を要する活動

#### 2 一般ボランティア

町は、社会福祉協議会及び特定非営利活動法人みさぼーとを中心としてボランティアの育成やネットワークの構築に努め、災害時にはボランティアの協力を得ることとする。

また、町災害ボランティアセンターが町内の災害ボランティア及び駆けつけた災害ボランティアをコーディネートできる体制の整備に努める。

一般ボランティアの活動分野

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集、伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業

- (6) 指定避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) その他被災者の生活支援に関する活動

### 3 災害ボランティアの確保と調整

町は、ボランティアニーズの把握に努め、町及び県のそれぞれの社会福祉協議会、日本赤十字社及び各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるよう各種支援を行う。

## 第4 災害ボランティアの派遣・受入にあたっての基本事項

ボランティアの受入窓口等は、災害ボランティアの派遣、受入にあたって、特に次の事項を遵守するよう努める。

- 1 災害特約を付加した災害ボランティア保険に加入すること。
- 2 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。
- 3 被災地に負担をかけずにボランティア活動ができる体制を整えること。また、ボランティアコーディネーターは、時間とともに変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努める。

[資料編 12-1 赤十字奉仕団]

## 第 18 節 公共施設等の応急復旧計画

[総務課、建設課、福祉保健課]

### 第 1 計画の方針

災害によって公共施設等が被害を受けた場合は、社会的、行政的活動に重大な支障となり、住民生活や社会経済に与える影響も極めて大きいことから、他に優先して早期復旧を図る。

### 第 2 道路及び橋梁施設

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は各道路管理者とする。

#### 1 道路現況

本町の道路は、一般国道 13 号をはじめとし、主要地方道 3 路線、一般県道 5 路線、町道 2,536 路線、林道 20 路線により道路網が形成されている。

橋梁はおおむね永久橋であるが、老朽度や交通量を計りながら補修、耐震化等の計画的な改築を図っている。

#### 2 実施の要領

##### (1) 施設被害の把握

町は、災害発生と同時に道路パトロールを強化するとともに、関係機関及び住民から直接情報を収集する。

##### (2) 広報活動

道路被害及び措置状況を速やかに防災関係機関、接続する道路管理者へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等については、防災行政無線、緊急告知 FM ラジオ、広報車、マスコミ等を通じて周知するほか、標識、情報板、看板等で通行者に周知徹底を図る。

##### (3) 応急復旧

ア 収集した情報をもとに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位及び復旧見通しを明らかにする。

イ 道路上への倒壊物及び落下物等、通行の支障となる障害物を速やかに除去する。

ウ 被害箇所については早期に仮工事を実施して交通を確保する。

### 第 3 鉄道施設

当町には、東日本旅客鉄道(株)奥羽本線があり、後三年及び飯詰の 2 駅が設置されている。

鉄道は住民の重要な交通機関であるとともに、災害応急対策実施においても重要な役割を果たすことから、町は、東日本旅客鉄道(株)と連携して情報の収集を図り、鉄道被害がある場合には住民に対し広報活動を行い、復旧活動等に協力する。

#### 1 実施主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道(株)秋田支社長とする。

#### 2 実施の要領

##### (1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を現場から報告させるほか、地震発生

後は直ちに線路設備の巡回点検を行い、現地を確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

#### (2) 広報活動

- ア 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。
- イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ適切に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行う。
- ウ 二次災害防止等のため、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車等、テレビや新聞等の報道により地域住民に周知する。

#### (3) 応急復旧

- ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- イ 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。
- ウ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。

## 第4 社会公共施設

### 1 社会福祉施設

#### (1) 実施の主体

社会福祉施設の応急対策の実施責任者は各施設の管理者とする。

#### (2) 社会福祉施設の現況

町内の社会福祉施設等には、高齢者、障がい者等の災害発生時に自力で避難することが困難な人たちが入所又は通所している。

各施設においては、施設の安全管理、災害時の対応訓練を入所者、利用者、保護者、防災関係機関、医療機関等と連携して計画的に実施している。

#### (3) 実施の要領

- ア 災害発生時には、消防等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を最優先し、入所者の避難誘導に全力をあげる。
- イ 停電等の措置、給水不能時の措置、重要機器材等の保管措置に万全を期する。
- ウ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分発揮し、自主防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、近隣住民、地域の自主防災組織、関係機関に応援要請を行う。
- エ 入所者の移動の必要が生じた場合には、災害の被害を受けない他の施設に入所者を移動しその安全を図る。
- オ 施設の管理者（責任者）は、施設の被害を把握し応急修理を迅速に実施する。

### 2 病院等

#### (1) 実施の主体

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等に万全を期す。

#### (2) 現況

町には医療機関が12施設（うち歯科診療所5施設）あり、地域住民の健康管理を担っ

ている。

災害時に、医療機関は住民の安全のために重要な役割を果たす。更に、災害により不安を抱える指定避難所の入所者や高齢者等の介護等に医療機関の協力が不可欠である。

### (3) 実施の要領

ア 災害発生時には、消防等防災機関に通報するとともに、患者の生命身体保護を最優先に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。

イ 重傷者、新生児、高齢者等の自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。

ウ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等、重要機器材等の保管に万全を期する。

エ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的災害活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

[資料編 11-1 町内医療機関（病院・医院）]

## 第19節 ライフライン施設応急対策計画

[住民生活課、総務課、建設課、農政課]

### 第1 計画の方針

ライフライン施設管理者は、被災住民の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所の早期把握及び応急復旧を図るとともに、地震後の二次災害防止のため、必要な措置を講ずる。

### 第2 電気施設

#### 1 実施主体

電気施設の応急復旧は東北電力ネットワーク株式会社大曲電力センターが実施する。

#### 2 実施要領

##### (1) 施設被害の把握

地震が発生した場合は、ただちに各施設の被害状況及びその他の情報を収集するとともに、迅速な指令伝達を行い関係機関との連絡体制を確立する。

##### (2) 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、緊急告知FMラジオ、防災行政無線、広報車、パンフレット、チラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について住民に対し広報する。

##### (3) 応急復旧

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。

イ 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事業業者の確保に努める。

ウ 復旧用資材の確認、在庫量の把握を行うとともに不足する資機材については緊急調達を実施する。

エ 被害設備の復旧にあたっては、災害の状況、負荷の状況、復旧の難易度等を勘案のうえ、被害の拡大防止効果、復旧効果並びに公共的影響の大きいものから逐次復旧工事を実施する。

### 第3 水道施設

地震により水道施設等が破損した場合は住民に与える影響が重大なため、速やかに応急給水活動により飲料水等を供給するとともに、水道施設の早期復旧を図る。

#### 1 実施主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、水道事業者である町長とする。

#### 2 実施要領

##### (1) 施設被害の把握

地震の発生と同時に速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、住民、消防団等から情報を収集する。

## (2) 広報活動

被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等について、関係住民に対し防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車等により周知徹底を図る。

## (3) 応急復旧

ア 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不可能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物質等が混入しないように措置する。特に浸水区域等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

ウ 応急給水、応急復旧作業等が町内で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき応援を要請する。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合は、知事に派遣を要請する。

## (4) 応援協力活動

災害時応援協定を締結している管工事組合や町指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要があるときは、近隣市町村又は被災地以外の水道工事事業者等に応援、協力を求める。

# 第4 下水道等施設

## 1 実施主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、下水道管理者である町長とする。

## 2 実施要領

### (1) 施設被害の把握

災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

### (2) 広報活動

被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等について、関係住民に対し防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車等により周知徹底を図る。

### (3) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度から下水道本来の機能である下水の排除、能力を考慮した応急復旧工事を実施する。

イ ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。



## 第5 電信電話施設

震災時には、通信施設の被害により通信途絶などが想定されるが、災害応急対策には通信の確保が不可欠であるほか、住民の生活の安定のためにも重要である。町は、東日本電信電話(株)の応急活動や復旧活動に協力する。

### 1 実施主体

電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、東日本電信電話(株)秋田支店長とする。

### 2 実施要領

#### (1) 施設被害の把握

地震が発生した場合には、速やかに被害状況等を収集するとともに、関係機関との連絡体制を確立する。

#### (2) 広報活動

防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車、テレビ、ホームページ等を利用し、被害の状況及び復旧の見通し、災害伝言ダイヤルの運用開始などについて広報する。

#### (3) 応急復旧

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、震災の状況、通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

## 第20節 危険物施設等応急対策計画

[住民生活課、総務課]

### 第1 計画の方針

震災によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがあるため、関係機関と密接な連携のもとに災害拡大の防止を図る。

### 第2 危険物

#### 1 実施主体

消防法に掲げる危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所及び取扱所の施設の管理者とする。

#### 2 実施要領

##### (1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生に備えて、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

##### (2) 広報活動

施設の管理者は、震災が発生したときには、警察、消防、その他関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又はインターネット、広報車等により地域住民に周知する。

##### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、震災が発生したときには、予防規定に基づき次の措置を実施する。

- a 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- b 施設内の全ての火気を停止する。
- c 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- d 出荷の中止と搬出を準備する。
- e 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- f 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。

イ 町長又は知事は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難の勧告又は指示を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。

ウ 消防機関は、火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。

### 第3 火薬類

#### 1 実施主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

#### 2 実施要領

##### (1) 施設被害の把握

施設の管理者は火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

(2) 広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じてテレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知を図る。

(3) 応急復旧

ア 貯蔵火薬類を安全な地域に移動し、監視する。

イ 移動するいとまがない場合は水中に沈めるなどの安全対策を講じる。

ウ 火薬庫の入り口、窓等を完全に密閉し防火の措置を講じる。また、必要に応じて地域住民へ避難するよう警告する。

## 第4 LPガス

### 1 実施主体

LPガス製造施設等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

### 2 実施要領

(1) 施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生時には電話等により情報の収集を図る。

(2) 広報活動

施設の管理者は、(社)秋田県LPガス協会大曲仙北支部の広報車によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関により、関係業者、一般消費者に対し災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。

イ 貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所に移動する。

ウ 必要により施設周辺住民に対して避難を警告する。

エ 災害が拡大し又は二次災害に発展するおそれのある場合は、(社)秋田県LPガス協会等に対して応援を要請する。

オ LPガス取扱業者は、常時、液化石油ガス法、高圧ガス保安法、同法施行令及び同法施行規則に基づき、施設、設備等の保安に努める。

カ LPガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規定の徹底を図る。

キ (社)秋田県LPガス協会大曲仙北支部は、災害事故発生時には速やかな情報収集、伝達活動と、関係諸団体との連携を密にし、関係事業者及び住民に対し災害事故拡大防止の周知徹底に努める。

## 第5 毒物、劇物

### 1 実施主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱責任者（以下「施設の管理者」という）とする。

### 2 実施方法

#### (1) 施設被害の把握

地震発生と同時に、施設被害状況から地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無について、情報把握に努める。

#### (2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。

#### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

a 毒物及び劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を管轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。

b 被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係機関と密接な連携をとり、危険のある箇所の確認、毒物及び劇物等の測定を行い、汚染区域の拡大防止を図る。

c 毒物及び劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないよう処理する。

イ 保健所、警察署、消防機関及び町は、相互に連携をとりながら次の措置を実施する。

a 毒物及び劇物の流出等の状況を速やかに住民に周知させる。

b 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

c 毒物及び劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

## 第 21 節 危険物等運搬車両事故対策計画

[住民生活課、総務課、建設課、農政課]

### 第 1 計画の方針

震災によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス、毒物及び劇物（以下「危険物」という）の漏えい、火災等が発生した場合、道路管理者、防災関係機関、団体等は密接な連携のもとに、迅速かつ的確な防除措置の実施を図る。

また、住民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知を図る。

### 第 2 漏えい等の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

#### 1 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に直ちに事故の状況及び積載物の種類を通報する。
- (2) 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

#### 2 運送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

#### 3 荷送危険物事業所

- (1) 被害を最小限にとどめるため、必要な応急措置を運転者に指示するとともに、消防機関等に依頼する。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

#### 4 警察署

- (1) 交通規制を実施する。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 住民の避難、誘導を実施する。

#### 5 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。

#### 6 消防機関

- (1) 漏えい危険物の応急措置を実施する。
- (2) 火災の消火活動を実施する。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 住民の避難、誘導を実施する。

### 第3 実施の要領

#### 1 危険物等の特定

運転者が被災したことにより、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）により特定する。なお、不可能な場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

#### 2 事故の通報

道路上で発生した事故の場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。

また、漏えいした危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水や農業用水等に利用されていることがあるので、河川管理者と町へ通報する。

#### 3 広報活動

道路管理者、警察及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の安全確保について、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。なお、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社による緊急連絡を行う。

#### 4 応急復旧

タンクや容器から危険物が漏えいしているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む）を散布する。

漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物及び劇物の場合は、第20節危険物施設等応急対策計画の毒物及び劇物施設の応急復旧に準じ、これを実施する。

火災が発生している場合で、未燃焼の危険物が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行う。

#### 5 交通規制

事故の状況によっては、片側道路の通行禁止、全道路が通行禁止を実施しなければならない。この際、通行情報の周知が遅れると被害の拡大が予想されるため、警察機関は、事故の実態把握に努め、速やかに通行規制を実施する。

## 第22節 防疫・保健衛生計画

[住民生活課、福祉保健課]

### 第1 計画の方針

地震災害時には生活環境が悪化するほか、被災者の病原菌等への抵抗力が低下するなど悪条件が重なることから、防疫、保健衛生等を県の指導のもとに迅速に実施し、被災者の感染症や食中毒の未然防止を図る。

### 第2 防疫

#### 1 実施機関

災害時の防疫については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、知事は感染症の患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者等に対し、消毒すべきことを命ずることができる。また、災害の状況によりそれらの者が実施不可能の場合は、法第27条の規定により知事の指示により町が消毒等必要な措置をとることとされている。

#### 2 実施の方法

##### (1) 防疫体制の確立

災害時における防疫活動を的確に実施するため、町は関係機関の応援協力のもとに防疫活動実施のための組織を編成し、防疫対策の推進を図る。

##### (2) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知する。その際には、住民の社会不安の防止に留意するものとする。

##### (3) 消毒の実施

町は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき実施する。

##### (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、法第28条第2項の規定に基づき、知事が指定した区域内で実施する。

##### (5) 生活の用に供される水の供給

町は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供される水を供給する。

##### (6) 予防接種の実施

町長は、予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。

##### (7) 飲料水の簡易検査、消毒及び衛生指導

飲料水の簡易検査を実施し、必要に応じて飲料水の消毒を行うとともに、飲料にあたっての衛生指導を行う。

### 第3 食品衛生監視

#### 1 実施機関

県より食品衛生監視班の派遣を受け、保健所の指示指導のもとに食品に起因する危険発生防止に努める。

#### 2 実施の方法

食品衛生監視指導班は次の業務を行う。

- (1) 食品営業施設に関する監視指導
- (2) 救護食品に対する監視指導
- (3) 炊き出し施設に対する衛生的な取り扱いの指導
- (4) その他住民等に対する食品に起因する危害の発生防止

### 第4 防疫用薬品、資器材等の調達等

防疫用薬品並びに資器材の調達は町が行うものとし、不足の場合は知事に対して要請を行う。



## 第23節 動物の管理計画

[住民生活課]

### 第1 計画の方針

災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応等の役割を担う。

### 第2 災害発生時における災害応急対策

#### 1 町の役割

- (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援
- (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- (3) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供

#### 2 県の役割

- (1) 市町村へのペットとの同行避難や動物救護に係る指導・助言
- (2) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関する市町村への要請や飼養・管理の支援
- (3) 避難・放浪動物に関する避難所や仮設住宅での臨時相談窓口の設置
- (4) 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- (5) 被災ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理と譲渡
- (6) 高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請
- (7) 救護物資などの調達、輸送手段の調整
- (8) 国、県、他自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
- (9) 動物病院獣医師の派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保、配置、管理
- (10) 動物由来感染症の防疫と予防
- (11) 特定動物飼養施設の破損や逸走状況等に関する情報の収集、警察、消防、市町村等との調整、逸走時の対応等

## 第24節 廃棄物処理計画

[住民生活課、農政課]

### 第1 計画の方針

被災地域におけるごみの収集及びし尿の処理等の清掃業務を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

### 第2 ごみ処理

#### 1 実施機関

被災地におけるごみ等の収集及び処分は町が実施するが、被害が甚大で町のみで処理することが不可能の場合は、保健所及び県の指導により他の市町村に応援を要請してその解決を図る。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

#### 2 実施の方法

- (1) 災害に伴うごみ、又は生活に伴うごみは処理の緊急度に応じて速やかに収集及び処分する。また、リサイクル等可能な限り分別して収集及び処分に努める。
- (2) 不燃物又は焼却できないものは埋め立て処分する。
- (3) 応急収集体制の確保、隣接市町村等の応援体制の確立に努める。

ごみ焼却場・ごみリサイクル施設

名称		所在地	処理方法	処理能力
大仙美郷クリーンセンター ごみ処理場	ごみ焼却施設	大仙市花館字 大戸下川原 2- 10	全連続燃焼方式	154 t /24 h
	灰溶融設備		燃料表面溶融方式	22.8 t /24 h
	リサイクルプラザ		回転衝撃式及び横型せん断破機	45 t /5 h
	リサイクル資源物 ストックヤード		リサイクルプラザからの 回収資源を貯留及び保管	-

### 第3 し尿処理

#### 1 実施機関

ごみ処理と同じ

#### 2 実施の方法

- (1) 家屋の倒壊、焼失、浸水時における収集は、緊急度に応じて処理する。
- (2) 処理施設が被害で使用不可能の場合は、終末処理場のある下水道へ投入する。
- (3) 応急処理体制の確保を図るとともに仮設トイレを設置し、殺虫剤、消毒薬剤等の撒布を計画的に実施する。

## し尿処理施設

名称	所在地	処理能力 (kl/日)	処理方式
大仙美郷クリーンセンター し尿処理場	大仙市花館字大戸下川原 3-24	182	標準脱窒素+高度処理（凝 集沈殿+活性炭吸着塔+砂 ろ過）

[資料編 16-1 一般廃棄物処理 し尿、16-2 一般廃棄物処理 ごみ焼却場、  
資料編 16-3 ごみリサイクル施設、16-4 ごみ収集運搬機材、16-5 し尿収集運搬機材]

## 第4 死亡獣畜処理

### 1 実施機関

ごみ処理と同じ

### 2 実施の方法

死亡獣畜は、速やかに死亡獣畜取扱場へ搬入し処理する。

## 第5 廃棄物の処理、施設の応急復旧

被災状況により埋め立て処分、他の施設への処理依頼を行うとともに、し尿処理施設の復旧については迅速に対応する。

## 第 25 節 遺体の搜索、処置、埋火葬計画

[住民生活課、総務課、福祉保健課]

### 第 1 計画の方針

震災のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断してすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の遺体処理を行い、民心の安定を図る。

### 第 2 遺体の搜索

#### 1 実施責任者

- (1) 町が関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行き、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、町長が知事の補助機関として行う。

#### 2 搜索の方法

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から判断してすでに死亡していると判断される者については、直ちに遺体搜索に切り替える。
- (2) 遺体の搜索は、消防団、水防団等関係機関の協力を得て、搜索に必要な重機、舟艇その他機械機具等を借り上げて行う。

#### 3 関係市町村への要請

- (1) 町のみで搜索の実施が困難である場合は、隣接市町村に応援を要請する。
- (2) 死体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県、死体漂着が予想される市町村に対し搜索を要請する。
- (3) 応援の提示事項
  - ア 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
  - イ 死体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

### 第 3 遺体の処置

#### 1 実施責任者

- (1) 町
  - ア 遺体の清浄、縫合、消毒は町災害対策本部民生部医療班を中心に、医師会その他関係機関の協力を得て行う。
  - イ 災害救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社秋田県支部が災害救助法第 32 条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。
- (2) 県警察本部【秋田県地域防災計画より抜粋】
  - ア 警察官は、災害等によって死亡したと認められる遺体を発見し、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、速やかに警察署長に報告し、検視規則及び死体取扱規則に基づき、速やかにその遺体を見分するとともに、死因、身元、その他の調査を行うものとする。ただし、死亡者の身元が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合は、死体取扱規定により市町村長に報告する。

イ 遺体の身元が明らかになったときは、遺体とともに着衣、所持金品等を速やかに遺族などへ引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの遺体の引き渡しができないときは、遺体を所在地の市町村長に引き渡す。

## 2 処置の内容

- (1) 遺体の清浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の識別等のための処置
- (3) 遺体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の遺体を短時間に埋葬することが困難な場合は、遺体を特定の場所に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

## 3 漂流遺体の処置

- (1) 遺体の身元が判明している場合

遺体の身元が判明している場合は、警察官の見分を受けた後、直ちにその遺族、親戚、縁者に引き取らせる。

ただし、災害救助法が適用されており、これを引き取らせることができない場合は、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

- (2) 遺体の身元が判明していない場合

災害救助法が適用されており、遺体の身元が判明していない場合で、災害発生地から漂着したものと推定されるときは、前記と同様に取り扱う。

なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影し記録して残しておく。

## 第4 遺体の埋葬

### 1 実施責任者

- (1) 町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合、又は知事による埋葬のいとまがない場合には、町長が知事の補助機関として行う。

### 2 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合とする。

### 3 埋葬の方法

- (1) 原則として火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。
- (2) 棺、又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬、又は納骨等の役務の提供を原則とする。

## 第5 費用

原則として、町が負担する。その他の費用については、関係機関と協議して決定する。

なお、災害救助法が適用された場合については同法による。

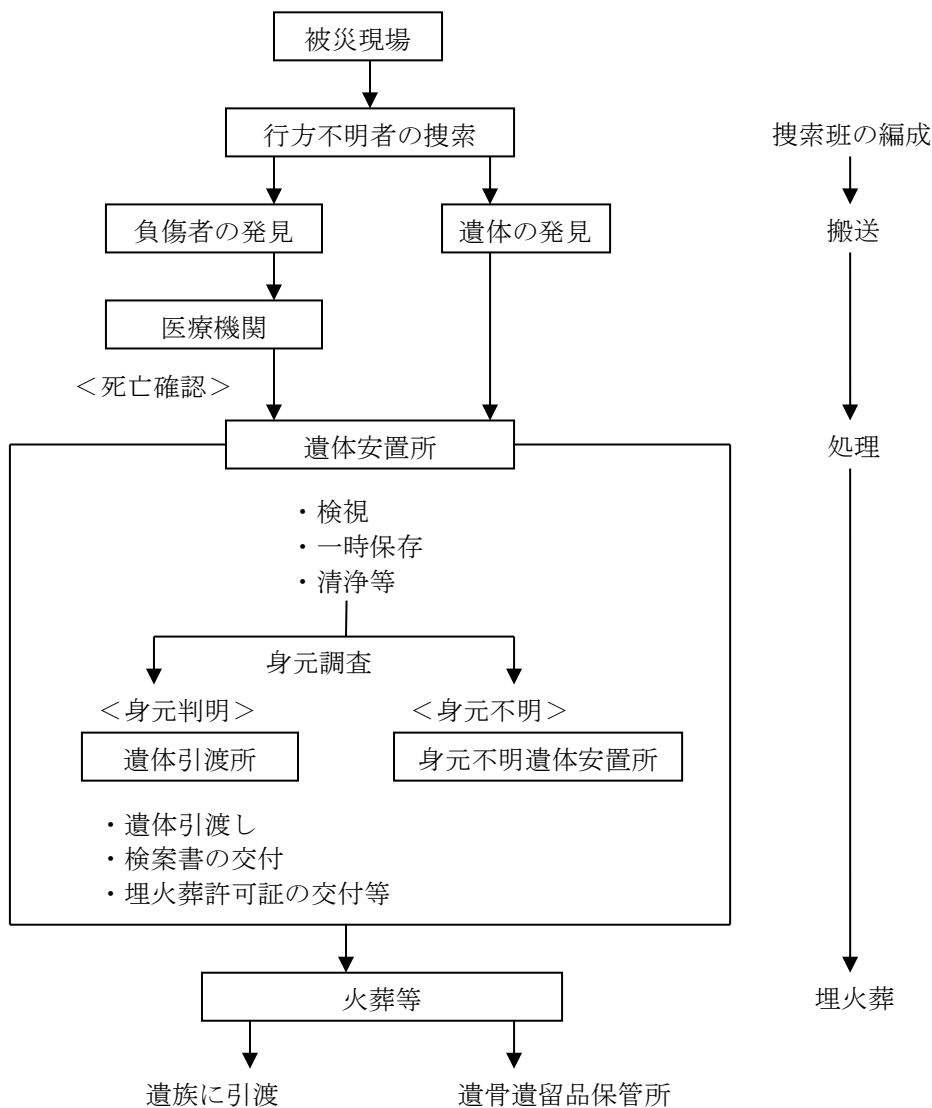
遺体安置所（検視場所含む、8㎡で計算）

名称	所在地	収容場所	収容数
武道館	土崎字上野乙 1-1	武道館	50
中央体育館	六郷字安楽寺 287	体育館アリーナ	140
南体育館	飯詰字北中島 41	体育館アリーナ	120

火葬場

名称	所在地	電話番号	処理能力 (体/日)	使用燃料
南部斎場	六郷字小安門 1	84-2199	4	灯油
中央斎場	大仙市土川字小杉山沢ノ内乱場 1-1	73-7004	6	
北部斎場	仙北市岩瀬字鳥木沢 133	54-3228	4	

遺体の搜索、処理、埋葬のフロー



## 第26節 文教対策計画

[住民生活課、教育委員会]

### 第1 計画の方針

震災により文教施設が被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、災害の予防及び応急対策を実施して、園児、児童、生徒及び教職員の安全と教育活動の確保を図る。

### 第2 事前対策

園長及び校長等施設管理者は、災害の発生に備えて次の事前対策を実施する。

- 1 園児、児童、生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導、事後指導を実施してその周知を図るとともに、保護者との連絡方法、保護者への園児、児童、生徒の引き渡し方法を確立する。
- 2 教育委員会、警察署（交番、駐在所）、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- 3 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

### 第3 応急措置

園長、学校長等施設の管理者は、次の応急措置を実施する。

- 1 適切な緊急避難の指示をする。
- 2 災害の規模、園児、児童、生徒等及び施設の被害状況を把握し、速やかに町教育委員会へ報告する。
- 3 町教育委員会と調整のうえ、必要により臨時休校等の措置をする。
- 4 町教育委員会防災計画（震災対策）に基づき、災害状況に応じて適切に指導する。

### 第4 応急教育の実施

#### 1 文教施設の確保

- (1) 被災の程度により応急修理ができる場合は速やかに修理し、また校舎の一部が使用不可能の場合は特別教室、屋内体育施設等を使用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が使用不可能となった場合は、公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用する。
- (3) 教育施設が確保できない場合は、応急仮設校舎の建設を図る。

#### 2 教員の確保

被災により教員の確保ができない場合は、次のとおり措置する。

- (1) 少数の場合は学校内で調整する。
- (2) 学校内で調整できない場合は、町教育委員会内で調整する。
- (3) その他の場合は、県教育委員会へ要請する。

#### 3 被災園児、児童、生徒の保護

- (1) 被災地域の園児、児童、生徒に対しては、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。

(2) 災害によって危険となった場所については、事故等の防止について指導し徹底を図る。

#### 4 学校飼育動物の保護

- (1) 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。
- (3) 被災動物の飼料不足が発生しないよう、飼料調達に努める。

### 第5 学用品の調達、支給等

町は、園児、児童、生徒の住宅が被害を受け、就学上著しく支障のある者に対し次の措置を行う。

#### 1 教科書等の確保

教科書及び教科書以外の教材の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会へ報告する。

給付は災害発生の日から1ヶ月以内とし、教科書代金は教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する図書の実費とし、町教育委員会が支給する。

#### 2 文房具、通学用品等の支給

文房具、通学用品等を喪失又はき損し、災害のため直ちに入手困難な状態にある園児、児童、生徒の人員、品目等を調査把握し、確保に努める。

購入については必要分を町が一括購入し、町教育委員会が支給する。また、給付は災害発生の日から15日以内とする。

### 第6 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者（又は所有者）は直ちに消防本部等へ通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- 2 管理者（又は所有者）は被害状況を速やかに調査し、その結果を町へ報告する。その結果を県指定の文化財にあつては教育委員会生涯学習課を経由して県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては教育委員会生涯学習課、県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

[資料編 6-1 災害救助法による救助の程度等早見表、17-1 指定文化財の状況]



## 第 27 節 住宅応急対策計画

[建設課]

### 第 1 計画の方針

震災により住家が全壊（焼）又は流失して居住する住宅がなく、自らの資力で住宅を確保することができない被災者を収容するため応急仮設住宅を供与し、被災者用の住居として利用可能な町営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう体制を整備する。また、住家が半壊（焼）して自らの資力では応急修理をすることが困難な被災者については、日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

### 第 2 公営住宅等の利用

町は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受け入れ可能な町営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、被災地域の自治体から受け入れ要請があった場合には、迅速に入居手続きを行う。

なお、入居対象者及び入居者の選定については、次の応急仮設住宅の建設の場合に準ずることとする。

### 第 3 応急仮設住宅の建設

#### 1 実施機関

災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたときは町長が行う。また、災害救助法が適用されない場合にはこれに準じて町長が行う。

#### 2 応急仮設住宅の建設

災害により住宅を滅失し、自らの資力では住宅を確保することができない被災者を対象に建設する。

##### (1) 建設地

町は、応急仮設住宅の建設地を下記のとおりとし、県はその建設地の中から選定する。

地区	優先順位	名称	所在地	最大戸数
千畑地区	1	旧千畑中学校グラウンド	土崎字上野乙 205	750 戸
	2	千畑小学校グラウンド	土崎字上野乙 1-4	378 戸
	3	北運動公園野球場	土崎字上野乙 1-197	199 戸
六郷地区	1	美郷中学校グラウンド	六郷字押切 10	299 戸
	2	六郷小学校グラウンド	六郷字赤城 1	340 戸
	3	六郷東根運動広場	六郷東根字東明田地 271	358 戸
	4	本館農村公園	六郷字八幡 44-1	82 戸
仙南地区	1	美郷町宿泊交流施設グラウンド	飯詰字下鶴田 22	309 戸
	2	雁の里山本公園	飯詰字南西法寺 159	675 戸
	3	仙南小学校グラウンド	飯詰字轄町 26-1	351 戸

##### (2) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、雪害に耐える構造とす

る。また、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備、構造とする。

(3) 規模・費用

1戸あたりの規模、費用は災害救助法に定める基準によるが、被災者の家族構成及び資材の調達状況等により、規模及び費用の追加ができる。

(4) 建設の時期

災害発生の日から20日以内に着工する。

(5) 建設工事

所定の基準により知事が直接建設業者に発注するが、状況によっては知事の委任により、町長が町内の建設業者に協力を要請し、建設を行う。

### 3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

災害により被災し、自力で住宅を確保できない者であって、次のいずれにも該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力で住家を確保できない者

(2) 入居者の選定

町長は被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、その結果に基づき県が町の協力により入居者を選定する。また、県から委任された場合は町が選定を行う。

(3) 管理

県から委任された場合は町が行う。

(4) 供与の機関

住宅入居の日から2年以内とする。

## 第4 住宅の応急修理

### 1 実施機関

災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたときは町長が行う。

### 2 住宅の応急修理

災害により住宅が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。

(1) 修理の範囲

居室、炊事場及びトイレなど日常生活に必要最小限度の部分に対して行う。

(2) 修理の費用

応急修理に要する費用は災害救助法に定める額の範囲内とする。

(3) 修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

(5) 修理の方法

応急仮設住宅の建設方法に準じて現物給付をもって実施する。

## 第5 危険度判定

町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災住宅等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

### 1 被災者への説明

町は被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する。

### 2 活動要請

町は、関係団体に対し、被災後の判定活動の協力要請を行う。

### 3 報告

関係団体は、判定技術者に協力を要請し、取りまとめた判定活動結果を町に報告する。

## 第6 罹災証明書の交付

町は、住宅等の危険度判定が終了した被災者から順次罹災証明書を交付できるよう、罹災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど効率的な調査の実施に努める。

なお、県に対し、速やかに住宅被害の調査や罹災証明書の交付事務に係る市町村担当者向けの説明会を開催するよう要請できる。また、県は、開催に当たっては、ビデオ会議システムを活用するなど、より多くの担当者の参加が可能となるよう工夫に努める。

## 第7 災害時の二次災害の拡大防止対策

町は、必要に応じて、災害時に、事前に必要な手続きを踏まえた上で、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

[資料編 6-1 災害救助法による救助の程度等早見表]

## 第 28 節 流出油等の防除対策計画

[住民生活課]

### 第 1 計画の方針

地震等による油等危険物貯蔵施設の破損や倒壊等により危険物が流出した場合、町は防災関係機関及び関係事業所の対策に協力し、防除作業が速やかに実施できる協力体制を確立し、的確な防除措置の実施を図る。

### 第 2 流出油等の防除措置

町は、関係機関及び関係事業所等との密接な連携のもとに、それぞれが保有する人員、設備、資機材を活用して次の防除措置に協力する。

- 1 流出油等の拡散状況を調査する。
- 2 流出油等の拡散を防止する。
- 3 流出油等から発生する可燃性ガスの検知を実施する。
- 4 付近水面での火気使用禁止について周知徹底する。
- 5 付近住民に対し、火気使用を制限するとともに必要により避難の勧告又は指示を行う。
- 6 防除作業船、作業員及び資機材を確保する。
- 7 河川漂流油の回収を行う。
- 8 回収油等の処理を行う。

## 第 29 節 災害救助法の適用計画

[住民生活課、総務課]

### 第 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急的な救助を実施し、災害により被災した住民、又は被害を受けるおそれのある者に対し、知事は速やかに災害救助法を適用し、住民の保護と社会秩序の保全を図る。

### 第 2 災害救助法の適用基準

知事が災害救助法を適用する基準については、災害救助法施行令第 1 条に定めるところによるが、本町の適用基準は次のいずれかに該当する場合であり、町区域を単位として指定される。

- 1 同一の災害により、住家が滅失した世帯数が、次表の 1 号基準以上であること。
- 2 上記(1)には達しないが、被害地域が広範で、県内の住家のうち滅失した世帯数が 1,500 世帯以上であって、町の区域内の滅失した世帯数が次表の 2 号基準以上であること。

市町村名	人口	住家の滅失世帯数	
		1 号基準	2 号基準
美郷町	18,613 人	50 以上	25 以上

(注) 住家が滅失した世帯数は、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯については 2 世帯で 1 世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯で 1 世帯とみなす。

- 3 県の区域内で住家の滅失した世帯数が 7,000 世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生した場合や有毒ガス等で発生した場合等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ市町村の多数の世帯の住家が滅失した場合。
- 4 火山噴火や有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合や、船舶の沈没や爆発等の事故により多数の者が死傷した場合等、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。
- 5 災害が発生するおそれがある場合とは、国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

### 第 3 災害救助法の適用手続き

- 1 町長は、町の被害が「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、ただちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでに行った救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときは、あわせて法の適用を申請する。
- 2 知事は、町長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、町長及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）に情報を提供する。なお、県に災害対策本部が設置されている場合には、本部会議の審議を経て救助法を適用する。

- 3 知事は、法を適用したときは速やかにこれを告示する。当該救助を終了するときも、同様とする。
- 4 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待ついとまがないときは、法による救助に着手するとともに、その状況をただちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受ける。

#### 第4 災害救助法による救助の種類と救助（実施権限）の委任

災害救助法に基づく救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者
※指定避難所の設置	7日以内	知事（知事が事務委任した場合は町長）
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
※炊き出しその他による食品の供与	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
※災害にかかった者の救出	3日以内	〃
災害にかかった住宅の応急修理	3ヶ月以内	〃
※学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	〃
埋葬	10日以内	〃
死体の搜索	10日以内	〃
死体の処理	10日以内	〃
障害物の除去	10日以内完了	〃
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内	〃
実費弁償費		

なお、知事は救助の迅速、的確化を図るために必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を町長に委任することができる。県において実施することが困難と認められるもの（表中※）については、町があらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておく。

また、災害が発生するおそれがある場合の救助の種類は、避難所の供与とする。

#### 第5 従事命令

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を町長に委任された場合は、町長は、従事命令による応急業務を行う。

協力命令を除き、従事命令等を発令する場合は、公用令書を交付して行う。

##### 1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、救急救命士又は歯科衛生士
- (3) 土木技術者又は建築技術者

- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- (6) 自動車運送業者及びその従事者
- (7) 船舶運送業者及びその従事者
- (8) 港湾運送業者及びその従事者

## 2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

## 3 管理、使用、保管命令及び収用

救助のための管理、使用、収用できるもの、また保管させることができるもの。

ア 応急措置を実施するため、特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で、町長が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの。

イ 応急措置を実施するため、特に必要と認める物資で、町長がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

## 第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害発生直後における当面の応急対策及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理し、県総合防災課に報告する。

[資料編 6-1 災害救助法の救助の程度等早見表]

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 公共施設災害復旧事業計画

[全課・室・局、教育委員会]

#### 第1 計画の方針

震災復旧にあたっては、原形復旧にとどまらず、再度災害が発生するのを防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧の策定にあたっては災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から緊急度の高い順に復旧にあたり、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮する。

#### 第2 対策

##### 1 公共土木施設災害復旧計画

###### (1) 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は、被災後直ちに応急復旧工事に着手し、災害の防除と併せ、交通安全の見地からみた工法により復旧工事を行う。

###### (2) 河川災害復旧計画

町内河川の特性を十分検討して災害の原因を探り、県に対しては、再度災害の防止や関連事業等を含めた一連の計画のもとに復旧工事を要望する。

##### 2 農林水産施設災害復旧計画

###### (1) 農地農業用施設災害復旧計画

本町における農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流出又は水とともに押し流された土砂の埋堆等によって生ずる農地の壊廃が考えられる。

また、農業用施設の災害は、用排水路の溝畔及びため池、堤防、農道の決壊等が考えられる。

これら、農地農業用施設の災害については、これまで原型復旧に重点を置いて復旧がなされてきたが、投資効果の発揮、再度災害の防止等も十分反映させた一連の計画を立案し、復旧工事等を実施する。

###### (2) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、森林組合、その他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場等政令で定められた施設が一定規模の被害を受けた場合は、国庫補助を活用し災害復旧を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

##### 3 社会福祉施設災害復旧計画

社会福祉施設、児童福祉施設の性格上緊急を要するため、工事に必要な資金は国・県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を活用し早急に復旧を図るとともに、施設設置場所の



選定にあたっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造とする。

#### 4 学校教育施設災害復旧事業計画

多数の児童・生徒を収容する学校施設等の災害は、その生命の保護並びに正常な教育の実施の観点から迅速かつ適切に復旧する必要がある。特に、学校は非常災害時において地域住民の緊急避難施設となることもあるため、復旧計画の立案にあたっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに、災害防止機能も併せ持つ施設の施工を検討する。
- (2) 災害防止上、特に必要があれば設置箇所の移転等も考慮する。

#### 5 その他施設の災害復旧事業計画

施設の種類、用途、特性等について慎重に検討を重ね、再度災害の防止に重点を置き適切な災害復旧を図る。

### 第3 国・県による復旧工事の代行

#### 1 県管理道路又は町管理道路の災害復旧工事における権限代行制度

国は、県管理道路又は町管理道路について、県又は町から要請があり、かつ当該県等又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県管理道路又は町管理道路の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

#### 2 町道の災害復旧工事における権限代行制度

県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

#### 3 河川災害復旧工事等における権限代行制度

##### (1) 河川の災害復旧工事等

###### ア 県管理河川

国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を知事に代わって行うことが適当と認められるとき、国の事務の遂行に支障のない範囲である場合に限り、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

###### イ 町管理河川

国は、町長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代

わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 河川の埋塞に係る維持

国は、災害が発生した場合において、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、知事又は町長から要請があり、かつ県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

## 第2節 財政負担に関する計画

[全課・室・局、教育委員会]  
(秋田県地域防災計画より抜粋)

### 第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策、災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分任するものであり、当然それに要する経費はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは地方財政の混乱を招き、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるため、法令の規定に基づき又は予算上の措置により、財政負担適正化のため所要の措置を講ずる。

### 第2 対策

#### 1 費用の負担範囲

##### (1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する経費は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

##### (2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した経費は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。ただし、一時繰り替え支弁を求めることができる。

##### (3) 知事の指示に基づいて市町村が実施した費用

知事の指示に基づいて市町村が実施した応急措置のため要した経費及び応援のために要した費用のうちで、指示又は応援を受けた市町村に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて、政令で定めるところにより県が一部又は全部を負担する。

#### 2 国が負担又は補助範囲

##### (1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する経費については、法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

##### (2) 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市町村長又は知事が実施した応急措置のために要した経費のうちで、当該市町村又は県に負担させることが不適當なもので、政令で定めるものについては、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

##### (3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する経費は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

#### (4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、第7節「激甚災害の指定に関する計画」による。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても、「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律」第2条にいう激甚災害と指定される。

### 3 災害対策基金

地方公共団体は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため災害救助法第37条の災害救助基金についての規定、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

### 4 起債の特例

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金において総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合。
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する経費で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合。
- (3) 上記(1)(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

### 5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

## 第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

[商工観光交流課]

### 第1 計画の方針

被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業が再開できるように、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

### 第2 実施体制

町は、県が設置し、被災市町村も構成機関となる「地域経済復興支援対策本部」を中心として、被災中小企業者等を総合的に支援する。

「地域経済復興支援対策本部構成機関」

- 1 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- 2 被災市町村
- 3 秋田県信用保証協会
- 4 金融機関（各政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- 5 （公財）あきた企業活性化センター
- 6 秋田県商工会連合会
- 7 秋田県商工会議所連合会
- 8 秋田県中小企業団体中央会

### 第3 復興事業の促進

町は、被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼働可能設備等の確認及び受発注のあっせん
- 5 原材料入手経路、販売ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

## 第4節 農林漁業経営安定計画

[農政課]

### 第1 計画の方針

町は、被災農林業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要の把握に努め、県等が行う融資制度等が受けられるよう支援する。

### 第2 日本政策金融公庫資金

被災農林業者等に対し、農林業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。町は、制度の周知を図り、窓口となって被災農林業者の生活安定を支援する。

#### 1 農業関係

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農業の共同利用施設資金
- (5) 農業の主務大臣指定施設資金
- (6) 農林漁業セーフティネット資金

#### 2 林業関係

- (1) 造林資金
- (2) 林道資金
- (3) 林業の共同利用施設資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 林務の主務大臣指定施設資金

### 第3 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び市町村が農協系統金融機関や銀行に対し利子補給を行い、再生産確保のため経営資金等を融資する。

なお、貸付限度、償還期限等については、天災の都度、政令で決定する。

## 第5節 被災者の生活確保

[住民生活課、総務課、福祉保健課、税務課]

### 第1 計画の方針

町は県、関係機関と連携し地震により被害を受けた地域の民生を安定させ、また生活確保のため、生活福祉資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険金、貸付金等の非常即時払い、保険料の払込猶予期間の延伸等の非常取り扱い、郵便貯金非常払い渡し、住宅資金貸付金、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講ずる。

### 第2 対策

#### 1 社会秩序の維持、物価安定等の支援に関する総合的・効率的な活動

##### (1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺において、町は警察の対策に協力し、又は地域のパトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな安全確保に努める。

##### (2) 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品の物価が高騰しないよう、又は買占め、売り惜しみが生じないよう監視する。

##### (3) 被災者支援の総合的・効率的な実施

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

#### 2 生業資金等の貸付

##### (1) 災害援護資金の貸付

###### ア 貸付の対象

災害救助法が適用され、世帯主が負傷、住居又は家財が損害を受けた世帯で、世帯員の所得の合計額が政令で定める金額に満たない世帯主。

###### イ 借入の手続き

町長に借入申込書及びその他の書類を提出する。

###### ウ 貸付限度額、償還期間等

貸付限度額 350万円

償還期間 10年（うち据置期間3年）

貸付利率 年3%（据置期間中は無利子）

##### (2) 生活福祉資金による災害援護資金の貸付

###### ア 貸付の対象

火災や風水害等で住居や家財に被害を受けた低所得世帯

###### イ 借入の手続き

区域担当の民生児童委員を通じ、町社会福祉協議会に借入申込書を提出する。

- ウ 貸付限度額、償還期間等
  - 貸付限度額 150万円以内
  - 償還期間 7年以内（うち措置期間6ヶ月以内）
  - 貸付利率 年1.5%（保証人がいる場合は無利子）

### （3）母子寡婦福祉資金の貸付

#### ア 貸付の対象

配偶者のいない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者、及び「母子及び寡婦福祉資金法」の対象になっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

#### イ 借入の手続き

町備え付けの貸付申込書に関係書類を添付し、町を経由して県に申請する。

#### ウ 貸付金の種類

- a 事業開始資金
- b 事業継続資金
- c 住宅資金
- d 技能習得資金
- e 生活資金
- f 就職支度金
- g 修学資金
- h 転宅資金
- i 就学支度資金
- j 修業資金
- k 医療介護資金
- l 結婚資金

### （4）恩給・共済年金担保貸付資金

#### ア 借入の手続き

日本政策金融公庫備え付けの貸付申込書に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫へ提出する。

#### イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給・共済年金年額の3年分以内の額、ただし最高は、250万円以内とする。

償還期限 4年以内

利率 年0.38%

## 3 被害者に対する職業斡旋等

町は、大曲公共職業安定所と協力し、適職への早期就職斡旋に努める。

### （1）通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業を希望する者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、臨時（日雇いを含む）求人の開拓を実施する。



- (2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設
  - ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
  - イ 指定緊急避難場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。
- (3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

#### 4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

##### (1) 国税の徴収猶予及び減免等

- ア 災害等による期限の延長
- イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予

##### (2) 県税の減免及び期限延長

- ア 県税の減免
- イ 各種期限の延長

##### (3) 町税の減免等の措置

町は、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに期限の延長について、条例の定めるところによって必要な措置をとる。

#### 5 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構融資の斡旋

##### (1) 公営住宅の建設

災害により住居を滅失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、町及び県は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅戸数が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

##### (2) 住宅金融支援機構融資の斡旋

町及び県は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復旧資金の借入の促進を図る。

#### 6 生活必需物資、災害復旧用資機材の確保

防災に関係のある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送に努める。

## 7 災害弔慰金の支給等

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定により条例を定めており、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行う。

### (1) 災害弔慰金の支給

条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給に関する法律施行令で定める暴風、洪水、地震その他の自然現象による災害で死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

### (2) 災害見舞金の支給

条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給に関する法律施行令で定める暴風、洪水、地震その他の自然現象による災害で負傷又は疾病が原因で障害が残った者に対して災害見舞金を支給する。

## 8 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援金法）

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

### (1) 法適用の条件

#### ア 対象となる自然災害

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- d 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、a～bに隣接する市町村（人口10万人以下に限る）

#### イ 支給対象世帯

- a 住宅が全壊した世帯、あるいは住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯、災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- b 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

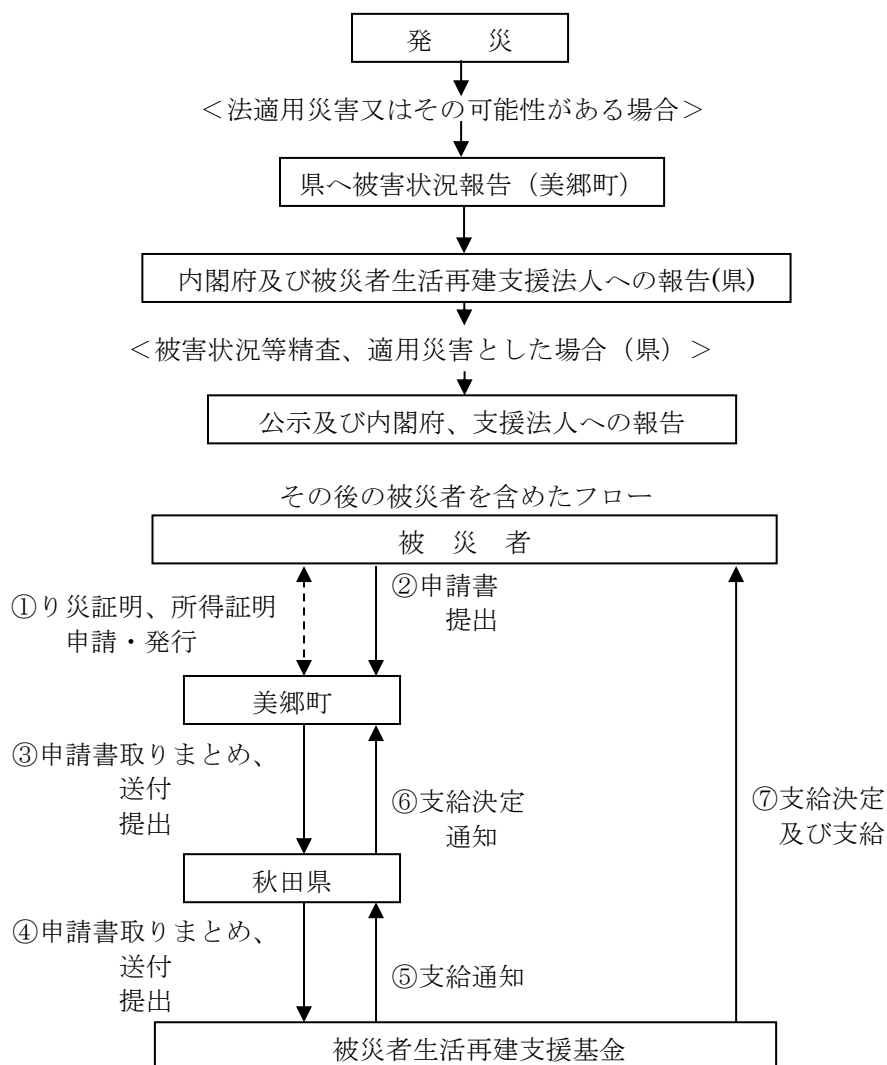
(2) 支給の条件

ア 支給金額

(単位：万円)

区 分		基礎支援額 住宅の被害程度	加算支援額 住宅の再建方法	合 計
複数世帯 の場合 (単数世帯 の場合)	全壊世帯	100 (75)	建設・購入 200 (150)	300 (225)
			補修 100 (75)	200 (150)
			賃貸 50 (37.5)	150 (112.5)
	大規模世帯	50 (37.5)	建設・購入 200 (150)	250 (187.5)
			補修 100 (75)	150 (112.5)
			賃貸 50 (37.5)	100 (75)

被災者生活再建フロー



## 第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

[住民生活課、総務課、福祉保健課]

### 第1 計画の方針

地震災害等による被災者の生活を支援するため、救援物資、義援金を町や県及び関係機関が被災者に対し迅速かつ適切な配分を行う体制を整備する。

### 第2 受入体制

#### 1 受付窓口の設置等

大規模な地震等が発生した場合、国内外から多くの救援物資や義援金が送られてくること  
が予想されるため、町や県、日赤支部は受付窓口を設置する。

また、報道機関などの関係機関は必要に応じ義援金の募集を行うとともに、受付窓口や問  
合わせ窓口を設置する。

#### 2 保管場所の確保等

受け付けた義援金は、専用の預貯金口座を設け、払い出しまでの間預貯金を保管するとと  
もに、一般から受領した義援金は寄託者へ受領書を発行する。救援物資については、大量の  
救援物資が送られてくることを予想して一時保管場所を確保する。

町及び県は、被災者に必要な物資が迅速に届くよう、輸送機関の協力を得て一時保管場所  
や指定避難所等への輸送方法を迅速に定める。

### 第3 配分

#### 1 救援物資

町や県、日赤県支部、県共同募金会、社会福祉センター、災害ボランティアセンター等は  
被災者に必要な物資が届くよう、各指定避難所又は指定緊急避難場所でのニーズを把握し、  
適正な配分に努める。

#### 2 義援金

義援金の配分については、町や県、日赤県支部、県共同募金会及び関係機関からなる義援  
金配分委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで迅速に行う。

なお、寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において  
寄託者の指定先に配分する。

#### 3 配分の公表

町や県は、義援金収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

## 第7節 激甚災害の指定に関する計画

[住民生活課、総務課、建設課、農政課、福祉保健課、教育委員会]

### 第1 計画の方針

大地震の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定める。

### 第2 対策

#### 1 激甚災害に関する調査

知事は、市町村の被害状況を検討のうえ激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に速やかに必要な調査をさせる。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査に協力する。

#### 2 激甚災害指定の促進

知事は激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

### 第3 災害復旧事業計画

町は、各防災関係機関と協力して被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、復旧事業が的確に実施できるよう努める。

また、復旧事業計画の策定にあたっては、関係機関相互に十分連絡を図り、災害の原因、被災地の状況及び社会経済的影響を総合的に検討し、再度災害の防止を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

#### 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- (9) 知的障害者更正施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症予防施設災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
  - ア 公共施設区域内の排除事業
  - イ 公共施設区域外の排除事業
- (14) たん水排除事業

## 2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法

## 3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- (2) 小規模事業者等設備導入資金等助成法による貸付金の償還期間の特例
- (3) 共同事業組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

## 4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 日本私学振興財団の業務の特例
- (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- (5) 母子寡婦資金に関する国の貸付の特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) り災者公営住宅建設資金の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金の特例
- (9) 公共土木施設、公立学校、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (10) 失業保険法第8条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業保険の支給

## 第4 復旧事業の促進

町は、県及び関係機関と密接な協力のもとに、被災地の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努める。

[資料編 6-3 激甚災害指定事務手続き]

沿革		
平成 7 年	旧六郷町修正	
平成 14 年	旧千畑町修正	
平成 14 年	旧仙南村修正	
平成 18 年	美郷町	作成
平成 24 年	美郷町	修正
平成 26 年	美郷町	修正
平成 27 年	美郷町	修正
平成 29 年	美郷町	修正
令和 5 年	美郷町	修正

# 一般災害対策編

## 目次

### 第1章 総則

第1節	計画の目的	3
第2節	計画の性格及び構成	3
第3節	美郷町防災会議	3
第1	防災会議の目的	
第2	防災会議の組織	
第3	所掌事務	
第4節	防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱	3
第1	防災関係機関の責務	
第2	防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	
第5節	美郷町の概況	3
第1	美郷町の概況	
第2	既往の地震被害	
第3	活断層調査	
第6節	一般災害想定	3
第1	基本的な考え方	

### 第2章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及計画	4
第1	計画の方針	
第2	防災関係職員に対する防災教育	
第3	一般住民に対する防災知識の普及	
第4	学校等を通じた防災知識の普及	
第5	防災上重要な施設の管理者等の教育	
第6	災害予防に関する普及・啓発運動	

第7	防災に関する意識調査	
<b>第2節</b>	<b>自主防災意識・防災技術の啓発育成計画</b>	<b>4</b>
第1	計画の方針	
第2	地域住民等の自主防災意識の強化	
第3	事業所の自衛消防組織等	
<b>第3節</b>	<b>防災訓練計画</b>	<b>4</b>
第1	計画の方針	
第2	現況	
第3	訓練の区分	
第4	訓練の種別	
第5	訓練の実施と事後評価	
<b>第4節</b>	<b>災害情報の収集・伝達計画</b>	<b>4</b>
第1	計画の方針	
第2	情報収集・伝達体制	
<b>第5節</b>	<b>通信及び放送施設災害予防計画</b>	<b>4</b>
第1	計画の方針	
第2	町の通信施設	
第3	秋田県総合防災情報システム	
<b>第6節</b>	<b>水害予防計画</b>	<b>4</b>
第1	計画の方針	
第2	河川施設	
第3	ダム施設	
第4	ため池施設	
第5	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第6	洪水ハザードマップの作成等	
第7	洪水等に対する発令基準の設定等	
<b>第7節</b>	<b>火災予防計画</b>	<b>8</b>
第1	計画の方針	
第2	一般火災	
第3	林野火災	
<b>第8節</b>	<b>危険物施設等災害予防計画</b>	<b>11</b>
第1	計画の方針	
第2	危険物	
第3	火薬類	
第4	高圧ガス、都市ガス	
第5	L P ガス	
第6	毒物、劇物	
第7	危険物等運搬車両	
<b>第9節</b>	<b>建造物等災害予防計画</b>	<b>11</b>



第1	計画の方針	
第2	公共建造物	
第3	一般の建造物	
第4	ブロックべい、石べい等	
第5	家具等の転倒防止	
第6	液状化対策等	
<b>第10節</b>	<b>土砂災害予防計画</b>	<b>11</b>
第1	計画の方針	
第2	地すべり	
第3	急傾斜地	
第4	土石流	
第5	土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）	
第6	土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）	
第7	山地	
第8	雪崩	
第9	警戒避難体制等の整備	
第10	災害危険区域からの住宅移転	
第11	連絡調整体制の整備	
<b>第11節</b>	<b>公共施設災害予防計画</b>	<b>11</b>
第1	計画の方針	
第2	道路及び橋梁	
第3	水道施設	
第4	下水道施設	
第5	電気施設	
第6	鉄道施設	
第7	社会公共施設等	
第8	その他	
<b>第12節</b>	<b>風害予防計画</b>	<b>11</b>
第1	計画の方針	
第2	台風等	
<b>第13節</b>	<b>雪害予防計画</b>	<b>13</b>
第1	計画の方針	
第2	冬期交通路の確保	
第3	雪崩防止対策	
第4	保健衛生及び医療対策	
第5	民生対策	
第6	農林漁業対策	
第7	文教対策	
<b>第14節</b>	<b>農林業災害予防計画</b>	<b>19</b>

第1	計画の方針	
第2	農地及び農業用施設等	
第3	農作物	
第4	農林災害対策	
<b>第15節</b>	<b>避難計画</b>	<b>22</b>
第1	計画の方針	
第2	指定緊急避難場所、指定避難所等	
<b>第16節</b>	<b>医療計画</b>	<b>23</b>
第1	計画の方針	
第2	初期医療体制の整備	
第3	後方医療体制の整備	
第4	搬送体制の整備	
第5	広域的救護活動	
第6	その他	
<b>第17節</b>	<b>文化財災害予防計画</b>	<b>23</b>
第1	計画の方針	
第2	文化財	
第3	史跡・名勝・天然記念物等	
第4	被災古文書等の保全	
<b>第18節</b>	<b>要配慮者の安全確保に関する計画</b>	<b>23</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
<b>第19節</b>	<b>ボランティア活動と支援計画</b>	<b>23</b>
第1	計画の方針	
第2	災害ボランティアの活動分野	
<b>第20節</b>	<b>広域応援体制の整備</b>	<b>23</b>
第1	計画の方針	
第2	相互応援協定	
<b>第21節</b>	<b>災害時の生活関連物資等の確保に関する計画</b>	<b>23</b>
第1	計画の方針	
第2	公的備蓄の推進	
第3	生活関連物資等の確保	
第4	備蓄庫の配置	
第5	救援物資の事前準備と受入及び配分	
<b>第3章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>活動体制計画</b>	<b>24</b>
第1	計画の方針	
第2	防災活動体制	
第3	美郷町災害対策本部等	

第4	美郷町災害対策本部等の運営の基本事項	
<b>第2節</b>	<b>職員の動員体制</b>	<b>32</b>
第1	職員動員の基本事項	
第2	職員の心得	
第3	指定職員及び動員計画	
第4	初動活動	
第5	応援要請等	
第6	職員の派遣	
第7	応急措置の代行	
第8	応急公用負担	
<b>第3節</b>	<b>自衛隊災害派遣計画</b>	<b>38</b>
第1	計画の方針	
第2	災害派遣の対象	
第3	派遣要請の範囲	
第4	災害派遣要請の手続き	
第5	災害派遣に伴う措置	
第6	その他	
<b>第4節</b>	<b>気象予報等の発表及び伝達計画</b>	<b>39</b>
第1	計画の方針	
第2	気象注意報、警報等の種類と発表基準	
第3	水防警報	
第4	火災警報	
第5	気象予警報等の伝達と周知	
<b>第5節</b>	<b>災害情報の収集、伝達計画</b>	<b>42</b>
第1	計画の方針	
第2	情報収集体制及び伝達	
第3	水防警報、水防指令の伝達系統	
第4	被害報告の対象	
第5	被害報告要領	
<b>第6節</b>	<b>通信運用計画</b>	<b>45</b>
第1	計画の方針	
第2	通常時における通信連絡	
第3	非常時における通信連絡	
<b>第7節</b>	<b>広報及び公聴計画</b>	<b>45</b>
第1	計画の方針	
第2	広報の内容	
第3	広報の手段	
第4	報道機関等への広報	
第5	災害時の公聴活動	

<b>第 8 節</b>	<b>避難対策計画</b>	<b>4 5</b>
第 1	計画の方針	
第 2	避難指示等及び警戒区域設定の責任者	
第 3	避難指示及緊急安全確保の要領	
第 4	避難の方法	
第 5	指定避難所の開設及び運営	
第 6	警戒区域の設定	
<b>第 9 節</b>	<b>消防・救助活動計画</b>	<b>4 5</b>
第 1	計画の方針	
第 2	消防活動	
第 3	救助活動	
<b>第 1 0 節</b>	<b>消防防災ヘリコプターの活用計画</b>	<b>4 5</b>
第 1	計画の方針	
第 2	県消防防災ヘリコプターの緊急運航	
第 3	県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続き等	
<b>第 1 1 節</b>	<b>水防活動計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
<b>第 1 2 節</b>	<b>災害警備計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	災害警備	
<b>第 1 3 節</b>	<b>輸送計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	輸送網の確保	
第 3	道路の交通規制	
第 4	輸送	
第 5	緊急輸送	
<b>第 1 4 節</b>	<b>給食・給水計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	給食	
第 3	給水	
第 4	住民及び自主防災組織の給水対策	
第 5	水道施設の応急復旧	
<b>第 1 5 節</b>	<b>生活必需物資等供給対策計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	生活必需品の確保と輸送	
第 3	生活必需品の配分方法	
第 4	救援物資の調達・輸送・供給計画	
<b>第 1 6 節</b>	<b>医療救護計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	

第2	医療救護活動	
第3	備蓄医薬品の供給確保	
第4	搬送	
第5	災害・救急医療情報システムの活用	
第6	県の対応	
<b>第17節</b>	<b>災害ボランティアの派遣・受入計画</b>	<b>46</b>
第1	計画の方針	
第2	災害発生時の体制	
第3	災害ボランティアの派遣・受入	
第4	災害ボランティアの派遣・受入にあたっての基本事項	
<b>第18節</b>	<b>公共施設等の応急復旧計画</b>	<b>46</b>
第1	計画の方針	
第2	道路及び橋梁施設	
第3	鉄道施設	
第4	社会公共施設	
<b>第19節</b>	<b>ライフライン施設応急対策計画</b>	<b>46</b>
第1	計画の方針	
第2	電気施設	
第3	水道施設	
第4	下水道等施設	
第5	電信電話施設	
<b>第20節</b>	<b>危険物施設等応急対策計画</b>	<b>46</b>
第1	計画の方針	
第2	危険物	
第3	火薬類	
第4	LPガス	
第5	毒物、劇物	
<b>第21節</b>	<b>危険物等運搬車両事故対策計画</b>	<b>46</b>
第1	計画の方針	
第2	漏えい等の防除措置	
第3	実施の要領	
<b>第22節</b>	<b>防疫・保健衛生計画</b>	<b>46</b>
第1	計画の方針	
第2	防疫	
第3	食品衛生監視	
第4	防疫用薬品、資器材等の調達等	
<b>第23節</b>	<b>動物の管理計画</b>	<b>46</b>
第1	計画の方針	
第2	災害発生時における災害応急対策	

<b>第 2 4 節</b>	<b>廃棄物処理計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	ごみ処理	
第 3	し尿処理	
第 4	死亡獣畜処理	
第 5	廃棄物の処理、施設の応急復旧	
<b>第 2 5 節</b>	<b>遺体の捜索、処置、埋火葬計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	遺体の捜索	
第 3	遺体の処置	
第 4	遺体の埋葬	
第 5	費用	
<b>第 2 6 節</b>	<b>文教対策計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	事前対策	
第 3	応急措置	
第 4	応急教育の実施	
第 5	学用品の調達、支給等	
第 6	文化財の保護	
<b>第 2 7 節</b>	<b>住宅応急対策計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	公営住宅等の利用	
第 3	応急仮設住宅の建設	
第 4	住宅の応急修理	
第 5	危険度判定	
第 6	罹災証明書の交付	
第 7	災害時の二次災害の拡大防止対策	
<b>第 2 8 節</b>	<b>流出油等の防除対策計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	流出油等の防除措置	
<b>第 2 9 節</b>	<b>災害救助法の適用計画</b>	<b>4 6</b>
第 1	計画の方針	
第 2	災害救助法の適用基準	
第 3	災害救助法の適用手続き	
第 4	災害救助法による救助の種類と救助（実施権限）の委任	
第 5	従事命令	
第 6	救助の実施状況の記録及び報告	
<b>第 4 章</b>	<b>災害復旧計画</b>	
第 1 節	公共施設災害復旧事業計画	4 7

第1	計画の方針	
第2	対策	
第3	国・県による復旧工事の代行	
<b>第2節</b>	<b>財政負担に関する計画</b>	<b>47</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
<b>第3節</b>	<b>被災中小企業の振興等経済復興支援計画</b>	<b>47</b>
第1	計画の方針	
第2	実施体制	
第3	復興事業の促進	
<b>第4節</b>	<b>農林漁業経営安定計画</b>	<b>47</b>
第1	計画の方針	
第2	日本政策金融公庫資金	
第3	天災融資法による災害経営資金	
<b>第5節</b>	<b>被災者の生活確保</b>	<b>47</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
<b>第6節</b>	<b>救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画</b>	<b>47</b>
第1	計画の方針	
第2	受入体制	
第3	配分	
<b>第7節</b>	<b>激甚災害の指定に関する計画</b>	<b>47</b>
第1	計画の方針	
第2	対策	
第3	災害復旧事業計画	
第4	復旧事業の促進	





# 一 般 災 害 対 策 編

一般災害対策編について

近年の大規模な災害経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、豪雨、豪雪、台風、洪水等の一般災害に対して、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として、災害への対応力を充実することが地域の防災力を強化することにつながるものと考えられる。

これらを鑑み、「美郷町地域防災計画」は、「震災対策編」を主計画とし、「一般災害対策編」は、震災対策編と異なる内容を持つもののみを記述することとした。

# 第1章 総 則

- 第1節 計画の目的 【震災対策編 P3】
- 第2節 計画の性格及び構成 【震災対策編 P6】
- 第3節 美郷町防災会議 【震災対策編 P7】
- 第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱 【震災対策編 P8】
- 第5節 美郷町の概況 【震災対策編 P14】

「第1章 総則」のうち、上記各節については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。

## 第6節 一般災害想定

### 第1 基本的な考え方

本町では、被害の大小にかかわらず、たびたび豪雨、豪雪、台風、洪水等の災害に見舞われている。このことから、この計画の策定にあたっては本町における地勢、地質、気象等の自然条件及び人口、都市化の進展、産業構造の変化等の社会的条件並びに過去における各種の災害発生状況を勘案し、今後発生しうる災害を想定しこれを基礎としている。

一般災害として想定した災害は次のとおりである。

- 1 台風
- 2 大雨、洪水等の水害
- 3 土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害
- 4 大雪、融雪被害
- 5 大規模火災
- 6 危険物の漏えい
- 7 感染症の拡大

## 第2章 災害予防計画

- 第1節 防災知識の普及計画 【震災対策編 P25】
- 第2節 自主防災意識・防災技術の啓発育成計画 【震災対策編 P29】
- 第3節 防災訓練計画 【震災対策編 P31】
- 第4節 災害情報の収集・伝達計画 【震災対策編 P34】
- 第5節 通信及び放送施設災害予防計画 【震災対策編 P36】

「第2章 災害予防計画」のうち、上記各節については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。

### 第6節 水害予防計画

[住民生活課、建設課、農政課]

#### 第1 計画の方針

災害の発生により、河川、ダム、ため池等の施設が損壊し又は破損した場合は、水害となつて大きな被害をもたらすおそれがあり、施設の管理者及び水防管理団体は、管理計画及び水防計画に基づき、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、施設の改修促進を図る。

また、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討し、防災・減災目標を設定するよう努める。

#### 第2 河川施設

##### 1 現況

本町の河川は、東部の急峻な山地から発しているため、急流のうえ荒廃溪流が多く、豪雨時や融雪期には多量の土砂を生産流送し、土石流による災害が懸念されている。

本町は水防管理団体に指定されており、県管理の対象河川は、矢島川・赤倉川・出川・上総川の4河川、本堂城回字吉清水、浪花字一丈木、千屋字小森、野荒町字箆林、下深井字南谷地、六郷字大町、野荒町字町ノ内の8地区に渡る。防ぎょ対象は家屋15戸、田畑192ha、水防工法は積土のう工である。また、国管理の雄物川流域は、金沢西根字中大久保及び下大久保、下万願寺の3地区に渡り、防ぎょ対象は家屋15戸、田畑50ha、水防工法は積土のう工である。

また、浸水洪水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情

報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

## 2 対策

### (1) 河川改修、砂防工事の促進

一級河川及び砂防指定河川は県の管理となっており、未改修区間については引き続き早期改修を働きかける。

普通河川及び小河川等については、用排水改良事業、土地改良事業、下水道事業等の関連により、体系的な改修を促進し、災害防止と河川保護を図る。

### (2) 住民への周知

重要水防箇所等危険箇所を住民に周知し、住民も含めた監視体制をもとに、迅速な避難体制がとれるように努める。

### (3) 河川巡視

大雨や融雪等の予警報が発令された場合には、職員、消防団、土地改良区等と連携して河川のパトロールを実施するほか、定期的に河川施設、用排水路施設等の点検を行う。

### (4) 集中降雨対策

短時間の多量の降雨に対処するため、側溝、雨水路の清掃、整備対策を講じる。

### (5) 宅地開発等の雨水対策

宅地開発指導要綱等により、雨水対策に万全を期する。

[資料編 9-4 水防警報警戒区域、9-5 重要水防区域秋田県重要水防区域一覧  
9-11 避難指示等の発令等に着目したタイムライン]

## 第3 ダム施設

### 1 現況

ダム施設については管理者が操作規則に基づき施設の防護に万全を図っている。

### 2 対策

- (1) 災害発生後には直ちにダム本体や取付部周辺地山、貯水池周辺地山の臨時点検を行い、異常の有無を確認する。
- (2) ダム操作により下流の水位が変化するおそれのある場合は、関係機関へ通知するとともに、一般住民に対し警報を発令する。

## 第4 ため池施設

### 1 現況

町内における農業用ため池（受益面積0.5ha以上等）は50箇所確認されており、その多くは築造年代が古く、年々老朽化が進行しているほか、高齢化や担い手不足により管理体制が弱まっているものもあることから、決壊した場合、下流へ大きな被害をもたらすおそれのあるため池25箇所を「防災重点農業用ため池」として指定し、ため池の点検、維持管理体制の強化に努める。

## 2 対策

- (1) 県が実施したため池一斉点検や耐震性調査の結果を活用し、現状の把握と住民に対して適切な情報提供を図る。
- (2) 耐震性能の不足や老朽化したため池は、県又は管理団体等に対し、貯水制限や監視体制の強化、補強、改修を要望していく。
- (3) 農業用ため池の管理者は、常に施設の安全点検を行うとともに、震度 4 以上の地震が発生したときはただちに施設の緊急点検を実施し、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施し、また、被災を確認した場合は関係機関へ通報するとともに決壊防止に努める。

[資料編 7-14 決壊した場合大きな被害をもたらすおそれがあるため池（防災重点ため池）]

## 第5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項
- ③ 洪水に係る避難訓練に関する事項
- ④ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ⑤ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
  - ロ 要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
  - ハ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

## 第6 洪水ハザードマップの作成等

住民、滞在者その他の者に周知させるため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講じる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル 4 で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味

の理解の促進に努める。

## 第7 洪水等に対する発令基準の設定等

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等、水位周知下水道については、雨量情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報等の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、町に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

## 第7節 火災予防計画

[住民生活課、農政課]

### 第1 計画の方針

都市化の進展、産業構造変化と就業場所の拡散、少子高齢化等のほか、自動車や冬期の石油暖房の普及等とそれともなう危険物の増加、レジャー等による入山の増加などもあり、火災発生の危険性が増加している。これらに対処するため、町は消防施設整備の充実、消防団員の教育訓練等で消防能力の向上を図るとともに、事業所を含めた住民の防火思想の普及や予防査察を実施して、火災の未然防止を図る。

### 第2 一般火災

#### 1 現況

町及び消防機関が一体となって、消防力の充実強化と消防団の組織化及び事業所を含めた住民に対する防火思想の普及等失火の未然防止に努めている。

#### 2 対策

消防体制を充実強化するために次の対策を推進する。

##### (1) 消防力の強化

消防団員の定数充足、消防施設及び資機材を整備し消防力を強化する。また、町内における消防水利未整備区域を調査し、貯水槽、防火水槽、ポンプ積載車、消火器等の計画的整備に努める。

##### (2) 火災警報の発令

町長は、知事から消防法第22条に定める火災の予防上危険な気象状況の通報（火災気象通報）を受けた場合のほか、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。なお、火災気象通報及び火災警報は、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部の発令基準により発令する。

区分	基準	周知の方法	対象
火災気象 通報	1 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下の見込みのとき。 2 実行湿度 70%以下で、平均風速 8m/s 以上の見込みのとき 3 平均風速 10m/s 以上の見込みのとき。	防災行政無線、広報車	住民への周知
火災警報	1 最小湿度 40%以下、実効湿度 60%以下で、最大風速 10m/s 以上が予想されるとき。 2 実効湿度 65%以下、平均風速 13m/s 以上が予想されるとき。	防災行政無線、広報車 サイレン	地域内パトロール 消防団員 1/3 待機

##### (3) 予防査察

消防関係機関は、火災予防の徹底を期するため防火対象物、危険物製造所等特殊防火対象



物に対して随時又は定期的に立入検査を実施し、防火管理の指導、消防用施設等の改善勧告を行う。

(4) 防火管理者制度の指導

消防関係機関と協力し、学校、医療機関、工場、特殊建築物等における防火管理者制度及び業務について指導を徹底する。

(5) 自主防災組織の充実

災害時における災害応急活動の円滑かつ迅速な対応を図るため、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を奨励し、隣人相互扶助の精神に基づく協力体制の確立を図る。

(6) 出火防止及び初期消火の周知徹底

住民や自主防災組織に対して、出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火バケツの備え付けと水の汲み置きについて指導し、初期消火について周知徹底を図る。

(7) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例等について周知徹底する。

(8) 予防消防の充実

関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事を通して、防火思想、知識の普及を図る。  
事業所等については、防火管理者が消防計画を作成し、当該訓練に基づく消火訓練、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止、初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

[資料編 8-1 美郷町防火対象物数]

### 第3 林野火災

#### 1 現況

町土の43.9%を占める林野を火災から守るため、町は、国、県及び森林組合等関係機関と協力して火災の未然防止に努めている。

#### 2 対策

林野火災は、人為的失火によるものが大部分であるので、町は、国、県等関係機関と協力して次の対策を推進する。

(1) 広報宣伝の充実

山火事が発生するおそれのある時期に重点的に広報宣伝を行い、山火事予防思想の徹底普及を図る。

- ア 山火事予防運動（4月1日～5月31日）の実施
- イ ポスター、看板等の設置
- ウ 学校教育を通じての山火事予防思想の普及
- エ 報道機関を通じての啓発宣伝

(2) 林野火災予防施設の整備

林野火災の未然防止並びに延焼防止に資するため、次の施設の整備を行う。

- ア 喫煙、焚き火のできる休憩所等の設置
- イ 消防車両が通行可能な車道の整備
- ウ 防火線として活用できる歩道の整備

(3) 森林法に基づく火入れに対する許可

森林法の規定に基づく火入れをする場合は、森林法及び美郷町火入れに関する条例に基づき許可を受けさせるとともに、許可条件を遵守させる。また、ごみ焼却、焚き火等火災とまぎらわしい行為をする場合の届出を励行させる。

(4) 消防資機材の整備

林野火災に対する消防力を維持強化するため、消火資機材の近代化と備蓄を積極的に推進する。

(5) 空中消火体制の整備

町は、県消防防災ヘリコプター等による空中消火作業が円滑に実施できる体制を確立するとともに、臨時ヘリポートの整備に努める。

なお、大規模林野火災に至った場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

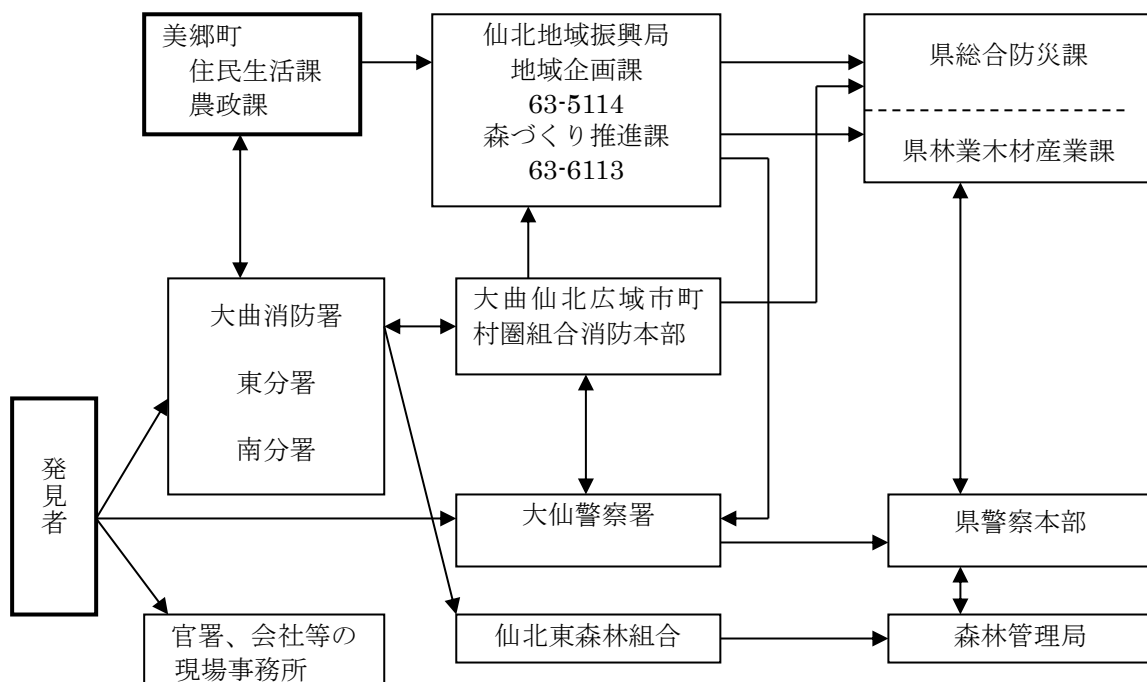
(6) 広域応援消防体制の整備

隣接市町村との相互応援協定を締結し、広域応援消防体制を整備する。

(7) 訓練の実施

林野火災関係機関相互の協力体制を確立するとともに、年1回以上訓練を実施して、消火技術の向上を図る。

林野火災発生連絡系統図



**第 8 節 危険物施設等災害予防計画 【震災対策編 P43】**

**第 9 節 建造物等災害予防計画 【震災対策編 P46】**

**第 10 節 土砂災害予防計画 【震災対策編 P48】**

**第 11 節 公共施設災害予防計画 【震災対策編 P54】**

「第 2 章 災害予防計画」のうち、上記各節については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。

## 第 12 節 風害予防計画

[住民生活課、建設課、農政課]

### 第 1 計画の方針

防風施設等の整備を促進するとともに、気象情報を的確に把握して、建物の補強等について指示し、風害を予防する。また、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防、前線通過による大雨被害の防止を図る。

### 第 2 台風等

#### 1 現況

本町での台風被害は年に 1、2 回程度であるが、農作物の収穫時期に集中しているため、水稲の倒伏、果樹の落下等の被害が大きい。町では、台風に関する気象情報を的確に把握し、被害の軽減に努めている。

#### 2 風水害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風等により火災、農産物、家屋等の被害が発生する。風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

#### 3 対策等

##### (1) 体制

- ア 注意報発表等により注意体制に入る。
- イ 災害発生により、注意体制から必要な体制に切り替える。

##### (2) 対策

- ア 風に強い森林を作るため、スギ人工林においては適正な間伐の実施及び複層林の造成等を進め、広葉樹林においては改良等の整備を行うなど、多様な森林の造成を行う。
- イ 防風保安林の整備・拡充を行い、強風による被害の軽減を図る。
- ウ 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
  - a 火災予防の広報、査察を実施して警戒心を高揚させる。

- b 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を召集して出動体制を強化する。
  - c 消防資機材及び消防水利の点検を実施する。
  - d 消防団員は分団区域の警戒を実施する。
- エ 台風の襲来に伴って降る大雨による被害を防止するため、水防対策を確立する。
- オ 学校等の管理者は、校舎、建物を点検し老朽部分を補強するとともに、児童、生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- カ 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため次の措置を実施して安全を図る。
- a 外れやすい戸や窓、弱い壁は筋かい、支柱等で補強する。
  - b 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は上にも針金で補強する。
  - c 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下しをする。
  - d 必要により避難の準備をする。
  - e 台風の襲来するおそれがある場合は、登山などを見合わせさせるとともに、常日ごろからラジオを携行するよう指導する。

[資料編 19-2 秋田県の気象警報の種類と発表基準、21-1 明治以降の主な災害履歴]

## 第13節 雪害予防計画

[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

雪害による地域経済の停滞を防止し、住民生活の安定を図るため、主要道路等の交通確保、雪崩防止、緊急時における医療等の確保を図る。

また、すべての雪害を未然に予防し住民の安全、農作物の被害防止、建築物の倒壊防止を図るとともに、災害発生の場合は必要な措置を講ずるため、町内6箇所に配置されている積雪量メーターの平均値が140センチメートル（警戒積雪深）に達した時点で「美郷町豪雪対策本部」を設置し、雪害予防に万全を図る。

[資料編 2-1 美郷町豪雪対策本部設置規則]

### 第2 冬期交通路の確保

#### 1 現況

通勤、通学に支障のないよう幹線道路・歩道の除雪を行い、冬期間における住民の生活安定と道路交通を確保するため、除雪体制の整備充実を図っている。

#### 2 対策

##### (1) 道路の除雪

##### ア 実施区分

##### a 一般国道

一般国道13号（直轄指定区間）については、国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所が実施する。

##### b 県道

主要地方道、一般県道については、県が実施する。

##### c 町道

町道については、町が実施する。

##### イ 除雪体制

##### a 平常時における除雪

自動車の交通量、交通確保の必要度に応じて除雪を実施する。

##### b 警戒積雪深を超える異常降雪時の場合の除雪

警戒積雪深を超え、交通がマヒし、生活に影響を及ぼすおそれのないように、国、県ならびに関係機関と協議決定し、緊急体制をもって除雪する。また、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的、予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

##### c 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 住宅密集地の除排雪

町及び関係機関は、特に屋根の雪下ろし時期において雪捨て場の選定や搬送方法について相互に調節し、除排雪作業の円滑化を図る。

(3) 除排雪デーの設定

町は、行政区、関係団体による町ぐるみの除雪日を設け、屋根の雪下ろし及び道路の一斉除排雪を行うなど、雪に対する警戒の普及啓蒙に努める。

(4) 住民に対する要望事項

- ア 路上駐車、特に夜間の路上駐車をしない。
- イ 除雪された雪や宅地内の雪は道路に出さない。
- ウ 除雪の障害となる沿道の樹木の枝（道路内の高さ 4.5m以内）を切る。
- エ 道路敷内には物を置かない。
- オ 除雪による破損が予想される建物の戸、シャッター等についてはあらかじめ標識を設置するか、板等で保護する。
- カ 流雪溝への投雪口（蓋）の開閉についての管理を徹底させる。

(5) 交通指導取締り及び交通規制 [大仙警察署]

ア 交通指導取締り

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、積雪時における道路交通対策要綱に基づき交通指導取り締まりを実施する。

イ 交通状況の把握

警察は、県、町と連携を図りながら交通状況の把握に努め、緊急交通路の確保にあたる。

ウ 緊急通行車両以外の通行禁止

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通の確保にあたる。

エ 交通規制の実施

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を制限するため、必要があるときは、被災地周辺の隣接警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(6) 鉄道輸送の確保

雪害による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立、設備及び機械類の整備増強、雪害状況に対応する運転計画の策定等により運航を確保する。細部については東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策計画」による。

(7) バス運行の確保

県内バス事業者は、国、県、町が行う計画除雪路線における定期バスの運行を確保する。

### 第3 雪崩防止対策

#### 1 現況

県内は全域が豪雪地帯に、そのうち美郷町は特別豪雪地帯に指定されている。これまでのところ、雪崩による住家損壊や道路埋没などの大きい災害はないが、豪雪時には気象状況に注意するとともに、計画的に雪崩防止施設の整備促進を図っている。

#### 2 対策

##### (1) 警戒避難体制の確立

雪崩危険箇所周辺の集落及び道路においては、災害が発生した場合、直ちに警戒及び避難体制を確立する。

##### (2) 雪崩防止対策事業

雪崩危険箇所については、雪崩防止のための対策事業を計画的に推進する。

ア 雪崩防止施設の整備促進

イ 雪崩危険箇所の巡視等

ウ 標識等の設置

[資料編 7-10 なだれ(県森林整備課所管)、7-11 なだれ(県河川砂防課所管)]

### 第4 保健衛生及び医療対策

#### 1 現況

積雪期に緊急に医療を要する患者が発生した場合は、町と関係機関が協力して対処している。

#### 2 対策

##### (1) 医療

ア 町内医療機関及び町周辺の機関との連携による医療救護体制をとる。

イ 特に緊急の場合は、警察、消防又は自衛隊に緊急輸送を要請する。

ウ 山間地にある集落の救護、保健、環境衛生対策については、保健士が巡回し適切な医療補助と保健指導に努める。

##### (2) 飲料水の確保

積雪期における飲料水の確保のため、施設、機械の整備と保護に努めるとともに、災害発生時における応急復旧用資材、人員の配置等の確保に努める。

##### (3) ごみ処理及びし尿処理

ごみ収集運搬車、し尿取扱車の定期運行を実施するとともに、道路、河川への不法投棄を未然に防止する一方、除雪前の汲み取りの励行、消雪後のごみの早期回収に努める。

### 第5 民生対策

#### 1 現況

豪雪地帯においては、積雪のため住民の生活は相当の制約を受けている。町は、関係機関と協力して事故防止に努めている。

#### 2 対策

##### (1) 人命及び建物被害の防止

積雪、雪崩等による人身事故及び建造物の損壊を防止するため、次の事項の指導を徹底する。

- ア 雪崩及び落雪の危険区域に対する立入り、通行の制限を行い、保護柵を設けるとともに必要により警戒員を配置する。
- イ 屋根の雪下ろし及び除排雪を適宜実施し、常に非常口を確保する（屋根積雪量が 70 cmを超えれば危険）。また、雪下ろし作業の事故防止について注意を促す。
- ウ 木造老朽建物の補強工事を事前に実施する。
- エ 暴風雪等悪天候時における危険作業（特に水上作業）を避ける。
- オ 悪天候時の高齢者、女性、子供の単独歩行、また、過度の飲酒後の歩行を避ける。
- カ 道路の除雪、落雪等により排水溝をせき止めないように、常時雪を排除する。
- キ 要援護世帯の雪下ろし、除雪については、除雪ボランティアや地域関係者が協力して実施する。
- ク ストープの煙突や給排気筒を点検させる。
- ケ 倒壊時に隣接家屋等に危険が及ぶと推測される、危険空き家の倒壊等を防止するため、所有者又は管理者に対し適切な助言又は指導を実施する。

## （２）孤立集落対策

雪崩、豪雪等により孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講ずる。

- ア 急病人、出産、食料の緊急補給等に対する処理と通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。
- イ 急病人等に対する応急手当、手当のための医薬品の備え付けについて指導する。

## （３）火災予防の徹底と消防体制の強化

火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び消防機械格納庫や道路などの除排雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立するとともに、消火栓、防火水槽、自然水利等の除排雪と表示を徹底する。

## （４）水防対策

融雪洪水に備え、水防資機材の整備、危険区域の警戒及び水防要員の確保を図る。

## （５）雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般の防災思想の普及計画に基づいて行う。特に豪雪に対する町民の意識を高めるために、町の広報紙等でその徹底に努める。また除排雪作業中の事故防止を目的に、安全装備の着用を啓発し、安全講習会を開催する。

# 第 6 農林漁業対策

## 1 現況

豪雪による農業用施設や樹木等への直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物への被害や春作業の遅延による被害が出ている。

## 2 対策

### （１）農作物対策

- ア 消雪促進
- イ 樹体及び棚被害の防止



- ウ 野兎、野鼠被害の防止
- エ 病虫害の防除
- (2) 農業用施設対策
  - ア 施設の補修、補強の実施
  - イ 施設の屋根及び軒下等の排雪の徹底
  - ウ 消雪パイプ及び流雪溝の設置推進
- (3) 畜産関係対策
  - ア 畜舎の保全管理
  - イ 越冬飼料の確保
  - ウ 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化
  - エ 草地の維持管理
  - オ 家畜疾病の防止
- (4) 水産関係対策
  - ア 平時の魚体の健康管理の強化
  - イ 水深の維持、越冬池の整備
  - ウ 積雪期における湧水、地下水の確保
- (5) 林業関係対策
  - ア 適切な間伐の実施

## 第7 文教対策

### 1 現況

教育委員会は、幼児、児童、生徒の安全と学校教育、社会教育並びに社会体育施設構築物の雪害防止を図るため、必要な情報の収集と関係機関との連絡調整、施設管理者に対する除雪の指示を実施している。

### 2 対策

事項名	実施内容	実施機関
1 連絡	系統的に一元化し、迅速かつ的確に行う。	町教育委員会 園、学校等
2 火災予防	(1)煙突接触部、残火の始末に留意する。 (2)火の不始末を防止する。 (3)責任者による巡回を励行する。 (4)水源の確保と消火器材の整備点検をする。 (5)暖房機器の点検、整備を行う。	町教育委員会 園、学校等
3 危険防止	(1)雪囲い等の場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。 (2)避難道路の除雪と避難経路を確保する。 (3)雪崩箇所を表示、警戒（体育館、屋根等を含む）を行う。 (4)悪天候時における児童、生徒に対する休校措置を実施する。	町教育委員会 園、学校等

	<p>(5)集団登下校には必要に応じ引率者をつける。</p> <p>(6)水槽等は表示する。</p> <p>(7)危険場所の表示と当該場所での遊びを禁止する。</p>	
4 通学道路の確保	<p>道路の除雪については国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所、仙北地域振興局建設部、町建設課等関係機関との連絡を密にする。</p>	<p>町教育委員会</p> <p>学校、行政区振興局道路部、関係団体</p>
5 学校施設等の保護	<p>(1)屋根の雪降ろしを励行する。特に老朽校舎に留意する。</p> <p>(2)防災施設等を補強する。</p> <p>(3)水源、消火器の整備点検に努める。</p> <p>(4)防火、防災思想の徹底を図る。</p>	<p>町教育委員会</p> <p>学校</p>
6 社会教育施設等の保護	<p>(1)防災施設の除雪を励行する。</p> <p>(2)防災施設を補強する。</p> <p>(3)避難口の表示と除雪に努める。</p> <p>(4)防災思想の徹底と普及に努める。</p>	<p>町教育委員会</p> <p>町関係団体</p>
7 社会体育施設等の保護	<p>(1)プールの水の処置と除雪に努める。</p> <p>ア プールは満水とする。</p> <p>イ プール側壁にむしろをかけ、その端は水にたらず状態にする。</p> <p>ウ 適宜プール内面の氷割りに努める。</p> <p>(2)防災施設の除雪を励行する。</p> <p>(3)防災施設を補強する。</p> <p>(4)防災思想の徹底と普及を図る。</p>	<p>町教育委員会</p> <p>町関係団体</p>
8 文化財の保護	<p>(1)消防関係者との連携を図る。</p> <p>(2)常時監視体制を図る。</p> <p>(3)防災施設の除雪を励行する。</p> <p>(4)文化財保護関係者等の協力体制の充実を図る。</p> <p>(5)文化財の修理、補強に努める。</p>	<p>町教育委員会</p> <p>町関係団体</p>

## 第14節 農林業災害予防計画

[農政課]

### 第1 計画の方針

農地防災及びほ場整備等の農業農村整備事業を計画的に推進するとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

### 第2 農地及び農業用施設等

#### 1 現況

農業人口は高齢化と兼業化が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となり、施設等が老朽化しているものがある。

また、町の耕地の状況は次のとおりである。

2020年農林業センサス

区分	田	畑	樹園地	計
面積 (ha)	5,457	348	25	5,830

#### 2 対策

老朽化したため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設について補強改修を実施する。

#### 3 防災措置

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低・湿地地域等における排水対策、降雨等による農地の浸食対策、ほ場整備事業による地域排水型暗渠排水施設の整備及び田んぼダムの取組み拡大等について、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図る。

[資料編 9-12 土地改良区管理施設で防災機能を有する施設一覧、  
9-13 農用地等湛水による洪水予防箇所]

### 第3 農作物

#### 1 現況

農作物の豊凶は、気象条件並びに農業技術の優劣によって大きく左右されるため、農業気象速報の周知や農業技術の向上に努めている。

#### 2 対策

##### (1) 農業気象情報の周知徹底

ア 農業気象速報の入手手段（美の国あきたネット、こまちチャンネル、秋田県農業気象システム、地域農業システム）の周知徹底を図る。

イ 冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、広報車等を活用し災害予防対策の徹底を図る。

(2) 農業技術指導等

- ア 気象条件に対応した農業技術の向上に努める。
- イ 関係機関との連絡体制を確立し、相互に農業技術の向上に努める。

**第4 農林災害対策**

**1 風水害対策**

(1) 水害対策

ア 予防対策

- a 停滞水を早期に排除するため、転作田等における排水溝の掘削等の早期停滞水排除対策を実施する。
- b 病虫害の異常発生を予防するため、防除体制の整備を図る。
- c 農地・農林施設など下流部の水害を予防するため、水害防備、土砂流出防備等の保安林の整備を図る。これと同時に、水害を予防するための予防治山事業を適切に実施する。

イ 事後対策

a 水稲

- 1) 泥水の流入を極力防ぐとともに早期排水に努める。
- 2) 冠水した稲は水分を失いやすく、また活力が低下しているため、ほ場を急激に乾かすのを避け、浅水管理を主体にした水管理と間断かん水に努める。
- 3) いもち病、白葉枯病、黄化萎縮病、アワヨトウ等の病虫害防除を徹底する。

b その他作物

- 1) 明渠等によりほ場から排水を速やかに行う。
- 2) 茎葉に付着した泥水等を早期に洗浄する。
- 3) 中耕・培土及び追肥等により生育の回復を図る。
- 4) 早期に病虫害防除を実施する。

c 林業

- 1) 林地や林道の復旧については、災害関連緊急治山事業などの各種復旧事業により早期復旧を図る。

(2) 風害対策

ア 予防対策

a 水稲

湛水管理により異常蒸散を防止する。

b 果樹等

- 1) 風害軽減のため防風網、防風林等を設置する。
- 2) 支柱の設置及び棚の補強等により倒木、倒伏を防止する。
- 3) 収穫適期における収穫作業の促進を図る。

c 施設園芸

- 1) ハウス等の補修・補強を実施する。
- 2) 防風網を設置する。

d 林業

間伐等保育の促進により、耐風性に優れた森林を育成する。

イ 事後対策

- a 水稲
  - 1) 早期立て直し、結束により、穂発芽の発生防止と登熟促進を図る。
- b 果樹等
  - 1) 倒木、倒伏棚等の早期立て直しを実施する。
  - 2) カスガイ等により裂開部の接着を実施する。
  - 3) 接着不能枝の早期切り落としと傷害部への薬剤塗布を実施する。
  - 4) 早期に病虫害防除を実施する。
- c その他作物
  - 1) 倒伏茎葉の立て直しと洗浄を実施する。
  - 2) 早期に病虫害防除を実施する。
  - 3) 傷害果、傷害茎葉を速やかに摘除する。
- d 林業
  - 1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等などの二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。
  - 2) 森林の崩壊に伴う土砂流出及び被害木の流出に対処するため治山ダム工を施工し、これらが下流に流出することを防止する。

## 2 雪害対策

### ア 予防対策

- a 農作物
  - 1) 積雪期間の長期化による越冬作物の被害をなくすため、融雪促進剤、土、糶がら、くん炭等の散布により融雪の促進を図る。
  - 2) 水稲等の育苗予定地の融雪促進を図るため、融雪促進剤を散布するほか、機械等による強制除排雪に努める。
  - 3) 明・暗渠等の設置による融雪水の早期排除に努める。
  - 4) 果樹等の枝折れと果樹棚の被害防止のため、降雪前の支柱設置及び枝の結束、降雪後の冠雪除去、枝の堀り上げを実施するとともに、大雪のときは共同による除排雪を実施する。
  - 5) 野兎、野鼠被害防止のため、野兎共同捕獲体制の整備、殺鼠剤、忌避剤の利用等を励行する。
- b 農業関係施設
  - 1) 降雪前に支柱や筋交い等により補強するとともに、破損箇所を補修する。
  - 2) 冬期間に使用しないビニールハウスでは、あらかじめビニールを取り除く。
  - 3) 施設屋根及び軒下等の堆積雪の除排雪を励行する。
  - 4) 消雪パイプ、流雪溝の設置を推進する。また、既に設置された施設においては、常時、保守管理に努め、積極的活用を図る。
- c 畜産
  - 1) 作業事故及び家畜の事故防止を図るため、早期雪下ろしと畜舎周辺の除排雪に努める。
  - 2) 輸送事情等の悪化による飼料不足が発生しないよう、余裕のある備蓄計画に努める。

- 3) 輸送事情の悪化及び凍結等による牛乳、乳製品等の品質低下を防止するため、品質管理の指導とあわせて、集出荷のための路線確保に努める。
  - 4) 積雪期間の長期化による草地荒廃を防止するため、必要に応じて消雪作業を実施する。
  - 5) 冬期間に多発する疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。
- d 内水面漁業
- 1) 寄生虫の駆除、栄養要求に合わせた給餌等、平時の魚体の健康管理を強化する。
  - 2) 越冬池は水深の維持、また屋根をかける等の工夫により池水の保温に努める。
  - 3) 積雪期における湧水、地下水を確保するとともに除排雪、割氷の実施により斃死を防止する。
- e 林業
- 適切な間伐の実施による密度調整を行うことにより、雪に強い森林を造成する。
- イ 事後対策
- a 農作物
- 1) 果樹等で損傷した枝のうち回復不可能なものは早期に切り落とし、回復可能なものは裂開部をボルトやカスガイで接着させる。
  - 2) 枝の折損程度に応じて早期にせん定を実施する。
  - 3) 枝折れ、食害による損傷部に塗布剤を塗り、樹体を保護する。
  - 4) 破損した果樹は早急に取り除く。
  - 5) 胴枯れ病等の病虫害防除を徹底する。
  - 6) 排水溝を掘り、融雪水の排水に努める。
- b 林業
- 1) 被害林木の放置による病虫害の発生、林地の崩壊及び被害木の流出等の二次災害を防止するため、被害木の早期処理を実施する。
  - 2) 雪害により倒伏した林木のうち、被害が軽微なものは雪起こし作業を実施し、その回復を図る。
- ### 3 霜害及び冷害対策
- ア 霜害予防対策
- a 水稻
- 育苗期間中の二重被覆等による夜間保温を励行する。
- b 野菜・畑作物等
- 1) パイプハウス栽培では、カーテン、トンネル等による夜間保温を行う。
  - 2) 露地では、トンネル、べたかけ被覆等で保温対策を励行する。
- c 果樹
- 被覆資材の活用により霜害を防止する。
- イ 霜害事後対策
- a 果樹

- 1) 結実量確保のため人工受粉を励行する。
- 2) 被害程度に応じた摘果を実施する。

ウ 冷害予防対策

a 水稻

- 1) 品種の適正配置により危険分散を図る。
- 2) 土づくり対策及び施肥の適正化により稲体の健全化を図る。
- 3) 健苗育成により初期成育の促進を図る。
- 4) 適正な栽植密度により目標生育量の早期確保に努める。
- 5) 計画的な水管理により適正水温を確保する。
- 6) 害虫防除を徹底する。

b 野菜、花き等

- 1) 被覆資材の活用により保温に努める。
- 2) マルチ栽培等により地温の上昇を図る。

4 雹害対策

ア 事後対策

a 果樹

- 1) 傷害果実の適正摘果を実施する。
- 2) 被害園における病虫害防除等の適正管理を励行する。

b その他作物

- 1) 傷害果、傷害葉を速やかに摘除する。
- 2) 病虫害発生予防のため、早期に薬剤散布を実施する。
- 3) 中耕・培土、追肥等により育成の回復を図る。

5 干害対策

ア 予防対策

a 水稻

用水の計画的利用を推進する。

b その他作物

- 1) 有機物の施用、深耕などの土壌改良等により、土壌保水力の増加を図る。
- 2) スプリンクラー、うね間灌水施設等を整備する。
- 3) 水源かん養、干害防備等保安林の整備・拡充を図り干害の発生を抑制する。

**第15節 避難計画 【震災対策編 P61】**

**第16節 医療計画 【震災対策編 P64】**

**第17節 文化財災害予防計画 【震災対策編 P69】**

**第18節 要配慮者の安全確保に関する計画 【震災対策編 P72】**

**第19節 ボランティア活動と支援計画 【震災対策編 P75】**

**第20節 広域応援体制の整備 【震災対策編 P76】**

**第21節 災害時の生活関連物資等の確保に関する計画 【震災対策編 P78】**

「第2章 災害予防計画」のうち、上記各節については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 活動体制計画

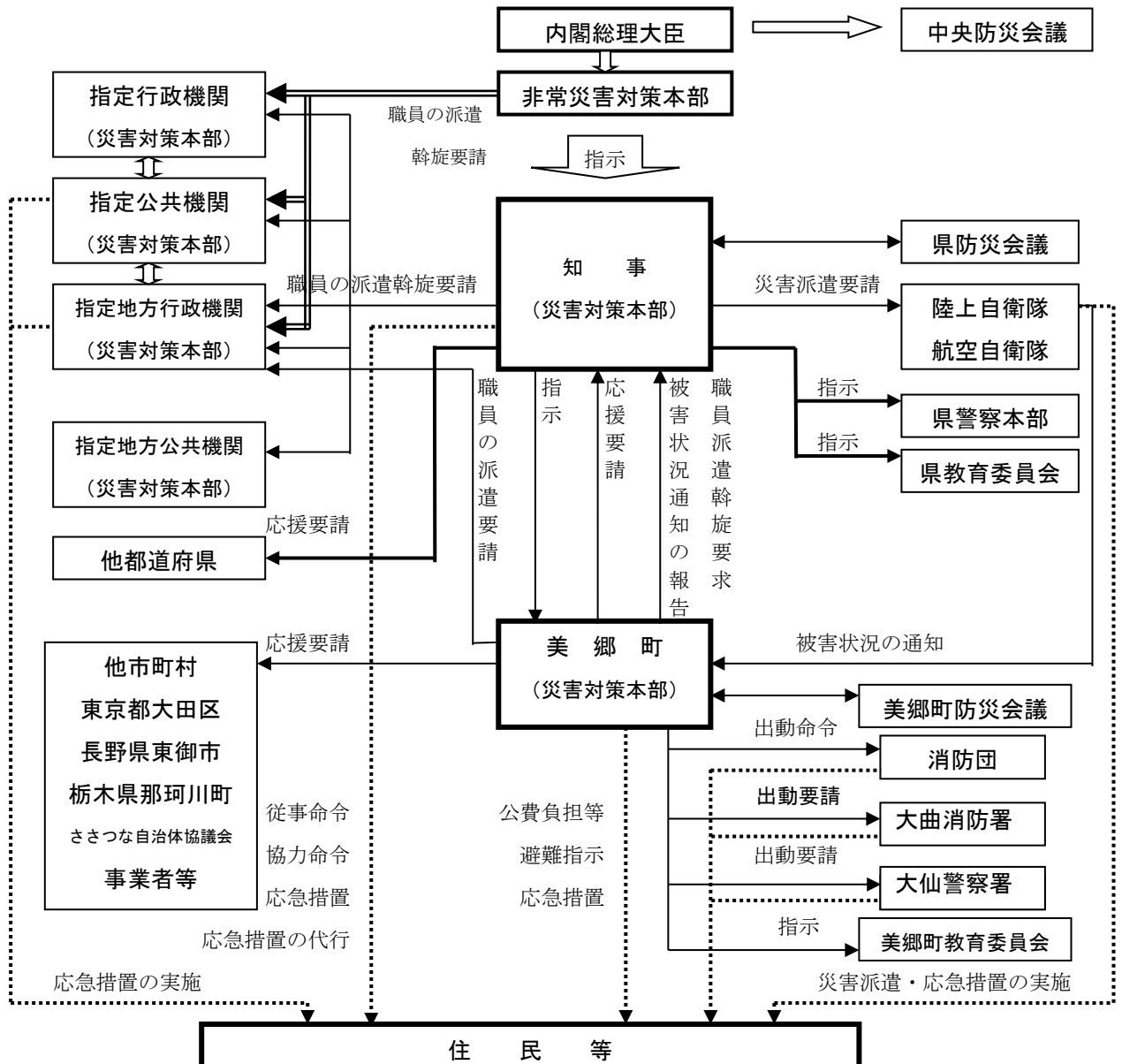
[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町及び防災関係機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等の防災活動を推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制を確立する。

### 第2 防災活動体制

防災活動のための体制は次のとおりとする。





### 第3 美郷町災害対策本部等

#### 1 一般災害等時における災害対策本部等の設置等

(1) 町長は、町の広範な地域に甚大な災害が発生し、又はその被害が拡大する恐れがある場合、防災活動を強力に推進するため必要と認めた場合は、災害対策本部等を設置する。

災害対策本部を設置したときは、県及び出先機関、その他関係公共機関、近隣市町村に対し電話・無線等で報告し、また住民に対しては防災行政無線、広報紙・広報車等によりその周知徹底を図る。

(2) 町は、国または県の「現地対策本部」が設置されるときは当該設置場所について便宜を図る。また、町の「災害対策本部」は国または県の「現地対策本部」と連携して対策に当たる。

なお、国または県が、現地において、関係省庁、県、市町村、ライフライン事業者等の代表者を集めた連絡会議や調整会議を開催する場合、町は情報収集により把握した被災地の状況や、防災対策の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努める。また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、町は必要となる連携に努める。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
美郷町災害対策本部	役場庁舎 84-1111 (総務課)	1 広域(全町)停電や自然災害等が複合的に発生し、被害が甚大になると予想され、町長の指示があった場合 2 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合 3 土砂災害警戒情報、特別警戒が発表された場合 4 その他町長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 指示事項の連絡伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡調整 5 災害予防及び応急対策の実施	本部長 町長 副本部長 副町長、教育長 本部付 大曲消防署長 消防団長 総務課長 本部員 各対策部長
美郷町災害対策部	役場庁舎 84-1111 (総務課)	1 局地的な自然災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、町長の指示があった場合 2 被害が発生し、防災上特に必要と認められた場合 3 その他副町長が必要と認めた場合		部長 副町長 部員 消防団長 各課室局長
美郷町災害警戒部	役場庁舎 84-1111 (総務課)	1 暴風、大雨、大雪、洪水などの気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがある場合で、町長の指示があった場合 2 局地的に小規模災害が発生した場合 3 その他総務課長が必要と認めた場合	1 災害情報の収集、資料の作成 2 関係機関との連絡調整	部長 総務課長 部員 指定職員

## 2 災害対策本部の編成及び事務分掌

### (1) 業務内容

- ・災害に関する情報の収集伝達及び被害報告に関すること。
- ・指示事項の伝達に関すること。
- ・防災会議との連絡調整に関すること。
- ・他の防災機関との連絡調整に関すること。
- ・災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。

### (2) 災害対策本部編成

#### 災害対策本部組織

本 部	本部長 町長 副本部長 副町長、教育長
本部会議	総務課長、企画財政課長、税務課長、住民生活課長、福祉保健課長、商工観光交流課長、農政課長、建設課長、出納室長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育推進監、教育推進課長、生涯学習課長、消防団長、大曲消防署長

#### 災害対策本部 部班編成

所属部	本部員		班	班員所属課・室・局
	部長	副部長		
総務部	総務課長	企画財政課長、 出納室長、 議会事務局長	総務班	総務課、議会事務局
			調査班	税務課、住民生活課
			広報班	総務課、住民生活課
			連絡班	企画財政課
			経理班	出納室
民生部	住民生活課長	福祉保健課長	救助班	福祉保健課
			医療班	福祉保健課
			福祉班	福祉保健課
			衛生班	住民生活課
			清掃班	住民生活課
産業部	農政課長	商工観光交流課長、 農業委員会事務局長	農林班	農政課、農業委員会事務局
			商工班	商工観光交流課
建設部	建設課長	税務課長	建築班	建設課
			土木班	建設課
			輸送班	税務課、建設課、住民生活課
			給水班	税務課、建設課
文教部	教育推進課長	生涯学習課長	学校教育班	教育推進課
			社会教育班	生涯学習課

			幼児教育班	教育推進課
警防部	大曲消防署長 消防団長	大曲消防署南分署長 消防団副団長	指揮班	南分署
			調査班	東分署
			防ぎょ班	消防団

### 3 災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部の廃止

本部長（災害対策本部）及び部長（災害対策部・災害警戒部）は、応急対策を終了しさらに被害が拡大するおそれがないと認められるときは、以後の体制を定めたうえで災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止する。

災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止したときは、県及び出先機関、その他関係公共機関、近隣市町村に対し、電話、無線等で報告し、また住民に対しては防災行政無線、広報紙、広報車等によりその周知徹底を図る。

### 4 他の都道府県等における地震災害に対する支援体制

町は、東京都大田区、長野県東御市、栃木県那珂川町、ささつな自治体協議会と応援協定を締結しており、これら締結先から応援要請がある場合に備え、あらかじめ応援隊の編成を整えておく。また、町備蓄品等の援助物資を提供する体制を用意しておく。

また、町の責務として他市町村長からの応援要請があった場合又は知事からの指示があった場合にも対応できるよう、町備蓄品等の援助物資の提供体制を準備しておく。

なお、町社会福祉協議会自ら又はボランティア団体あるいは登録災害ボランティアへも応援を働きかける。

[資料編 1-3 美郷町災害対策本部条例]

## 第4 美郷町災害対策本部等の運営の基本事項

### 1 災害対策本部の設置場所

名 称	設置場所	適用	電話	ファックス
災害対策本部	役場庁舎 土崎字上野乙 170-10	総務課	84-1111	85-2107
災害対策部			(災害時直通電話は	
災害警戒部			85-3884、85-2114)	

### 2 災害対策本部長の職務代行

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

### 3 災害対策部長の職務代行

- 第1順位 教育長
- 第2順位 総務課長
- 第3順位 住民生活課長

### 4 災害警戒部長の職務代行

- 第1順位 住民生活課長
- 第2順位 企画財政課長

第3順位 税務課長

5 災害対策本部会議

災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示・総合調整を行うため、本部会議を招集する。  
また、災害対策本部会議の議題はおおよそ次のとおりとする。

(1) 報告事項

- ア 地震情報及び被害情報
- イ 配備体制
- ウ 避難指示及び指示事項
- エ 職員の応援事項
- オ 各対策部の措置事項

(2) 協議事項

- ア 応急対策への指示
- イ 各対策部間の調整事項についての指示
- ウ 他市町村に対する応援要請の要否
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請の要否
- オ 災害救助法適用申請の要否
- カ 被害状況視察隊編成の決定
- キ 被害者に対する見舞金品給付の決定
- ク 次回本部会議開催予定日時の決定

6 災害対策本部各部各班の業務内容

部 名	班 名	分 掌 事 務
総務部	総務班	1 災害対策本部の庶務及び本部会議に関すること 2 防災会議、県災害対策本部その他関係機関との連絡に関すること 3 災害対策本部各部の総合連絡調整に関すること 4 動員及び非常招集に関すること 5 災害応急対策の立案に関すること 6 住民の要請及び陳情に関すること 7 応急公用負担に関すること 8 警戒区域の設定に関すること 9 避難指示等に関すること 10 県知事及び他市町村長に対する応援要請に関すること 11 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること 12 災害に関する工事及び被害状況の報告に関すること 13 災害対策の総括に関すること 14 被害調査に関すること 15 気象予警報の受理伝達に関すること 16 本部(役場)の電気等の維持に関すること 17 公用車の配車及び輸送に関すること 18 その他ほかの部(班)に属さないこと
	調査班	1 災害状況調査確認に関すること 2 被災者の調査把握に関すること 3 危険区域の調査に関すること 4 災害の記録及び被害報告書の作成に関すること 5 り災証明の発行に関すること 6 その他災害調査全般に関すること

	広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人心の安定に関する事</li> <li>2 避難指示等及び指定緊急避難場所、救護所等の周知に関する事</li> <li>3 広報資料・災害記録写真等の収集・整理・保存等に関する事</li> <li>4 定例記者発表、報道機関との連絡に関する事</li> <li>5 防災行政無線による住民への連絡業務に関する事</li> <li>6 緊急告知FMラジオによる住民への連絡業務に関する事</li> <li>7 その他災害上必要な広報に関する事</li> </ol>
	連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電源・通信線の確保に関する事 (IP 電話、サーバー確保)</li> <li>2 本部長の指示命令伝達に関する事</li> <li>3 その他連絡全般に関する事</li> </ol>
総務部	経理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に伴う予算経理に関する事</li> <li>2 義援金品に関する事</li> <li>3 補助、金融に関する事</li> <li>4 物件の損害補償に関する事</li> <li>5 調達物資の収納、保管及び配分に関する事</li> <li>6 災害時における町有物件の管理に関する事</li> <li>7 税の徴収猶予及び減免等に関する事</li> <li>8 その他経理全般に関する事</li> </ol>
民生部	救助班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所の設置に関する事</li> <li>2 災害ボランティアの受け入れと配置に関する事</li> <li>3 炊き出しその他食糧並びに救助物資の給貸与に関する事</li> <li>4 調味料その他副食物の調達に関する事</li> <li>5 生活必需品の調達に関する事</li> <li>6 被災者の生活相談、救護に関する事</li> <li>7 その他救助全般に関する事</li> </ol>
	医療班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班の編成に関する事</li> <li>2 救護所の開設に関する事</li> <li>3 医療器具並びに医療品の調達配分に関する事</li> <li>4 傷病者の医療措置に関する事</li> <li>5 感染症患者の収容に関する事</li> <li>6 検疫に関する事</li> <li>7 遺体の検視に関する事</li> <li>8 協力医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>9 その他医療全般に関する事</li> </ol>
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>2 福祉施設の保全及び復旧に関する事</li> <li>3 福祉施設入居者の避難、救護に関する事</li> <li>4 福祉施設への高齢者や障害者等の要配慮者の受入に関する事</li> <li>5 要援護者世帯のり災者援護に関する事</li> <li>6 要配慮者の避難支援、指定避難所介護等に関する事</li> <li>7 要配慮者の安否確認に関する事</li> <li>8 その他福祉全般に関する事</li> </ol>
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生施設の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>2 被災地及び指定避難所等の食品衛生・生活衛生・防疫に関する事</li> <li>3 防疫資機材及び薬品の調達に関する事</li> <li>4 遺体の処理に関する事</li> <li>5 埋火葬及び慰霊に関する事</li> <li>6 へい獣処理に関する事</li> <li>7 危険動物・ペット等の管理に関する事</li> <li>8 その他衛生全般に関する事</li> </ol>
	清掃班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の清掃に関する事</li> <li>2 被災地のし尿・ごみ処理に関する事</li> <li>3 清掃施設及び火葬場等施設の復旧に関する事</li> <li>4 清掃車両及び従事者の確保に関する事</li> <li>5 がれきの撤去に関する事</li> <li>6 その他衛生全般に関する事</li> </ol>
産業部	農林班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の応急対策並びに被害調査に関する事</li> <li>2 農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関する事</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 農薬、肥料及び家畜飼料の確保、あっせんに関する事</li> <li>4 家畜伝染病予防対策並びに施設の復旧に関する事</li> <li>5 応急用米穀、そ菜の調達、あっせんに関する事</li> <li>6 林業被害対策、復旧用木材のあっせんに関する事</li> <li>7 農林畜産関係の補助、融資、起債等に関する事</li> <li>8 農産物及び森林り災証明に関する事</li> <li>9 その他農林全般に関する事</li> </ul>
産業部	商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係・観光施設の被害調査に関する事</li> <li>2 被害時における労働力の確保及び被災失業者の就業相談に関する事</li> <li>3 災害対策に要する資材、物資の把握及び調達に関する事</li> <li>4 金融に関する調査及び対策に関する事</li> <li>5 物資流通並びに物価安定対策に関する事</li> <li>6 電気関係機関並びに業者の協力要請に関する事</li> <li>7 旅行者・観光施設利用者等・一時滞在者の保護等に関する事</li> <li>8 その他商工全般に関する事</li> </ul>
建設部	建築班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 指定避難所及び救護所の設置、補修に関する事</li> <li>2 町有建築物並びに施設、設備の応急復旧に関する事</li> <li>3 応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理に関する事</li> <li>4 建築技術者及び従事者の確保に関する事</li> <li>5 住宅建設の融資に関する事</li> <li>6 建築物の被害調査に関する事</li> <li>7 建築物のり災証明に関する事</li> <li>8 被災建築物の危険度判定に関する事</li> <li>9 その他建築全般に関する事</li> </ul>
	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通確保及び人命救助のための障害物の除去に関する事</li> <li>2 河川・道路災害の応急対策及び復旧対策に関する事</li> <li>3 河川・道路被害の調査に関する事</li> <li>4 土木技術者及び従事者の確保に関する事</li> <li>5 道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関する事</li> <li>6 その他土木全般に関する事</li> </ul>
	輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難者及び傷病者の輸送に関する事</li> <li>2 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関する事</li> <li>3 遺体の輸送に関する事</li> <li>4 救助物資の輸送に関する事</li> <li>5 応急及び復旧のための資機材の輸送に関する事</li> <li>6 輸送車両の調達に関する事</li> <li>7 その他輸送全般に関する事</li> </ul>
	給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の確保及び供給に関する事</li> <li>2 給水車両の調達に関する事</li> <li>3 水道施設の応急及び復旧対策に関する事</li> <li>4 下水道施設の応急及び復旧対策に関する事</li> <li>5 上下水道技術者及び従事者の確保</li> <li>6 その他、給水、上下水道施設全般に関する事</li> </ul>
文教部	学校教育班・ 幼児教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 町立学校施設の被害調査に関する事</li> <li>2 町立学校施設の保全及び復旧に関する事</li> <li>3 被災園児・児童・生徒・教職員の避難及び救護に関する事</li> <li>4 臨時校舎の開設及び応急教育に関する事</li> <li>5 保健衛生及び学校給食保全措置に関する事</li> <li>6 教科書及び学用品の調達、配分に関する事</li> <li>7 学校施設への集団避難の受入対策に関する事</li> <li>8 その他災害時における学校教育全般に関する事</li> </ul>
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設及び文化財の被害調査に関する事</li> <li>2 社会教育施設及び文化財の保全、復旧措置に関する事</li> <li>3 社会教育施設への集団避難の受入対策に関する事</li> </ul>

		4 その他災害時における社会教育全般に関する事
警防部	指揮班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第一次動員及びその訓練計画に関する事</li> <li>2 消防職員、消防団員の指揮運用に関する事</li> <li>3 災害現場の連絡調整に関する事</li> <li>4 消防応援要請に関する事</li> <li>5 その他警防活動全般に関する事</li> </ol>
	調査班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害調査に関する事（他の部に属するものを除く）</li> <li>2 被災者の調査に関する事</li> <li>3 被災原因の調査に関する事</li> <li>4 被災現場の情報収集に関する事</li> <li>5 その他警防活動全般に関する事</li> </ol>
	防ぎょ班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の予防、警戒並びに防ぎょに関する事</li> <li>2 避難誘導に関する事</li> <li>3 被災者の救出並びに行方不明者の捜索に関する事</li> <li>4 警防資機材の整備点検、調達及び輸送に関する事</li> <li>5 犯罪の予防に関する事</li> <li>6 一般住民への警報並びに指令等の伝達に関する事</li> <li>7 分団管轄区域の被害等状況調査に関する事</li> </ol>

## 第2節 職員の動員体制

[全課・室・局、教育委員会]

### 第1 職員動員の基本事項

#### 1 自主登庁による参集

災害発生時に登庁すべきことをあらかじめ指示されている職員は、防災行政無線、ラジオ、テレビその他の方法により災害の発生を覚知した場合は、直ちに指定された庁舎へ参集する。

また、その他の職員は、地域の被害の状況や被災者の救助などの応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けた場合は速やかに参集する。

#### 2 職員参集装置の招集指示による参集

携帯電話の所持を義務付けられた指定職員は、指示に基づき指定施設、又は指示された施設等に指示された方法で参集する。

#### 3 動員指示伝達による参集

動員の指示があった場合は、指定された施設、又は指定された場所に参集する。

### 第2 職員の心得

- 1 職員は携帯電話、ラジオ等を備え、常に気象情報・地震情報が得られるようにする。
- 2 災害が発生した場合は防災行政無線、ラジオ、テレビ等の情報に注意し、職員自身の被災等やむを得ない事情がある場合を除き、別に定める動員計画により参集する。
- 3 動員計画の第3動員の場合には、交通途絶等を考慮し、原則として徒歩、自転車、バイクで参集する。
- 4 指定された施設以外に参集した場合は、所属長に報告して指示を受ける。
- 5 参集した職員は自己（家族を含む）の被害及び参集途中で見聞き、また収集した災害の状況等を所属長に報告する。
- 6 所属長は、職員の報告をもとに、災害状況及び職員の被災については災害対策本部総務部に直ちに報告する。

### 第3 指定職員及び動員計画

- 1 第1動員及び第2動員の指定職員参集基準は、別表職員動員計画表による。
- 2 指定職員の指定は、定期人事異動に伴い毎年所属長が行い総務課長に報告する。年度途中で変更した場合も同様とする。
- 3 指定職員の指定にあたっては、勤務場所と居住地の距離等交通手段途絶の場合を考慮する。
- 4 指定職員名簿は、住民生活課長及び総務課長が保管する。



動員基準

	第1 動員 (災害警戒部)	第2 動員 (災害対策部)	第3 動員 (災害対策本部)
部長	総務課長	副町長	町長
動員基準	<p>1 暴風、大雨、大雪、洪水などの気象警報等が発表され、災害が発生するおそれがある場合で、町長の指示があった場合</p> <p>2 局地的に小規模災害が発生した場合</p> <p>3 その他総務課長が必要と認めた場合</p>	<p>1 局地的な自然災害等が発生し、又は発生するおそれがあり、町長の指示があった場合</p> <p>2 被害が発生し、防災上特に必要と認められた場合</p> <p>3 その他副町長が必要と認めた場合</p>	<p>1 広域（全町）停電や自然災害等が複合的に発生し、被害が甚大になると予想され、町長の指示があった場合</p> <p>2 災害救助法を適用する程度の災害が発生した場合</p> <p>3 土砂災害警戒情報、特別警報が発表された場合</p> <p>4 その他町長が必要と認めた場合</p>
動員内容	<p>事態に対処するため、災害予防の措置を強化し、災害発生に備える。</p> <p>特に情報の把握、連絡活動が円滑に行える体制とする。</p>	<p>全職員をもって当たる体制とし、状況により直ちに救助、応急対策活動ができる体制とする。</p>	

職員動員計画表

		職員数	第1動員 (災害警戒部) 【部長：総務課長】	第2動員 (災害対策部) 【部長：副町長】	第3動員 (災害対策本部) 【本部長：町長】
町長			—	—	町長
副町長			—	副町長	副町長
教育長			—	教育長	教育長
総務課	総務班	6	総務課長 総務班長 総務班職員		
	秘書広報班	4			
	管財班	4			
企画財政課	企画財政班	4	企画財政課長		
	情報統計班	3			
税務課	住民税班	6	税務課長		
	固定資産税班	5			
住民生活課	環境安全班	5	住民生活課長 環境安全班長 環境安全班職員		
	戸籍年金班	6			
福祉保健課	福祉班	7	福祉保健課長		
	健康対策班	9			
	地域包括支援班	9			
	医療保険班	7			
	新型コロナウイルス感染症対策推進室	3			
商工観光 交流課	交流・商工班	4	商工観光交流課長		
	観光班	4			
農政課	農業振興班	7	農政課長		
	農林整備班	3			
建設課	建設管理班	11	建設課長		
	上下水道班	7			
出納室	出納班	3	出納室長		
議会事務局	庶務班	1	議会事務局長		
	議事班	1			
農業委員会 事務局	庶務班	2	農業委員会事務 局長		
	農地調整班	1			
教育推進課	教育総務・指導班	14	教育推進監、 教育推進課長 教育推進課参事		
	幼児総務班	3			
	幼児教育班	37			
生涯学習課	社会教育班	6	生涯学習課長 生涯学習課参事		
	スポーツ振興班	3			
	歴史文化財班	5			

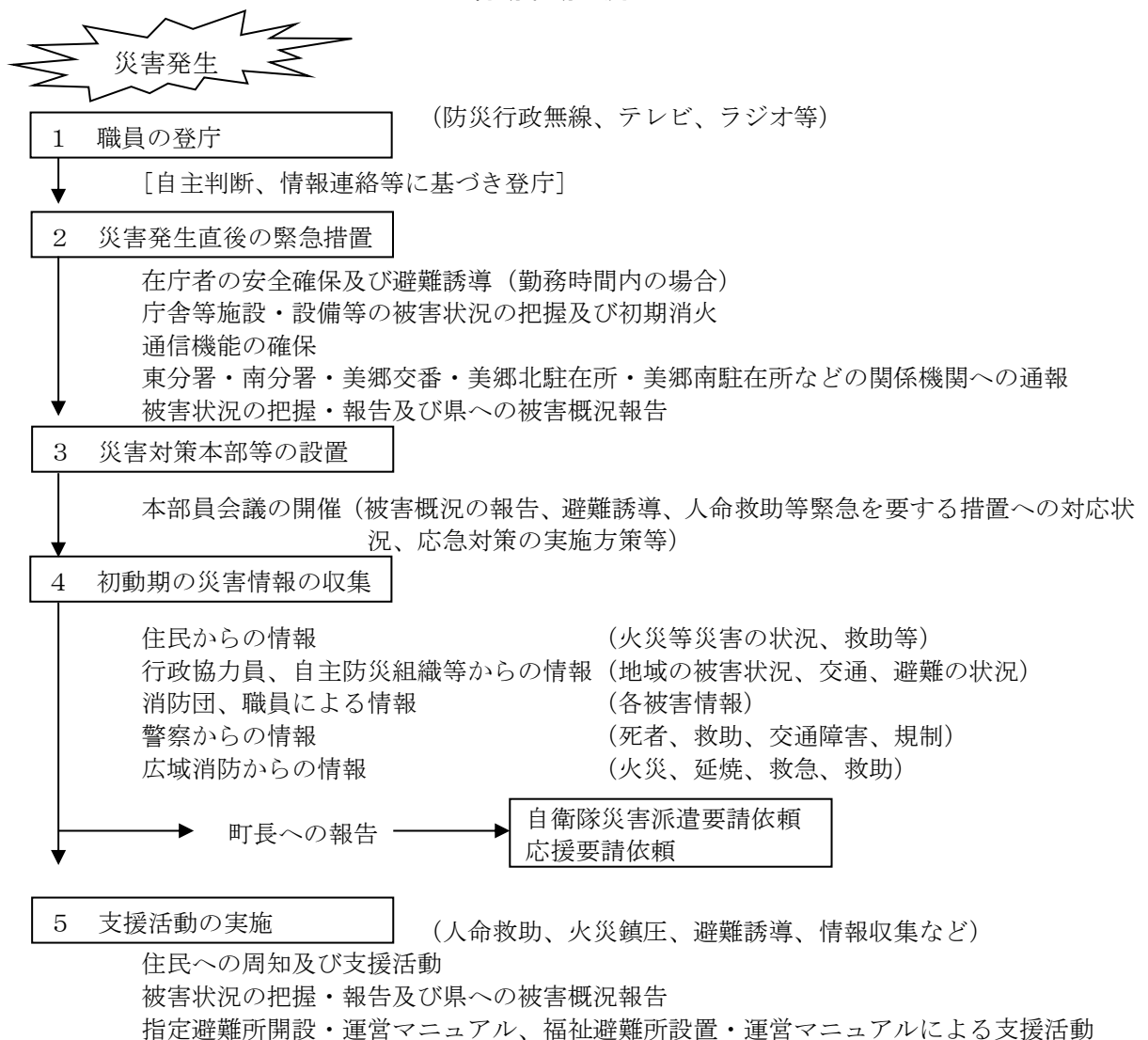
※管理職、会計年度職員は含まない

## 第4 初動活動

災害発生時における職員の初動時の対応は次のとおりとする。

- 1 職員の登庁場所は基本的に通常勤務する庁舎とするが、交通の途絶等によりこれによりがたい場合は直近の出張所に登庁する。
- 2 職員は登庁途上に被害の状況把握に努め、登庁後課長等に報告する。
- 3 課長等は、自主登庁した職員及び必要と思われる所要人員を確保し、災害対策本部各部各班の業務内容に基づき、災害情報の収集を中心とする職員の役割分担を決定する。
- 4 課長等は速やかに被害状況、職員の参集状況を取りまとめ、総務課長に報告する。
- 5 総務課長は、町長、副町長に被害状況等を報告し、配備体制・応急対策・応援要請等について必要な指示を受け、その内容を各課長に連絡する。
- 6 課長等は、職員に指示し応急対策を実施するとともに、総務課長は、被害状況について県等関係機関に報告する。(速報)

### 初動活動の流れ



[資料編 23-2 指定避難所開設・運営マニュアル、23-3 福祉避難所設置・運営マニュアル、  
23-6 美郷町防災行政無線局管理運用規則]

## 第5 応援要請等

### 1 応援要請

町長は、災害が発生した場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長、知事（災害対策基本法第 67～68 条）及び協定がなされた関係団体、相互応援協定を締結している東京都大田区長、長野県東御市長、栃木県那珂川町長、ささつな治自体協議会長に対して応援を要請する。

### 2 要請手続き等

応援要請の手続きは、応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣や、相互応援協定に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫している場合は上記によらないことができるものとする。

また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

### 3 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他必要な事項

### 4 応援の要領等

- (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動するが、その身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、美郷町が負担する。

## 第6 職員の派遣

### 1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 町長及び知事は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

加えて、県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。

## 2 派遣要請手続き

派遣要請は文書を以て行う。(災害対策基本法施行令第15条)

## 3 派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

## 4 身分取扱等

- (1) 派遣先に分類され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての意味合いが強い場合は派遣先で負担する。

## 第7 応急措置の代行

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- (1) 警戒区域を設定し、同地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退却を命ずる。
- (2) 他人の土地・建物その他工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
- (3) 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- (4) 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

## 第8 応急公用負担

### 1 要件

町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

### 2 公用負担の内容

#### (1) 物的公用負担【災害対策基本法第64条】

- ア 土地・建物その他の工作物の一時使用
- イ 土石・竹木その他の物件の使用又は収用
- ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置

#### (2) 人的公用負担【災害対策基本法第65条】

町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

### 3 公用負担の手続き等

災害対策基本法施行令で定めるところによる。

### 4 損失補償及び損害賠償

災害対策基本法第 82 条第 1 項、第 84 条第 1 項の規定による。

### 第 3 節 自衛隊災害派遣計画 【震災対策編 P98】

「第 3 章 災害応急対策計画」のうち、上記節については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。

## 第4節 気象予報等の発表及び伝達計画

[住民生活課、建設課、農政課、福祉保健課、教育委員会]

### 第1 計画の方針

気象予報等の発表、火災警報及び水防警報の発令基準並びに伝達体制を明確にして災害予防対策の確立を図るとともに、関係機関に対し必要な予報警報を伝達し、災害の予防に努める。

### 第2 気象注意報、警報等の種類と発表基準

#### 1 気象注意報及び警報

気象注意報及び警報の種類と発表基準については[資料編 19-2 秋田県の気象警報の種類と発表基準]のとおりである。

気象予警報の種類

区分	予警報の種類	一般の利用に適合するもの	水防活動の利用に適合するもの	消防危険	農林業災害危険
注 意 報	風雪	○		○	○
	強風	○		○	○
	大雨	○	○		○
	大雪	○		○	○
	濃霧	○			
	雷	○		○	
	乾燥	○		○	○
	なだれ	○		○	
	着氷(雪)	○			○
	霜	○			○
	低温	○			○
	融雪	○		○	○
	地面現象(山崩れ、地すべり等で他の注意報に含めて発表)	○		○	○
	浸水	○		○	○
	洪水	○	○	○	○
	警 報	暴風	○		○
暴風雪		○		○	○
大雨		○	○	○	○
地面現象(山崩れ、地すべり等で他の注意報に含めて発表)		○		○	○
洪水		○	○	○	○
特 別 警 報	暴風雨	○	○	○	○
	暴風雪	○	○	○	○
	大雨	○	○	○	○
	大雪	○	○	○	○

## 2 水防活動用の予報及び警報

共同して行う洪水予報は、洪水注意報及び洪水警報の2種類と、それに準ずるものとして洪水情報があり、次に基準により発表される。

### (1) 洪水注意報

「予報基準地点のいずれかが警戒水位を超えるおそれがあるとき、又は警戒水位を超えないと予想される場合においても災害の起こるおそれがあるとき」に発表。

### (2) 洪水警報

「予報基準地点のいずれかが、危険高水位程度若しくは危険高水位を超えると予想され、溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとき」に発表。

### (3) 洪水情報

「洪水予報以外の洪水に関する情報、洪水予報の補足説明」として発表。

## 3 火災気象通報

消防法第22条に基づく火災気象状況の通報は、次の基準により行うものとする。なお、町長は火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとする。

(1) 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下の見込みのとき。

(2) 実効湿度70%以下で、平均風速8m/s以上の見込みのとき。

(3) 平均風速が内陸10m/sの見込みのとき。ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

## 第3 水防警報

洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときには、次の区分により水防警報が発令される。

発令者	河川名
秋田県知事	横手川、丸子川、矢島川 注：細部については年度ごとに作成する秋田県水防計画による。

[資料編 9-4 水防警報警戒区域]

## 第4 火災警報

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令するものとし、あらかじめ発令の基準を定めておく。

## 第5 気象予警報等の伝達と周知

町は、気象予警報等を受け取ったときは、速やかに関係機関及び必要に応じ住民へ伝達し、周知を図って災害の予防に努める。

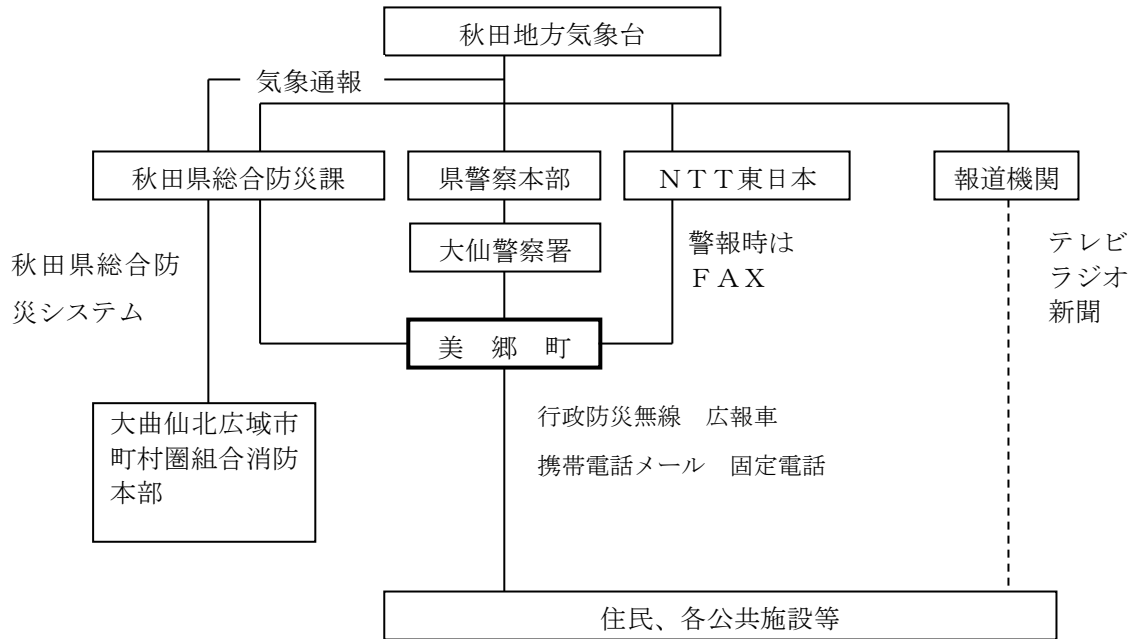
気象業務法第15条の2第2項に規定による特別警報を受け取ったときは、直ちに関係機関及び住民へ伝達し、災害の予防に努める。特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況であり、住民は命の危険が迫っているため、直ちに



身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当情報であり、気象業務法において町から住民への周知の措置が義務づけられていることから、町は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達する。

また、秋田地方気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

### 気象注意報、警報等伝達系統



## 第5節 災害情報の収集、伝達計画

[住民生活課、総務課、農政課、建設課]

### 第1 計画の方針

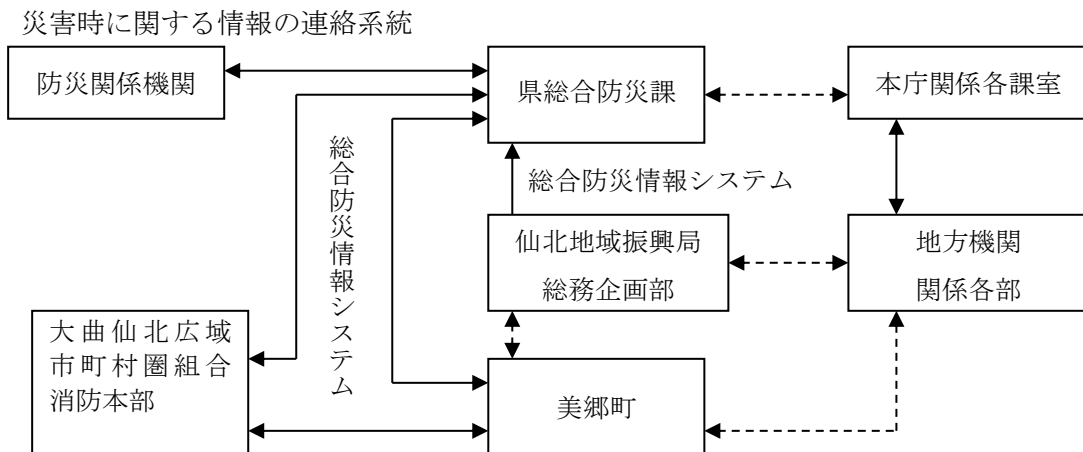
気象業務法に基づく注意報及び警報、特別警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災警報等を迅速かつ的確に収集するとともに、町及び防災機関に迅速かつ確実に通報し適切な防止措置を図る。

町は、土砂災害警戒情報、特別警報が発表されたときは、直ちに災害対策本部を設置するとともに、速やかに住民へ伝達し、避難勧告及び指示等その他必要な措置を講ずる。

災害が発生したときは、直後から被災情報及び被害情報を速やかに県及び関係機関等に報告するため、自己の所掌する事務又は業務に関して、職員又は関係機関の協力を得て、応急対策活動に必要な情報及び被害状況等を収集する。

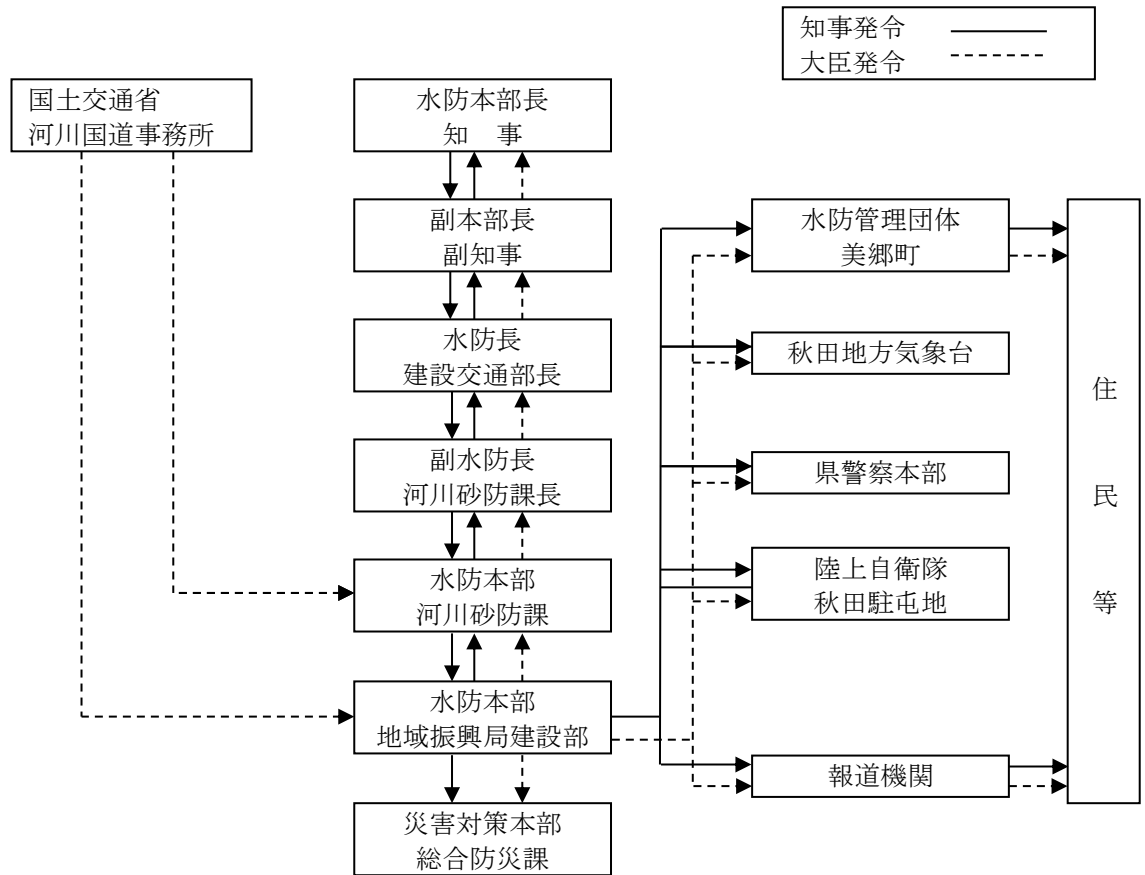
### 第2 情報収集体制及び伝達

- 1 災害が発生した場合には、町、県並びに防災関係機関は、その所掌事務又は業務に関して積極的に職員を動員して情報収集にあたる。
- 2 災害発生直後において概括的被害情報、ライフラインの被害範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集にあたる。
- 3 関係機関は被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告する。
- 4 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、総合防災情報システム等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図る。



注) ----- は必要により報告

### 第3 水防警報、水防指令の伝達系統



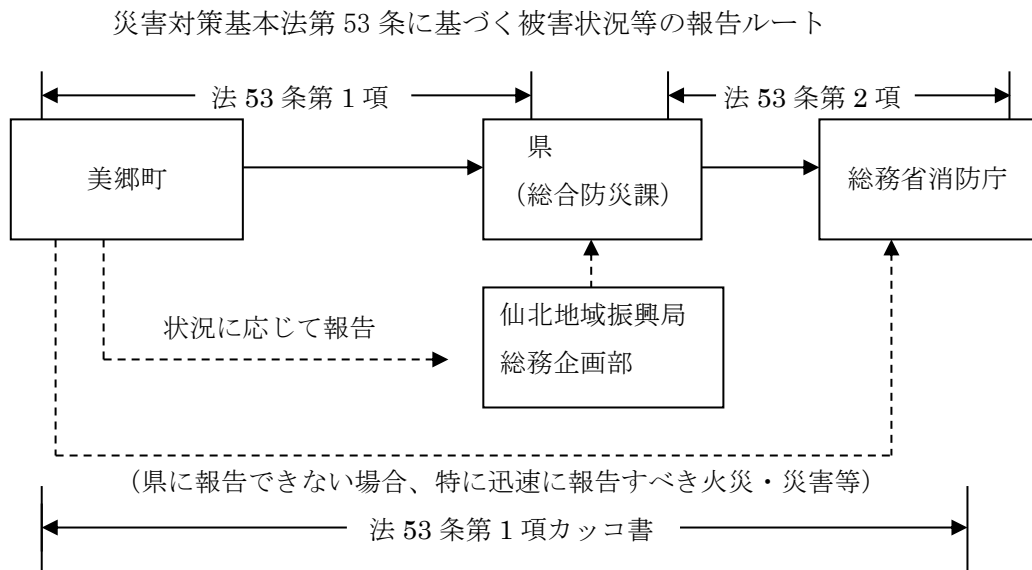
### 第4 被害報告の対象

災害情報等の報告の対象はおおむね次に掲げるものとする。

- 1 人的被害、住家被害が発生したもの。
- 2 災害救助法の適用基準に該当する程度のも。
- 3 災害に対し、国及び県の財政援助等を要すると思われるもの。
- 4 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町の被害が軽微であっても近隣市町村地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- 5 災害の状況及び災害が及ぼす社会的影響等からみて、報告を要すると認められるもの。
- 6 その他、特に指示があった災害。

## 第5 被害報告要領

町は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、当該対策本部等）へ報告する。



### 消防庁連絡先

回線別	区分	平日（9：30～17：45）	左記以外
		※防災情報室	※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7526	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7536	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	T N-048-500-7526	T N-048-500-7782
	FAX	T N-048-500-7536	T N-048-500-7789

### 1 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初段階で被害状況が十分に把握できていない場合（例えば第1報で死傷者の有無等を報告する場合）には、1号様式を用いて報告する。

- (1) 発生場所、発生日時
- (2) 当該災害の発生した具体的地名（地域名）
- (3) 風水害については、降雨の状況、河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- (4) 雪害については、降雪の状況、雪崩、溢水の概況
- (5) その他これらに類する災害の概況

### 2 災害即報

被害状況が判明次第、その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

### 3 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから 20 日以内に 2 号様式（確定）により報告する。

### 4 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害について、3 号様式により翌年の 4 月 30 日までに消防庁へ報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

[資料編 5-1~3 被害状況報告の様式]

第 6 節 通信運用計画 【震災対策編 P110】

第 7 節 広報及び公聴計画 【震災対策編 P112】

第 8 節 避難対策計画 【震災対策編 P114】

第 9 節 消防・救助活動計画 【震災対策編 P123】

第 10 節 消防防災ヘリコプターの活用計画 【震災対策編 P124】

「第 3 章 災害応急対策計画」のうち、上記各節については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。

## 第 11 節 水防活動計画

[住民生活課、建設課、農政課]

### 第 1 計画の方針

#### 1 目的

堤防等河川施設の崩壊等による水災害の警戒及び防御、河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策は、「美郷町水防計画書」による。

#### 2 水防活動

堤防等河川施設の崩壊等による水災害の警戒及び防御、河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策は、「美郷町水防計画書」による。

- 第 12 節 災害警備計画 【震災対策編 P128】
- 第 13 節 輸送計画 【震災対策編 P129】
- 第 14 節 給食・給水計画 【震災対策編 P133】
- 第 15 節 生活必需物資等供給対策計画 【震災対策編 P137】
- 第 16 節 医療救護計画 【震災対策編 P139】
- 第 17 節 災害ボランティアの派遣・受入計画 【震災対策編 P142】
- 第 18 節 公共施設等の応急復旧計画 【震災対策編 P144】
- 第 19 節 ライフライン施設応急対策計画 【震災対策編 P147】
- 第 20 節 危険物施設等応急対策計画 【震災対策編 P150】
- 第 21 節 危険物等運搬車両事故対策計画 【震災対策編 P153】
- 第 22 節 防疫・保健衛生計画 【震災対策編 P155】
- 第 23 節 動物の管理計画 【震災対策編 P157】
- 第 24 節 廃棄物処理計画 【震災対策編 P158】
- 第 25 節 遺体の捜索、処置、埋火葬計画 【震災対策編 P160】
- 第 26 節 文教対策計画 【震災対策編 P163】
- 第 27 節 住宅応急対策計画 【震災対策編 P165】
- 第 28 節 流出油等の防除対策計画 【震災対策編 P168】
- 第 29 節 災害救助法の適用計画 【震災対策編 P169】

「第 3 章 災害応急対策計画」のうち、上記各節については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。

## 第4章 災害復旧計画

- 第1節 公共施設災害復旧事業計画 【震災対策編 P172】
- 第2節 財政負担に関する計画 【震災対策編 P175】
- 第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画 【震災対策編 P177】
- 第4節 農林漁業経営安定計画 【震災対策編 P178】
- 第5節 被災者の生活確保 【震災対策編 P179】
- 第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画 【震災対策編 P184】
- 第7節 激甚災害の指定に関する計画 【震災対策編 P185】

「第4章 災害復旧計画」については「美郷町地域防災計画 震災対策編」を準用する。